

# 二弁仲裁センター

## 30年 のあゆみ

第二東京弁護士会  
仲 裁 セ ン タ ー

# はじめに

第二東京弁護士会仲裁センター30周年記念誌刊行にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

当会の仲裁センターは、全国の弁護士会に先駆けて1990年3月15日に設立されて以降、様々な紛争解決を通じて、あるべきADRの姿を模索してまいりました。前回刊行しました20周年記念誌では、当時の日本弁護士連合会が掲げた「市民の目線で第二次司法改革へ」との方針の下、当会仲裁センターとしてもさらに市民に利用しやすい紛争解決手段となるよう継続的な取組を行っていくとの方針を示しました。

その後10年余りが経過し、全国の弁護士会だけみても36弁護士会（39センター）でADRが実施されており、裁判外紛争解決（ADR）という言葉自体も含めて、制度への理解が徐々に浸透しております。そうした中で、著しい進展を遂げているIT、AI技術を活用したADRとして、ODRの議論が活発化しております。特に、コロナ禍の状況下で、従来行われてきた対面での手続実施が困難となっている状況でも実施が可能な紛争解決手段として、ODRは注目されているところです。この点、二弁仲裁センターでは、期日開催において原則としてウェブ会議を利用して、より利用しやすい手続の対応を進めています。

また、2020年11月から、厚生労働省の委託を受けて当会が行っている「フリーランス・トラブル110番」では二弁仲裁センターの和解あっせん手続が活用されていますが、その申立件数は年々増加傾向にあり、ADRが身近な紛争解決制度になっていることを象徴する出来事であると言えます。

さらに、従前より議論がなされてきた調停による和解合意に対する執行力付与については、今般、法制審議会仲裁法制部会において、2022年2月4日付けで「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」が示され、弁護士会ADRの在り方とともに議論がされている状況にあります。

このように、ADRに関しては、より利用者にとって利用しやすい制度を目指して、日々実践が積み重ねられ、またそれをふまえた議論がされております。今後、IT、AI技術の著しい進歩やコロナ禍で生活様式が様変わりした状況下で、弁護士会ADRをどのように発展させていくかが問われていると言えます。本記念誌はそれを検討していくうえでも有益な資料になるものと思います。

最後に、当会仲裁センターがこれまで30年の長きにわたり継続発展してきましたのは、ひとえに仲裁人、補助者、委員その他多くの関係者のご支援とご協力の賜物と感謝いたします。今後とも、弁護士会ADRの発展のためにご協力をいただきますようお願いをいたしまして巻頭の言葉といたします。

2023年（令和5年）3月

第二東京弁護士会

会長 菅沼友子

# 目 次

<b>1 第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会</b> 2020年(令和2年)9月11日開催 (第二東京弁護士会仲裁センター設立30周年記念シンポジウム) .....	1
(1) シンポジウム反訳文	
(2) 資料	
基 調 講 演：農端康輔（弁護士）	
山田 文（京都大学大学院法学研究科教授）	
パネリスト：山田 文（同上）	
垣内秀介（東京大学大学院法学政治学研究科教授）	
斎藤睦男（弁護士、日弁連ADRセンター委員長）	
農端康輔（弁護士）	
コーディネーター：室谷和宏（弁護士）	
<b>2 歴代委員長より</b> .....	85
(1) 平成23年度・24年度委員長 鈴木雅芳	
(2) 平成25年度・26年度委員長 伊達俊二	
(3) 平成27年度・28年度委員長 萩毛誠子	
(4) 令和元年度・2年度委員長 坂井雄介	
<b>3 寄 稿</b> .....	95
(1) 「オンライン時代のADRとその技法」（入江秀晃）	
(2) 「日本におけるADRに関する近時の動向について」（垣内秀介）	
(3) 「ADRは制度ではなく、運動である」（斎藤睦男）	
(4) 「原子力損害賠償ADRと二弁仲裁センター」（出井直樹）	
(5) 「内側から見た二弁仲裁センターとADRの30年」（中村芳彦）	
(6) 「法律家のフィルター」（山崎司平）	
<b>4 仲裁人候補者、補助者候補者名簿</b> .....	111
<b>5 卷末資料（二弁仲裁センター2010年～2019年の歩み）</b> .....	117

# 1 第24回全国弁護士会 ADRセンター連絡協議会

(第二東京弁護士会仲裁センター設立30周年記念シンポジウム)



# 第24回 全国弁護士会ADRセンター連絡協議会

「これまでのADR、これからの中長期～利用されるADRとなるためには～」

2020年（令和2年）9月11日開催

※役職名はシンポジウム当時のものです。

**【五十嵐実保子会員（司会）】** 定刻を過ぎましたので、第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会を始めたいと存じます。

本日は、お忙しいところ第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会に御参加いただき、ありがとうございます。本年度は、第二東京弁護士会が担当会を務めさせていただきます。

第二東京弁護士会仲裁センターは、2020年3月に設立30周年を迎えました。本日の協議会は、第二東京弁護士会仲裁センター設立30周年シンポジウムを兼ねて、第二東京弁護士会が担当回として開催させていただくことになりました。

私は、本日司会を務めます、第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会副委員長の五十嵐実保子と申します。よろしくお願いします。

それでは、日本弁護士連合会ADRセンター、齊藤睦男委員長から開会の御挨拶をいただきます。齊藤先生、よろしくお願いします。

## ○開会挨拶

**【齊藤睦男会員（日弁連ADRセンター委員長）】** 御紹介いただきました齊藤睦男です。仙台弁護士会の所属です。今回の協議会の主催団体の一つであります日弁連ADRセンターを代表して、御挨拶いたします。

今年の担当会は、今年の3月に、ADRセンター設立30周年を迎えた第二東京弁護士会です。以下、親しみを込めて「二弁」とお呼びしたいと思います。

二弁は、この30年間、全国のADRセンターをけん引して、先頭を走り続けてきました。そこで、「二弁のADRの歩みを検証して、今後の課題と戦略を描き出す、それによって弁護士会ADR全体の輪郭が明瞭に描けるのではないか」ということが、今回の連絡協議会の目的であります。

二弁仲裁センターの創始者である、亡き原後山治先生のことが分かる方は、今や少数派かもしれません。私が初めて原後先生にお会いしたのは、平成15年の箱根での二弁のADR夏季合宿のときでした。そのとき、私は、ADRの「え」の字も分からぬ状態で参加したのですけれども、原後先生は、「仙台から、よう来てくれた。仙台からは、いつか必ず来ると思っていたよ」と、笑顔で迎えてくださいました。原後先生は、翌年の熱海の夏季合宿の夜の二次会で、仙台から来たメンバーと車座になって座談をしていたとき、「今、裁判所に足りないものは何だと思うか」と尋ねられました。「それは、リアリティと親切心だよ」と、おっしゃいました。「弁護士会ADRが大切にしなければいけないもの、それはリアリティと親切心なのだな」ということを肝に銘じて、平成18年に仙台弁護士会でADRセンターを立ち上げました。思い出話は、ここまでにいたします。

本日は、Web画面を通しての協議会で、参加された皆さんの熱量が直接伝わらないことが残念ですけれども、コロナ禍だからといって簡単に開催を諦めるのではなく、今できる最高の内容の協議会にしようと、懸命の準備をしてこられた二弁の皆さんに、まずもって感謝申し上げます。そして、このような状況下で、万難を排して、ここ、第二東京弁護士会の1005号会議室に集まつていただきました、京都大学の山田文先生と東京大学の垣内秀介先生には、心より感謝申し上げたいと思います。

本日の参加申込者は一昨日の時点で150名ぐらいというように聞いています。この協議会がWebでありますながらも、どこか熱量が感じられ、親切で、リアリティ豊かなものとなることを祈念しまして、開会の挨拶といたします。ありがとうございました。

**【司会】** 齊藤先生、ありがとうございました。

続きまして、第二東京弁護士会、岡田理樹会長から、

一言挨拶を申し上げます。岡田先生、よろしくお願ひします。

【岡田理樹会員（第二東京弁護士会会長）】 御紹介にあずかりました、本年度第二東京弁護士会の会長をさせていただいております、岡田理樹と申します。連絡協議会の開催地を代表しまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆さん、本日は、第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会に御参加いただき、誠にありがとうございます。また、本日、シンポジウムに御登壇予定の、山田文先生、垣内秀介先生、齊藤睦男先生、このコロナ禍という困難な中、わざわざリアルに、この二弁の会議室に集まつていただきまして、更に、御多忙の中、たくさん時間をかけて事前準備もしていただきまして、本当にありがとうございます。

さて、先ほど齊藤委員長からもお話をありましたとおり、二弁の仲裁センターは、士業団体としては初めて、故原後山治先生が、「ぜひ、このようなものを作りたい」ということで、平成2年に設立されて、今年で丸30年を超えたということになります。今でこそ「ADR」は多くの人に通じる言葉になりましたけれども、当時は、「弁護士会の仲裁センター?」「それは何?」という感じで、ましてや「ADR」というアルファベットの略語は全く通じない、そのような時代でございました。

実は、私も、二弁のこの仲裁族でございまして、12年前に副会長になったときに全部辞めてしまいましたけれども、その前、設立のときから仲裁センターの運営委員会委員でございました。昔話をさせていただくと、先ほどのお話をありました、齊藤委員長が御参加をされた熱海の合宿にも、私、参加しております。司会の方から「今日は、仙台で新しいADR機関を立ち上げるために齊藤先生が見えてます」と御紹介をされていたことを覚えております。

そのような二弁の30周年という、ある意味、区切りの年ではございますが、今回、このようなコロナということで、華々しい大きな大会という形ではできないということになりました。リアルに集まることは難しいということになりましたが、皆様の熱意のおかげで、本日、180名以上が参加されるという、それこそ盛大な、まさに、ある意味、先駆けの二弁らしい新たな形での新しいこのような協議会、あるいは30周年というものを聞くことができたということは、大変うれしく思

っておりますし、この開催にこぎつけられた関係者の皆様のご努力、そして、参加いただいた皆様に、本当に心から感謝したいと思っております。

そして、今回のこのウェビナー方式というものは、これから様々な形でスタンダードになっていくと思われます。それで、このコロナという事態、いつ収束するのかも分かりませんし、収束した後も、アフターコロナというものは、「新しい生活様式」などと申しますけれども、我々のこの法曹界、そして、ADRの在り方にも、大きく影響を及ぼすだろうと思っております。

それで、このADRの素晴らしいところは、その柔軟性にございます。御承知のように、このコロナになって、裁判所は一時、全部ストップをしてしまい、その後、再開しても、ぽつぽつとしか期日が入らないというような事態になっています。これは、ある意味、訴訟手続というものは堅い手続でございまして、やはり、きちんとルールにのっとって最終的な結論を出さなければいけないという、ある種の司法機関、国家機関としての使命があって、なかなか自由がきかないところがございます。それに比べますと、ADRというものは、その手続に関しても柔軟、解決の内容に関する柔軟にできるという、この特質、まさに現在のこのコロナ、あるいはアフターコロナ、ウィズコロナと言われる、そのような時代に、ますます重要性が増してきているのではないか、と考えております。

そして、ここに集っている皆様は、まさに、その先頭を切って新たな日本の司法制度の一部を担っていらっしゃるという意気込みで、ますます、このADRを飛躍させていっていただきたいと考えております。

本日のテーマは、「これまでのADR、からのADR～利用されるADRとなるためには～」ということで、まさに日本のADRが飛躍していく第1歩になるのではないか、と考えております。

参加者の皆さんには、ここで話を今後のADRの運営に役立てていただき、何らかの解決を必要とされる問題を抱えた市民の皆さんに、必要とされる解決、納得できる解決といったものを適時に提供できる体制、そういうものをを目指していっていただければと思っております。

最後に、この会議の準備に当たった日弁連、二弁の委員の皆さんに感謝を申し上げるとともに、本日御参加いただいた皆様の御健勝を祈念して、簡単です

が、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**【司会】** 岡田会長、ありがとうございました。

ここで、例年ならば仲裁ADR統計年報の報告があるので、本年度は新型コロナの影響で集計が完了しておりません。2019年度版の仲裁ADR統計年報は、できあがり次第、日弁連のウェブサイトに掲載する予定ですので、後日、そちらを御確認ください。

それでは、シンポジウムに移りたいと思いますが、第一部の基調報告に入ります前に、第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会の室谷和宏副委員長から、本日のシンポジウムの企画の趣旨について、説明させていただきます。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** 第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会副委員長を務めます、弁護士の室谷和宏と申します。本日は、お忙しいところ、また、新型コロナウイルス等で大変な状況の中、全国弁護士会ADRセンター連絡協議会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本年は、先ほど来申し上げておりますとおり、第二東京弁護士会仲裁センター、「二弁仲裁センター」と略させていただきますが、設立30周年を迎える年でありまして、全国弁護士会ADRセンター連絡協議会の開催と合わせて、二弁仲裁センター30周年記念行事を開催させていただく運びとなりました。日弁連の皆様、それから第二東京弁護士会の皆様におかれましては、開催までいろいろと御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の企画の趣旨について、説明させていただきます。二弁仲裁センターは、平成2年3月に、弁護士会としては初めてのADR機関として発足いたしました。後で御報告があるかと思いますけれども、設立当時は、いわゆる三つのパッション、すなわち「少額紛争の法的救済」、「民事訴訟制度改善の提案」、及び「相談から仲裁へ、相談から解決へ」ということが言われてきたわけです。その後、様々な規模、種類の事件が申し立てられるようになって、仲裁センターを支えるスタッフの皆様や、あっせん人の皆様の熱意と努力、創意工夫により紛争が解決されていくという実績が、30年にわたって積み重ねられてきて、今日に至っています。

しかしながら、二弁仲裁センターに関して言えば、近年の傾向としては、残念ながら利用件数が伸び悩

んでいるという実態がございます。これは、他の多くのADR機関でも直面している問題かと思います。その原因の分析については様々な視点があるかと思いますが、大きく、「ADRの質の問題」と「ADRの周知の問題」の二つの視点を挙げができるのではないかと思います。このうち、「ADRの周知の視点」という点については、これ自体が一つの大きな問題として、これまでにも様々な弁護士会においても議論が行われてきましたし、また、当会でも、夏季勉強会や夏季合宿を通じて議論を行ってきたところでもございます。

そこで、今回のシンポジウムでは、「ADRの質」という点にスポットを当てて議論していきたいと考えております。全体の構成ですが、まず第一部では、二弁仲裁センター嘱託である農端康輔弁護士に「二弁仲裁センターの現状と評価—設立当初のパッションとの関係を中心に」というテーマで、過去から現在までの二弁仲裁センターの状況の御報告をいただきます。続いて、京都大学大学院法学研究科教授山田文先生に、「弁護士会ADRの新しい時代へ向けて」というテーマで、今後、ADRが利用されるために検討すべき事柄について、お話をいただく予定です。

次に、第二部では、山田文先生と農端康輔先生に加えて、東京大学大学院法学政治学研究科教授である垣内秀介先生と、日弁連ADRセンター委員長である仙台弁護士会齊藤睦男先生にもパネリストとして御登壇いただき、利用者目線で求められるADRの質について、パネルディスカッション形式で議論してまいります。「誰からの目線で考えるのか」ということを検討するときには、「利用者目線」という視点は、まず浮かんでくるかと思うのですけれども、改めて考えてみると、他にも、「利用者の代理人ではあるけれども利用者とは異なる弁護士としての目線」、また「制度運営者としての目線」なども考えられるところです。

これまでのADRの議論では、「誰からの目線か」という点が意識されないで、渾然一体として議論されてきたのではないかと思われるところ、ADRの申立件数を増加するためには、「利用者目線」という視点に立った検討を行うことは必須である、と考えておりますので、今回は、特に「利用者目線」という点にこだわって議論していきたいと考えております。

なお、二弁仲裁センターでは、最も多い事件が和

解あっせん申立事件でありまして、仲裁事件は1年に1件あるかないかという程度でもございますので、今回の議論では、主として和解あっせん手続を念頭に置いたものとさせていただきたいと思います。

以上が、今回の企画の趣旨となります。

それから、例年ですと、質疑応答の時間を設ける形にしているのですが、アナウンスでも説明があったかと思いますけれども、この質疑応答についての注意事項を説明させていただきます。本日は、ウェビナー方式を採用しておりますので、質問のある方が挙手をして、こちらが当てるという方法を探ることができません。そこで、今回は、画面上のQ&Aシステムを用いてご質問を承ります。皆様のパソコン等で表示をされている画面に「Q&A」という表示のボタンがあるかと思いますが、そこをクリックしますと入力フォームが出てまいります。ご質問がございましたら、皆様のお名前、ご質問内容、どなたにご回答をいただきたいのか、ということを明示してご記載をいただき、投稿していただければと思います。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、類似のご質問や重複するご質問については、こちら側の判断で取り上げないことがあります。また、時間の関係で、全てのご質問にお答えすることはできかねますことを、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、本日は長時間になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

【司会】 室谷先生、ありがとうございます。

それでは、基調報告に移ります。ご報告いただく方は、第二東京弁護士会仲裁センター嘱託の農端康輔弁護士と、京都大学大学院法学研究科教授の山田文先生です。

最初は、農端嘱託から「二弁仲裁センターの現状と評価—設立当初のパッションとの関係を中心に」と題してのご報告です。農端先生、よろしくお願ひします。

## ○第一部(基調報告)

【農端康輔会員(第二東京)】 仲裁センターの嘱託弁護士をしております、農端康輔と申します。本日は、よろしくお願ひします。

私の方は、二弁仲裁センターの現状と評価というテ

ーマでご報告させていただきます。まず、これまでの二弁仲裁センターを振り返ろうということで、少しお時間をいただいて、お話をさせていただければと思います。

本日お話しする内容は、二弁の中で何人かの委員に意見を聞いたところもありますけれども、何かまとまって議論をしたわけではないので、基本的には、ここ数年、嘱託として関わっている、あるいは、委員会の委員として10年ほど関わった農端の個人的な意見だということを前提に、お聞きいただければと思います。

では、本題に入らせていただきます。

先ほど室谷先生の企画説明でもあったように、二弁仲裁センターの設立時の三つのパッション、設立をするための理由で言われていることは三つあると理解しています。一つ目が「少額紛争の解決」、二つ目が「民事訴訟の改革や改善」、三つ目が「相談から仲裁へ、相談から解決へ」。これらが三つの目的として挙げられて、二弁仲裁センターは30年前に設立されたというように聞いております。

設立時、このようなパッションに基づいて手続が行われたわけですが、その後、実際には、少額事件だけではなく、多様な事件を扱うようになる、あるいは、あっせん人を公募で拡充するというような流れ、展開がある。あるいは、仲裁センターという名前ですが、実際の事件の多くが、和解あっせんの話合いの手続が中心になる。というように、様々な展開があったということが前提になるかと思います。

二弁仲裁センターでは、その運営委員会も含めて、若手からベテランの先生まで、自由で多様な議論を行って、「仲裁センターを、どのようにするのか」ということを議論したり、先ほどの岡田会長のご報告にあった夏季合宿が、まさにその場であったわけですけれども、そのような多様な議論を行って、反省的な実践を行ってきたということが、二弁仲裁センターの歴史であり、それが、設立に関わられた原後山治先生のマインドであるということを、我々としては、お聞きしていたところです。

その後の自由なやり方、あるいはトライ・アンド・エラーの中で、あっせん人による様々なフライングがなされて、それに応じて二弁仲裁センターにおいて制度化されたものというのも、幾つかあると聞いています。例えば、遠隔地での現地での調停を実施する、ある

いは、専門家のあっせん人、カウンセラーの方のあっせん人の協力を得る、そのような方を活用する、ということが、まさに実践の中で生み出された制度だと聞いています。

このような動きもあり、あるいは、「運動としてのADR」と言われますが、そのような運動があるということは前提としつつ、今日の私のこの後の報告では、その最初の「三つの目的」との関係で、「現状の二弁仲裁センターが、どのように評価できるのか」について述べさせていただければと思います。

まず、「少額紛争の解決について」ということです。先ほどの室谷先生のお話の中にもあったかと思いますが、二弁仲裁センターにおいて、設立以来の事件の申立件数については、資料Iの1で図を挙げたとおりです。

平成9年に180件超の事件を扱っていたのですが、その後、150件前後、あるいは100件強ぐらいという時期もありましたが、最近では80件前後という形で推移しており、申立件数は、徐々に減少してきている状況かと思います。また、特に最近は、全事件の4分の1から3分の1ぐらいが、医療ADRを中心とした、いわゆる専門ADRに分類される事件で、一般事件の取扱件数は、かなり減少していると言えるのではないかと思います。

それでは、少額事件は、そのうち、どのようなものを扱っているのか。日弁連ADRセンターにおいて「解決事件の規模」を統計で出しているので、それを確認したところ、資料IIの1で、その統計で出しているものを示させていただきました。全体の資料の19ページ[本誌53ページ]になります。これを見ると、全体の50%以上を超える事件が、解決の価額で言うと100万円以下となっていまして、弁護士の実感として、多くの事件が、弁護士を立てると費用倒れになってしまふという事件で、いわゆる少額事件だと言えることが確認できるのではないかと思います。この状況は、設立10年の初期の頃を見ても同じような状況で、多くの事件が100万円以下の事件だという点では、同じような状況だと思います。

従って、少額事件の対応という意味では、統計上、裁判所へ代理人を付けて解決をすることが、なかなか難しい少額事件についても、一定の割合で解決がなされていると評価できるのではないかと思います。

ただ、潜在的に、この少額事件は、かなり数多くの事件があると考えられます。特に、申立件数が減っているということを踏まえると、「二弁の仲裁センターが、その少額事件の当事者にとって魅力的な解決手段になっているのか」という点については、まだ問題があるだろうと思います。

次に、「民事訴訟制度の改善」との関係に触れたいと思います。1990年ですので、私自身が体験したことではないですが、当時の民事訴訟制度は、手続に時間がかかりすぎるという問題等があったというように言われていたと聞いています。「アービトレーションとしての仲裁機関としてパブリックサービスを提供しよう」ということが、二弁仲裁センター設立の目的の一つであった、と理解しています。

二弁仲裁センターでは、「『うまい、早い、安い』ということで手続のメリットがある」、あるいは、「そのような手続を目指している」ということを、かつて、特に強調していたこともありますので、この関係では、「手続の質の問題」や「早さの問題」について、少し触れられればと思います。

まず、「手続の質の問題」です。仲裁人候補者は、設立当時は19名であったとお聞きしています。いわゆる「スター仲裁人システム」と言われて、元裁判官や、経験10年以上の弁護士で、かなり限られた候補者を行っていました。設立直後に、事件数のこと等も踏まえて26名になったということで、設立1年後の1991年頃の段階では、この26名の仲裁人で行っていたとお聞きしています。ただ、その後、仲裁人候補者を公募することになり、候補者の数は拡大していました。

二弁では、名簿登載時に、個別に、あっせん人・仲裁人候補者にしていいかどうか、を確認していましたが、最近まで、明確に研修事項等を要件にするということはしておりませんでした。直近である昨年の段階では、一般ADRについての仲裁人候補者は135名ほどいらっしゃり、その他に、医療ADRや金融ADR、あるいは、国際・家事ADRなど、固有のADRについての仲裁人候補者がいるという状況にあります。

仲裁センターでは、事例研究を中心とする仲裁実務研究会を、年に10回程度開催していましたが、率直に言って、参加者がかなり限られていたという状況でした。そこで、今年の4月に名簿更新を行ったの

ですが、そのときには、「仲裁人候補者に新たになっていただく場合には、自主交渉援助型調停に関する参加型研修を、ここ5年ぐらいの間に受講してほしい」というお願いをすることにしました。このことを前提に、九州大学の入江秀晃先生を講師として招いて、年に1度の仲裁人候補者向けの研修を、最近、行い始めたという状況です。

次に、「早さ」の関係です。直近のADR仲裁統計年報が出している数字によると、二弁では、資料の方にも挙げてありますように、解決事件についての審理期間は180日超ぐらい、審理回数は4回ぐらい、となっています。これは、あくまでも解決事件に対する期日や審理回数ということになります。一方、設立10年のデータを確認すると、平均解決日数は100日前後、平均審理回数は3.5回ぐらいという統計が残っています。これらのデータを確認すると、以前と比較すると審理期間や審理回数は長期化していると言えるのだろうと思います。この原因は十分探究できていないところもありますが、専門ADRをはじめとして、複数あっせん人の事件が、割合として少し増えているということ等の影響があるのだろうと考えております。

次に、「手続のコストも安い」という点です。二弁では、申立手数料、期日手数料、成立手数料という形で納付いただいております。成立手数料は、解決した経済的利益に応じた額を定めるという手数料をいただいているという形になっています。私が申立代理人になることを考えたとしても、当事者目線で見ると、やはり、成立手数料を考えると、「安い」とは言い難いというようなことは、率直に言って、間違いないかと思います。

ただし、一方で、現状でも赤字になっている事件はかなり多く、仲裁センター維持のための費用を考えると、手数料を更に減額することは、「困難だ」ということも、制度運営者側から見ると明らかなことだと考えています。

とはいえ、二弁仲裁センターの仲裁人、あっせん人の日当や報酬、あるいは補助者といわれる若手で手続のサポートをしてもらえる弁護士の先生方にお支払いしている費用も、国際的な商事調停のような事例と比較すると、公益活動の一環というような扱いであることが一つの理由ですが、かなり低廉な日当や報酬だということは間違いないだろうと思います。また、

経験年数等に応じて、あっせん人の日当等、あるいは時間のタイムチャージが変わる、というようなタイムチャージ制にもしていないという状況です。

一方、裁判所の調停でどのような取り組みが行われているのかということも、少し確認してみたところ、90年代、90年頃の裁判所調停の事情は、必ずしも分からぬところもありますが、最近の東京簡裁、あるいは、家裁の広報的な記事などを見る限り、様々な工夫がなされていると聞いています。裁判所の調停に関する広報の中で、「弁護士調停委員や専門家調停委員を、事案によって活用します」ということを、かなり強調して広報される場合もあります。また、期日で調停主任裁判官が立ち会うということを行っている事例もあり、調停だけではなく、というようなことを行ななどしている。あるいは、現地調停を行うということなどが、具体的な手続としてなされていると思いますし、私自身も、代理人として、そのような事件を経験したこともあります。

さらに、各部においても、研修のようなものが行われているという報告もされていると思います。家庭裁判所でも、京都家裁が、この家事調停技法というレジュメに挙げた『ケース研究』に出した論文が一番分かりやすいと思うのですが、自主交渉援助型調停をかなり意識した手続マニュアルを出しているという状況があると思います。また、「参加型ロールプレイの研修も行っている」ということも、論文の中で報告されており、裁判所側の調停も様々な工夫や取り組みを行っていることは認めざるを得ない状況だと思います。

一方で、「家裁の調停については、かなり権利義務を重視する」という意見もあり、「当事者の話を聞く、当事者を支える力というものが、十分にない」という批判もあるというところかと思います。

「手続の質」の関係で言うと、裁判所の調停も様々な工夫を行っていることは確かで、弁護士会ADRが当初先行していたとしても、既に追い付かれたことも、率直に言って、あるのではないかと思っております。弁護士会としては、更に前に進めるということが、今、求められているのではないかと考えています。

それから、特に東京では、裁判所調停で弁護士調停委員の活用が、多分、他の地方に比べれば多くなされているという実態があり、東京においては、弁護士が調停を主宰するという弁護士会ADRのメリット

が他の地方に比べて、裁判所との比較でメリットになりにくいというような状況があるのではないかと思います。

手続の「早さ」については、設立当初に比べれば少し時間がかかるようになっているということは、先ほど申し上げたとおりです。

手続の「うまい」という点についても、仲裁人候補者の数が増えたこと、あるいは、申立代理人である弁護士の会員数が、そもそも増加したということもあると思いますが、「仲裁人候補者に、どのような弁護士がいるのか」、「どのような専門性があるのか」、更に言うならば、「どのようなキャラクターの弁護士か」という点について、会員に十分に認識されなくなっているのではないか、と考えています。

また、研修についても、二弁も研修を行っているのだけれども、率直に言って、十分に行われていたのかは疑問があると言わざるを得ないと思っております。

これが、2点目ということになります。

次に、当初の目的、パッションの三つ目、「相談から仲裁へ」という点について触れたいと思います。事件数については、減少傾向にあるということは冒頭で申し上げたとおりであります。一方、参考として、弁護士会の法律相談、これは会としての法律相談のみですので、一般の事務所で行っているものは、もちろん統計がないわけですが、この弁護士会の法律相談の件数で見ると、法テラスの相談を除けば減少しているということが、資料のⅧにある「弁護士白書」の資料からも明らかで、特に有料の弁護士相談が15年で半減しているということは、今回、私も、初めてこのデータを見て驚いたところです。

そもそも、この「相談から仲裁へ」ということは、今まで弁護士が法律相談のみを担当していたにもかかわらず、「その事案を解決まで導きたい」とか「解決したい」というようなことが、根本的なところにあったと思います。今回、二弁の中で、「二弁仲裁センターが、どれほど知られているのか」について、アンケートを行いました。これが、資料のⅨで挙げさせていただいたアンケート結果で、簡単な集計表、資料を載せさせていただきました。

二弁においても、会員全体で「仲裁センターを、よく知っている」と回答した方の割合は、全体では40%程度だということです。「よく知っている」という割

合は、50期台、60期台、70期台と、もちろん、統計が100件くらいの回答数しかない調査ではあるので、どこまで意味があるのかというところはありますが、より若手になればなるほど、「よく知っている」と回答する弁護士の割合が減ってきてているということが今回分かって、かなり真摯に受け止めなければならない結果ではないか、と思いました。

経験年数が少ない弁護士について、「よく知っている」という回答が少ないと理由は、そもそも経験が少ないので仲裁センターの事件を取り扱ったことがない、あるいは、手続の選択について、仲裁センターを十分、他のものと比較して考えておられていない、ということだと思います。裏を返せば、仲裁センター側からみれば、そのような経験年数が少ない弁護士に対して、十分に仲裁センターの手続の内容やメリット、あるいは、手続の魅力ということを、うまく伝えられないということは、間違いないのではないかと思います。

このアンケートの次、質問の5番目のところの「利用したことがない」と回答した会員の先生に、「なぜ、利用したことがないのか」と、その理由を確認したところ、「手続がよく分からず」、「調停と比べて、メリットがよく分からず」という回答数がかなり多いことが分かりました。

これは、やはり、裁判所調停と比較した意味での弁護士会ADRの手続のメリットがうまく伝えられていない、あるいは、仲裁センターの手続の中身について、会員弁護士にすら十分伝えられていない、というようなことかと思います。

同様に、「法律相談の際に、相談者に対して和解あっせん手続を勧めたことがありますか」という質問で、「ない」と回答した会員に対して、その理由をお尋ねしたところ、同じように、「手続がよく分からず」、「仲裁と比べて、メリットがよく分からず」という回答が、かなり多く、その他にも、「適した事件がない」という回答も複数見られたということも、この回答の特徴かと思います。

これらの結果を見ると、会員に対する広報・周知ということについては、かなり課題があるということを、改めて考えた次第です。調停と比べた意味での手続のメリット、あるいは、仲裁センターの手続の魅力というものを、うまく会員に伝えることが、今後、必要

であろうと思います。

それから、「適した事件がない」と回答した会員の先生でも、かなり弁護士経験が長い先生も、中には、いらっしゃいました。仲裁センターに関わっていれば、仲裁センターの手続の多様な使い方、柔軟な使い方というものが分かるので、「これは適した事件だ」というように考えることができるのだと思うのです。しかし、そもそも手続が分かっていないければ、何が仲裁センターに適した事件なのかが分からない、あるいは、その適した事件について、とても限定的に考えてしまうということがあるのではないか、ということがアンケートからうかがえた状況です。

「では、会員向けに事例報告をすればいいのか」というように思うところはあるのですが、一方で、自由回答の中に、これは1件だけではあったのですが、「会員向けの研修も含めて、事例紹介を控えなければ利用できない」というような声もあるということが、なかなか悩ましいところかと思います。

「相談から仲裁センターへ」という手続の観点で、二弁でも様々な取り組みを、これまでに行ってきました。例えば、二弁の法律相談を受けていただいた事件の申立手数料を半額にする、新規登録弁護士や法律相談の新規相談担当の研修で仲裁センターの案内も行う、消費生活センターにリーフレットを置いていただく、あるいは、一般向けの漫画リーフレットを作る、ということに取り組んできました。

ただ、法律相談センターや、高齢者、あるいは様々な相談を担当している弁護士と仲裁センターが連携できているのかといいますと、二弁の現状としては、なかなか悩ましいところがあると考えています。委員会としては、そもそも二弁は、法律相談センターとは別の委員会だということになっていますし、二弁ほどの会員数がある会の場合は、仲裁センターの委員もあり、法律相談センターの委員もある、という会員はかなり少なく、他の委員会と人的な重なりもないのと、他の委員会の方で仲裁センターに向いた事件のような話があったとしても、仲裁センターに呼び込むことはなかなか難しいというような状況であると思います。

行政機関との連携という点についても、リーフレットの配置をお願いする程度にとどまっていることが二弁の現状かと思います。これも、別の委員会として、行政連携を図っている委員会がある、あるいは、東

京は弁護士会が3会あるので、行政との連携を二弁だけで行なうことはなかなか難しい、というような課題もあるところではあります。

この点の評価として書かせていただいたことは、申立て件数が減ってきているということには間違いがないということです。民事訴訟や民事調停の新受件数も、この間、特に過払事件がなくなったという点を除いても、基本的には減少傾向にあります。また、弁護士会への相談も減っているということであれば、やむを得ない事態かというような話もあるかもしれません。その中で検討しているという評価もあるのだとは思うのですが、それだけでは検討として不十分なところもあるだろうと思います。

後ほど、垣内先生からも、お話をされるかもしれません、「相談を担当する弁護士に仲裁センターの手続の内容やメリットを広報することが、より効果的、効率的な広報の仕方ではないか」という意見が、利用者調査ではありました。このような広報活動を、更に積極的にする必要があるだろうと考えられます。二弁では、弁護士会の相談を担当する弁護士、あるいは、そのセンターとの連携などの課題があるということ、それから、とりわけ経験年数の少ない弁護士に対して、センターの手続のメリットや手続の内容について、よく知らなければならないこと、仲裁センターによる解決に適した事件というものを限定的に捉えている弁護士が多いのではないかということ、それから、行政その他、行政に限らないかもしれません、外部の相談機関との連携についても、更に取り組まなければいけないということが、現状の課題ではないかと思います。

なかなか、二弁も、30年やってきた中で、様々な課題があるのではないかということが、今、私が申し上げたことになりますけれども、私個人としても、いろいろな課題については、今後、取り組んでいきたいと思っております。

【司会】 農端先生、ありがとうございました。

続いて、山田先生から、「弁護士会ADRの新しい時代へ向けて」と題してのご講演をいただきます。山田先生、よろしくお願いします。

【山田文教授(京都大学大学院)】 京都大学の山田文と申します。本日は、このような会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。大変名誉なこ

とと考えております。

冒頭、斎藤先生から、「故原後先生を知っている方は、もはや少数派ではないか」というお話があり、私も、いつの間にか、その少数派の方に入ってまいりました。30年前の二弁のADRセンターの立ち上げの際に、シンポジウムがございまして、駆け出しの研究者でありました私も参加させていただいたことを思い出しております。

その頃は、先ほどの会長のお話にもありましたように、「ADR法」や「和解仲介」という言葉もない、調停一般の理論がようやく議論された時代、裁判所調停の圧倒的優位が常識であった時代です。他方で、いわゆる統合型交渉、ハーバード流交渉術が、少しづつ議論されるようになり、また、民事訴訟の世界では、「手続保障の第三の波」という議論、すなわち、抽象的な手続保障の機会では足りず、個別具体的な手續保障の在り方について、個人のやり取りまで遡って考えよう、という議論が出てきたという時代でございました。

このような時代に、二弁の仲裁センターは、裁判による解決の限界を指摘した上で、当時の仲裁および和解あっせんの枠組みをぎりぎりまで使って立ち上げられたADR機関というように理解をしております。そのような点で、改めて心からの敬意を表したいと存じます。

とりわけ、ADRは、アメリカでは大変盛んであったわけですけれども、それは、「裁判所の負担軽減」という外在的な理由で始まったわけです。これに対して日本の二弁のADRセンターは、当初より、「紛争解決の質を上げよう」ということから始めておられ、非常に重要な問題提起だったと思います。そのときのシンポジウムでの先生方のお話の中から、2点、印象的だったものを御紹介したいと思います。

一つは、元最高裁判官、シンポジウム後に最高裁に行かれましたけれども、那須弘平先生のお話です。那須先生は、非常に慎重な表現をお使いでした（「和解謙抑論」という有名なご論文を書いておられたことも背景にあったと思います。）が、「ADRでは、大きな正義がなされるわけではないが、小さな正義を積み重ねていくものと考える」として、いわゆるインディビジュアル・ジャスティスということを既に言っておられました。それから、中央大学名誉教授であられる

小島武司先生は、ADRのAが「何のオルタナティブなのか」ということを問われました。「シンポジウムの皆さんのお話を聞いていると、裁判の代替として考えているようだけれども、交渉のオルタナティブだという側面からも考えてほしい」というお話をなさっていた。この両方の先生は、まるで今の状況を先取りして見られていましたような感じがいたします。

その後30年を経て、弁護士の数も大いに増え、また、法的情報へのアクセスも、当時と比べると大きな違いがあるという現在においては、弁護士会のADRが、裁判との距離感（手続結果が裁判予測と近いものか）を気にして調停と争っていくといったフェーズは、既に乗り越えて、次を見据えつつ、新しい時代を切り開いていいのではないかと思います。弁護士ですから、裁判規範については熟知していることを前提としたADRにおいて、交渉に代わるADRとしての、より柔軟で、より当事者のニーズに応じたサービスを正面から考えていく可能性を、本日、少しお話ししたいと思います。

さて、それでは、レジュメ（63頁以下に掲載）の「ADR運営の意義」を見てみたいと思います。「一般的な説明」として書きましたことは、司法制度改革審議会意見書等において、ADRの意義として書かれている共通項を抜き出したものです。例えば、「裁判所の負担軽減」、「国民に安価迅速な紛争解決制度を提供する」、「実体的なルールの創設」。その括弧内は私の意訳ですけれども、「公平あるいはスワリのよい解決を促す」意と思われます。そして、「自己決定による紛争解決を目指す」、「専門性」等が挙げられることが多いかと思います。

更に、先ほど農端先生から御説明がありました、二弁ADRのパッショントとしては、「少額紛争の法的解決」、「民事裁判調停制度の改善」、そして、「相談からADRへの途切れのないプロセス」。これは、最近のデザイン思考の考え方から名付けますと、「紛争デザイン」、あるいは「紛争解決デザイン」ということかと思います。

このように見てみると、かなりばらばらな感じですけれども、例えば「少額紛争の法的解決」という⑥は、一般的な説明の中における②の「国民に安価迅速な手続を提供する」という意義に応えるものであろうと思われます。それから、「パッション」の中の⑦、

すなわち「民事裁判」あるいは「調停制度の改善」。これは、先ほども御説明がありましたように、手続の質の問題をも包含しているとしますと、「一般的な説明」の中の④の「自己決定」、あるいは⑤の「専門性」と対応するということかと思います。

これらは、より良い手続をサービスとして提供することによって、利用を増やしていく側面があり、あえて言うのならば、ビジネス的な側面に関連する要素のように思われます。それから、「パッション」の中の⑧としました、「相談からADRへ」ということですけれども、これは民間型ADRの大きな強みの部分だろうと思われます。裁判所の調停制度は、相談者の方に積極的にアプローチをしていくということは困難ですけれども、弁護士会においては、これも先ほど農端先生のご報告にありましたように、そのようなアウトローチが可能であり、非常に重要な意義のある点ではないかと思います。

そして最後に、この一般的な説明のうちの③「実体的なルールの創設」ということです。この点については、後ほど斎藤先生からも詳細なご報告があると思いますけれども、要は、「衡平の観念」、あるいは「スワリのよい解決」ということです。「裁判規範を適用しただけでは良い解決にならないといった場合にこそ、このADRが使われるべきだ」という考え方方は、洋の東西を問わずあるわけでありまして、かつ、原後先生や山崎司平先生なども強調をしておられた点かと、私は理解しております。原後先生の言い方を借りれば、「仲裁の楽しみというものは、ここにあるのだ」ということであります。

このように見てまいりますと、重点の置き方は様々だと思いますけれども、二弁においても、この①から⑤の要素を否定するものではない。①は、やや特殊ですけれども、他の要素を排除するものではないというように思われます。そういたしますと、これらを弁護士会が行うADRの特徴として整理して今後を考えるという方法論もあり得るかと思われます。同時にこれまで、公益性の側面が—あるいは黙示的であったのかもしれません—強調されてきていたのではないか、と思われます。

そこで、本報告にも「公益性とビジネス性の複眼的思考」というタイトルを付けてみました。まさに、弁護士の業務は、この二者のバランスの上に立っているわ

けです。ここで「公益性」は、社会一般に対してアピールする、あるいは裁判所や対法曹内部との関係でADR運営の意義をアピールする、という面があろうかと思います。これに対して、弁護士あるいは弁護士会が提供するADRサービスであることを強調すると、ビジネス性の面も無視できないことになります。

このビジネス性について少し見てまいりますと、民間型と司法型ADRとの競合、および交渉とADRの競合においてサービスの質を向上させるという観点も含まれると思います。そうしますと、③の「実体面でのルール創設」、これは裁判規範にとどまらず衡平なルールを検討するということですが、これができることは弁護士会ADRの強みであろうと思います。弁護士会ADRでは、法的専門性の高さが、制度的にも、実際にも、基礎づけられており、これがあって初めて③が可能になるということかと思います。

次に、⑤の「専門性」です。ADR法上の認証基準のガイドラインでは、後にも議論になるかと思いますけれども、「手続実施ないし話し合いの専門性」、「法以外の専門的知見」、そして「法的専門性」を意味するとされています。

認証基準としての「手続実施の専門性」は、「話し合いの技術」あるいは「話をまとめる方向での技術」とされていますけれども、弁護士会ADRの強みは、そこに尽きるわけではなく、例えば、「中立公正な手続をしていく能力」、「平等、フェアな当事者の扱いをする能力」等も主張できると思います。それから、「不意討ちをしない」、「調停人に解決を強制させない」といった調停人の倫理、先生方にとっては当然のことかもしれませんけれども、必ずしも一般的ではないアドバンテージを持っておられると思います。そして、これらを支えるのは、高度で厳格な職業倫理、プロフェッショナル性、ということだと思います。

それから戻りますが、④の「自己決定による紛争解決」ですけれども、これは「積極的な意味での自己決定」と書きました。すなわち、他に意味のある選択肢がない(例えば、裁判が禁止的にコストが高い)中での判断を自己決定と呼ぶことを避ける、そのような意味での自己決定の支援をする能力ということあります。

このように見ていきますと、ビジネス性の観点をより強調していくことは、利用者のニーズに合わせてAD

DRの質を上げることを促進することに繋がる点で、一つの戦略であると思います。ただし、ビジネス性だけでは、かえって、弁護士が持っている公益性やプロフェッショナル性という強みを生かせずに、優位性を失ってしまうおそれもあるのではないかと思っております。そこで、弁護士のプロフェッショナル性をビジネス面でも競争力として使うということが、考えられるかと思います。

ここで、これまでの状況を眺めてみると、30年前は、「ADRは不要だ」、「弁護士は、権利を追求するものであって、妥協を強いられる和解などは求めてはいけない」という議論に応答する必要もありました。そこで、弁護士会ADRを創設する際には、公的制度（裁判所の調停）への対抗の正当化、弁護士会内部への説明を重視したために、公益的な側面を強調せざるを得なかつたのではないかと推測しまして、当時のご苦労をしのんでおります。

しかし、その後、弁護士業務としてADRサービスが認知されるに至り、ビジネス面の可能性の認識も強まっていく、実績も上がっていく。世の中もだんだん追い付いてきて、ADR法が制定された。そうなりますと、今度は、弁護士（会）以外の運営に係る認証ADRとの競合という関係が、弁護士（会）に課されることになっていく。そして、現在に至り、弁護士会ADRは端的に私的制度として、司法型・行政型ADRや他の民間ADRと競合し、優位性を争っていく、というところまで来ているのではないかと思われます。この段階では、プロフェッショナル性や専門性に基づきられた競争力が、強いアドバンテージになるのではないかと考えております。

それでは、「現状、弁護士会のこのようなアドバンテージは、十分に生かされているのか」が次の問い合わせあります(64頁ご参照)。私の見聞に過ぎませんが、次のような現状認識もあり得るのではないか、というように思います。

第1に、私が見るところ、弁護士会ADRは全方位に頑張っておられるように思います。もっとも、先ほど、農端先生のお話で、アンケートの中で紹介されましたように、他のADRとの差別化、差異化について、場合によっては、かなり内向きの議論がなされていて、外部、つまりADRセンターの運営に関わっておられない、中核でない弁護士を含めて、外向きの議論が

十分にはなされていない。外部を意識した議論が十分でないことから、国民や社会に対しても、「このADRセンターは何をするのか」というポリシーが、まだ共有されていない面があるのではないか、というように思われます。

第2に、プロのユーザーから聞いたお話をによれば、例えば、企業からは、「ビジネス紛争をADRセンターに頼んだのだけれども、専門性のミスマッチがあり、良い調停人を得られなかった」。あるいは「どのような人が調停人であるのかというプロフィールが分からぬ」とも聞くところです。

相談機関や消費者相談員からは、例えば、ホームページで「一般民事を扱います」と言わざる、「一般民事とは何なのか」が、一般の人には分からぬと聞いたことがあります。また、「納得のいく解決をします」と言わざる、「何が納得のいく解決なのか。勝てばいいのか」といった疑問が生ずる。更には、私的制度ですので、「費用がかかる」と言わざるを得ないが、「どの段階から費用がかかるのか、相談すらできないのか」といったことも、相談員にもよく分からぬといったことも、聞きました。

それから、裁判官です。裁判官が全ての分野について専門家である時代というものは終えんを迎えつゝあるという認識の方は少なからずおられ、中には「専門的なものについては、専門性を有する弁護士会ADRに頼みたい」、については、ADR法26条(同条は認証ADRを対象としていますが)の趣旨を生かして、「訴訟手続の方を中止して、『弁護士会に行ったらどうですか』というようなことも言ってはみたいと思う」という裁判官もおられました。「しかし、どこに、どのような手続があり、どのような専門性があるのかが分からぬ。それでは裁判所として責任を持って当事者に言うことができない」ということも、聞いたことがあります。

更に、一般的の弁護士から、「民事調停との具体的な差異が分からぬ」と聞くことはよくあり、改めて可視化や客觀化といった外向きの視点の必要性を感じられます。

第3に「ワンショット・ユーザー」です。プロのユーザーと比較して、ワンショット・ユーザーの方々が自力でADRセンターにたどり着くかといいますと、なかなか期待しにくいところです。弁護士等の相談担当者

が勧めくれれば来ますけれども、担当者自身がADRをよく知らず、むしろゲートキーパーとなってしまうおそれもあります。このような問題に対して、相談からADR、更に、交渉がうまくいかないときに、ADRへという流れを作り、そこにITを活用していくことも考えられるかと思います。

第4に、社会の弁護士に対する信頼について、言うまでもなく、一般的な信頼はあると思いますが、ADRの運営や手続実施者としての信頼というよりは、代理人としての信頼ではないかと思われます。他方で、民事調停は、100年の歴史があり、権威もあり、強い法制も持っており、弁護士会ADRはこれに伍(ご)していく戦略も必要となります。しかし手続実施者として、すなわち中立者としての弁護士の専門性というものは、我々が想定するほど当然のこととは受け止められておらず、弁護士だから大丈夫という推定はまだ難しいように思われます。したがって、専門性を具体的に示すこと等により社会から「再承認」を得る必要があるのではないかと思います。

最後に、5です。「手続実施者の専門家として、手続メニューの設計改善のためのニーズ把握は十分か」。耳の痛いことを申し上げますと、「運営の都合が優先していないか」ということを再考してみる余地はあろうかと思います。

例えば、夜間に実施する、集中期日を設ける、受付から電子化していく、あるいは手続実施者を当事者の合意で選任していく、といった手続運営も当事者のニーズに対応するものとして考えられるところですが、検討する際に運営側の都合が優先して躊躇してしまうことはないか。また、手続メニューについても、交渉援助型は手間暇がかかる、研修が必要等の理由で避けてしまう調停人はいないか。全体として、裁判準拠的な手続運営への自己規制があるのではないか、というように思います。

「手続と実体のバリエーションと弁護士会ADRの自由度」として64頁右下資料で4象限で整理してみましたが、横軸が調停人の介入の仕方。そして、縦軸は一端が一般法規範の適用、他端が衡平法的規範の適用と書いてあります。他のADRとの競合で言いますと、民事調停の中でも法的観点を重視した調停というものが、この辺り(第1象限)に属するかと。かつて、いろいろと批判されました調停人の価値観によ

る教化型(広義の評価型)調停が、この辺り(第2象限の外延)に属するかと思いますが、そうすると、たくさん空いているこの空間(第1・第2象限の中心部、第3・第4象限)を、弁護士会ADRは活用できるはずですが、どのように使っているのか。完全に自由に使っているのか、統合的交渉による和解、仲介というものも、ここに書きましたけれども、本当にこの辺りに位置づけられているのか、といったようなことを考えてみる材料になるかもしれません。

さて、以上の現状認識を踏まえて、戦略として二つ、簡単に挙げます(資料64-65頁ご参照)。時間の関係で少し急ぐようになります。

まず、「戦略その1」ですけれども、「相談・交渉からADRまで：紛争解決のデザイン」としました。ADRはその間口の広さを活かして、マルチドア・コートハウスに類する役割、すなわち、いろいろな種類の紛争がとりあえずADRにやってきて、それを、訴訟手続やADRに振り分ける、あるいは、相談機関や弁護士などに振り分けていく道案内をしてくれるような役割も担い得るところです。先ほどの議論とも関連しますけれども、例えば相談のうち、一定の特徴やニーズが見られれば、特定のADRを紹介するといったルーティンを設けて、相談・交渉からADRまで紛争解決のための最適なシステムを構想し機能させるという戦略もあろうかと思います。

まず相談について、ここでは、「弁護士会の相談」としか書いていませんけれども、例えば、行政の相談とつなげるのが紛争解決として最適ならば行政につなぐことが望ましい。しかし、つなげるためには、ADRの側から行政に“営業”に行かなくてはいけない。そして営業の際には、「この二弁のADRセンターでは、何ができます」ということを、明示的に外部に具体的に語ることが必要でありまして、そのようなことも良い副作用としてあろうかと思います。

それから、「効率的なリファー」と書いております。これも、仙台弁護士会で先行しておられることですけれども、法律相談から、その内容を使って即座にADR申立てを持っていく。あるいは、「専門員紹介制度」と書きましたけれども、相談からADRへ、そして専門ADRへのリファーを簡易に行う。

それから、相談担当者のレベルアップも必要になるということです。クライアント、相談者が言ってい

る潜在的ニーズをくみ取って、ADRにつなげていくことが重要です。

そして、四つ目に書きましたことは、「紛争概念の緩和」ということです。相談・交渉のどのようなものをADRに持っていくのか、ということです。例えば、交渉はしているのだけれども、デッドロックしそうなので、交渉のために第三者の介入を求める。あるいは、法的な紛争は未発生だけれども、第三者の公正な判断があれば交渉がうまくいくといった場合に介入する、というように、「交渉に代わってADRを利用していくですよ」というアピールをしていく。今までですと、紛争が発生をしてから、あるいは交渉が完全にだめになつてから、ということであったと思いますけれども、もう少し早めに入っていくことが、戦略として考えられるかと思います。

「戦略その2」は、専門性に関してです。弁護士の専門性を磨き、そして可視化するということです。「専門性には三つある」というお話をしたけれども、例えば法以外の専門的知見については、実は、人材調達の制度的優位性は、公的に専門家団体等に協力要請ができる裁判所にあるということは言えるかもしれません。ただ、民間ADRにおいては、専門家の関与の仕方、それから、その紛争類型固有の解決ニーズに適合する手続メニューを、具体的に明示することが可能であろうと思います。

例えば医療ADRは、かなり工夫されていて、ステップ1で広くお話を聞いて、説明内容について合意が見られるようにして、それでうまくいかないときに初めて、いわゆるADRに進むということですけれども、そのようなメニューの具体化ということは、非常に重要なことです。また、SOFTICにおける専門家評価パネルも、そのような工夫の一例かと思います。そして、弁護士会が手続を運用していますので、適正なルールを定めることも可能かと思います。

専門性の第2は、「手続実施の専門性」についてです。弁護士は、法律事務としての和解業務を独占していることと表裏をなすのですが、「弁護士は法による判断の専門だ」という自己規制があるように思われます。また、紛争が複雑化している昨今、例えば難しい当事者がいる、迅速化の圧力がある、このような要素は、手続を裁判準拠型・評価型に收れんさせるインセンティブにもなってしまいそうです。

しかし、評価型といつても、民間のADRで想定されている裁判予測は、裁判手続内で提供されるクオリティーとは異なる可能性があります。そこで張り合うよりも、むしろ、よりニーズをきちんと掘っていき、評価型を使いつつも、ニーズをきちんと掘り下げていき合意に持つていただけるように工夫をする。そして、評価なのか、話し合いなのか、きちんと分かるように区別するといった工夫も必要あります。また、迅速性も主観的な概念ですので、手続の集中化・メリハリ等によって、印象は大きく変わり得るのではないかと思います。

③に、「プロフェッショナルによる手続サービス競争」と書きました。民間ADRに対するユーザーからのニーズとして国内では必ずしもメインとされていなかったかもしれません、ビジネス紛争ADRに関する企業の要求レベルは、どんどんと高まっていっているのではないかと思います。特に海外でADRを経験した企業は、有名な調停人は、裁判所調停などの制度を守られず、自己の名で調停をしていることをよく理解しており、国内でも彼らに伍するレベルを要求してくるのではないかと思われます。また、これは同時に、国内では当然の前提であった「弁護士なら話し合いを仲介する専門性がある」ということについて、海外の調停人を競争相手として、「本当にそうか」「なぜ、そのように言えるのか」、今後は国内外において改めて説明が求められることを示唆するのではないかと思います。

次に、「手続実施者の可視化、選択可能性」です。候補者のプロフィールなどを開示し、当事者がより良い選択ができるようにすると。選択に伴って報酬の差別化ができれば、「研修等をきちんと受けて専門性の高さを可視化していこう」というインセンティブにもなるのではないかと思います。

それから、「手続メニューの多様化」ということです。これは複数の意味がありまして、一つは先ほども言いましたように、専門的紛争類型別のADRがあれば非常に分かりやすい。第二には手続自体の多様化であり、例えば評価型の手続を利用するということを考えますが、そこでは、手続を、きちんと整理していくことが必要であろうかと思います。例えば明示的な評価型の和解仲介、あるいは、評価のみを掲示して和解仲介は行わない(あっせん手続ではないかも)

しませんけれども、一種のスピンオフかもしませんが)、そのような扱い方というものもあるうかと思います。

また、やや前段と重複しますが、「手続対象の拡大」ということで、紛争概念を柔軟に捉えること、例えば、義務の存在には争いはないが、履行をめぐる調整を行う、あるいは、紛争は未発生だけれども、例えば売買契約交渉のために適正売価を定める手続といったことも考えられる。これは、実は、特許調停についても、そのような話が出ているところです。

それから、「手続のメリハリ」。迅速トラックということは、一つ考えられるところですけれども、逆に、期日を、わざとインターバルを置いて、人間関係を掘り下げていくというようなメリハリも、あってよろしいのではないかと思います。

すみません、時間が来てしましましたが、最後に「次の30年」であります(65頁ご参照)。

1は、冒頭お話しいたしました。交渉の方からADRを考えていってはどうか、ということあります。その際に使えることは、まだまだたくさんあるのではないかと。2で書きましたように、弁護士会ADRは元々業としてADRができるという基礎的なアドバンテージがあり、そのためADRの設計においても自由度があります。この利を活かして、裁判からの距離感で民事調停と競争するという裁判準拠型ADRとは別のフェーズも自由に構想してもよいのではないか、と思われます。例えば、手続や実体的なルールの柔軟性の検討の可能性、相談・情報提供から和解・仲裁、判決まで紛争解決全体をデザインできる業務範囲の広さ、これらのメリットは弁護士固有のものです。更に、プロフェッショナル性に裏打ちされた競争力を十分に生かすということで、新たな専門的サービスとしてビジネス性を検討する余地があるのではないかと思います。

その際の特色としては、今まで述べたことに加えて、相談、交渉等からうかがわれる社会の変化にいち早く敏速に対応し、実体的ルールの在り方についても裁判準拠にとどまらず労をいとわず検討できること、IT技術や手続につき、アジャイルな開発をしていく手続の自由度・機動性も、アドバンテージではないかと思います。

そして、そのためには、風通しのいいADRを目指すこと、例えばクライアント(当事者)からの批判や二

者のインプット、ユーザーからの助言や批判のインプットを定期的に取り入れる、といったことで外部に開かれた専門性を形成し、承認を得るということも考えられるかと思います。

以上、申し上げたいことだけを言ってしまいましたけれども、ぜひ、弁護士会ADRのアドバンテージを用いて新しい時代を創造していただければ、という大きいなる期待を込めまして、私のつたない話は終了させていただきます。

どうも、ご清聴いただきまして、ありがとうございました。

【司会】 山田先生、ありがとうございました。

## ○第二部(パネルディスカッション)

【司会】 ここからは、第二部のパネルディスカッションに入ります。

コーディネーターは、第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会副委員長の室谷和宏弁護士です。次は、パネリストを、御紹介いたします。先ほど基調講演をしてくださった、京都大学大学院法学研究科の山田文教授。次に、東京大学大学院法学政治学研究科の垣内秀介教授。仙台弁護士会会員で現在、日本弁護士連合会ADRセンター委員長の斎藤睦男弁護士。

【斎藤睦男会員(パネリスト)】 よろしくお願いします。

【司会】 最後は、第二東京弁護士会仲裁センター嘱託の農端康輔弁護士。

【農端康輔会員(パネリスト)】 よろしくお願いします。

【司会】 以上の5名で、パネルディスカッションを行います。

それでは、ここからは、コーディネーターの室谷先生にマイクを渡します。室谷先生、よろしくお願ひします。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 よろしくお願いいたします。それでは、若干時間が押し気味ではございますけれども、ディスカッションをしてまいりたいと思います。

これまでの話にもありましたし、私からも説明しましたが、「誰からの目線か」が意識されないまま議論されてきた感じがあると思われるわけですが、二弁が唱えてきた「ADRの三つのパッション」、先ほど、農端先生からも御報告がありましたけれども、この三つ

のパッションについて、「誰からの目線なのか」という点が意識されていたかどうかについて、農端先生、何か御意見はございますか。

**【農端康輔会員(パネリスト)】** 「目線」とは、先ほど室谷先生の趣旨説明の中でお話があった「当事者目線なのか。当事者代理人の目線なのか。あるいは、制度運営者、手続主宰者の目線なのか」という観点だと思います。先ほどの三つのパッションについては、それぞれに濃淡がありますが、整然と十分に整理しているわけではなくて、様々な目線が入り込んでいた、ということになるかと思います。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。

特に、今回は、先ほど申し上げましたとおり、「利用者の目線」を少し強調した形で議論を進めさせていただきたいと思います。

まず、「専門性」について、少し議論をしていきたいと思います。

例えば、私なども、法律相談などを受けていて、「ADRを利用したらどうか」と勧める際に、「専門家である弁護士が、実際に第三者として関わります」などと、よく述べたりするのです。利用者が弁護士会ADRを選択する理由として、弁護士が手続に関与している点がどれだけ重視されているかについて、垣内先生、御報告をいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** 東京大学の垣内です。

それでは、私から、議論の一つの手掛かりとしまして、私どものチーム、これは、本日も御参加の太田勝造先生を中心とするチームですけれども、そのチームで実施しましたADRの利用者調査から、若干のデータを御紹介したいと思います。お手元の資料ですと、44ページ[本誌66ページ]以下に資料が掲載されておりますので、適宜、そちらをご覧いただければ存じます。

この調査は、今から数年前になりますが、2014年から2016年にかけまして、10の単位弁護士会のADRセンター、それから、日弁連交通事故相談センターにご協力いただきまして、実施した調査になります。調査に当たりましては、本日もおいで多くの先生方にもご協力いただきましたことに改めて御礼申し上げたいと思います。

その中で、「ADRの手続に対して、どのようなことを期待していたのか」を、お尋ねしています。お手元の資料ですと、50ページ[本誌69ページ]のスライドですが、「手続への期待」という質問項目を設けておりまして、「社会正義を実現すること」、「自分の権利を守ること」等々、13の項目について、どの程度期待されていたかを、お尋ねしたということです。

その結果ですけれども、今日話題になっております単位弁護士会のセンターで、特に手続を第1次的に選択する申立人の側で何を期待したのかという点に着目いたしますと、お手元の資料ですと、52ページ[本誌69ページ]のスライドにグラフが出ています。このグラフの数値が、上の方に行くほど期待が強かったことになります。申立人が青色の線になっておりますが、最も期待が強かった点としては、「問題を早く解決する」という点。それに次ぎまして、「専門家に解決してもらう」。その他、「自分の権利を守る」あるいは「事実関係をはっきりさせる」、「白黒をはっきりさせる」といった点の期待も、かなり強かったという結果になっております。

逆に、期待が弱かった点として、「相手方との関係を修復する」、「仲直りをする」や、「他人に知られずに解決する」といった点については、それほど強い期待が見られなかった。そのような回答になっております。

他方、同じグラフで、被申立人、相手方の当事者にもお聞きした結果が掲載されております。相手方当事者も、やはり、一番強く期待している点としては、「問題を早く解決する」ということ、それに次いで、「専門家に解決してもらう」という点が、期待としては強い数値となっております。

このような結果を見てまいりますと、利用者の非常に一般的な期待としては、まずは「問題を早く解決してほしい」ということに加えて、「専門家に解決を手伝ってもらいたい」といったニーズが、重要なものとして存在しているということがありそうです。

ただ、「専門家」といいましても、具体的に、どのようなことをそこで期待しているのかについては、この設問だけからでは必ずしも明らかでないところがあります。

その点に関係しまして、同じ調査の中の別のデータになりますけれども、幾つかの手続を比較した上で何を使うかを選択された方について、「なぜ、弁護士

会のADRセンターを使われたのか」をお尋ねした項目があります。これが、資料ですと63ページ[本誌75ページの右上]の表になっているものです。こちらで、弁護士会の単位会センターを使った理由で該当するものを挙げていただいておりますが、これをご覧いただきますと、赤い文字で書いてある数字、単位会センターが左の列で出ておりますが、一番該当が多かったものは、ここでも、やはり「期間が短いから」という点で、それに次いで、2番目に、「依頼した弁護士等の判断」、つまり、相談した弁護士が「ADRを使つたらいいよ」という判断をされたということ、さらに、「費用が安い」、「手続が柔軟」といったものが並んでいます。

先ほどの「期待」の場合と若干違う点としまして、この「手続を利用した理由」に関しても、「専門知識」という項目があるのですが、これも、それなりにはありますか、必ずしも選択の第一の理由とはなっていないようだというところが、一つ特徴的かと思います。

まとめますと、一般的に言えば、「専門性への期待」が、漠然とした形で存在することはいえそうなわけですけれども、他にも、「早く解決してほしい」など、具体的な希望が幾つかあり、「専門性への期待」は、そのような中では、いわばワンノブゼムといいますか、数ある期待の中の一つ、という形になるかと思います。

また、ここで言っている「専門性」と、弁護士が関与していることとの関係が、利用者にとってどのように捉えられているのかも、このデータだけからですとよく分からぬところもあり、その辺りは、更に検討が必要なところではないかと考えているところです。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。

今ほどの御説明ですと、漠然としているとはいうものの、専門家への期待もあるというように伺っていますけれども、ここでいう「専門家」には、いろいろな意味が考えられるかと思います。

端的に言えば、法律の専門家。それから、よく自己紹介などのときに「ご専門は」と言われて、特定の分野に精通している、例えば、「医療関係だ」、「建築関係だ」、「金融関係だ」という形で回答するような意味での専門家もあるかもしれません。あるいは、訴訟を含めた「当事者の代理人として紛争を解決する」という意味での専門家という意味合いも考えられるかも

りません。また、過去の議論やADR法のガイドラインからしますと、例えば、「第三者として話し合いの場を仕切る」という意味での「話し合いの仕方の専門家」という意味合いも考えられるのかもしれません、ここでは、「専門家」をどのような意味と考えたほうがよいかについて、山田先生、何か御意見はございますか。

【山田文教授(パネリスト)】 ありがとうございます。

「第三者として、その話し合いの場を仕切る」という専門性は、独立したものとして必要だろうと思います。

それでは、弁護士は法律の専門家であるので、当然に話し合いの仕方の専門家になるのか、ということですけれども、少なくとも社会的な弁護士のイメージとしては、どちらかといいますと、代理人として、紛争を収めるよりは先鋭化させていく、という職業イメージが強いのではないかと思います。これは、イメージではありますけれども、しかし、実態を反映している面もあって、実際、弁護士業務において、中立的な職務は、かなり新しいものではないかと思いますので、弁護士としては、第三者として紛争解決のための話し合いをしていくのは新たな専門性を要するサービスと考えたほうがよいと思います。

それから、法律の専門家であれば、当然に良い紛争解決ができるかといいますと、やはり、和解仲介をするに当たっては、裁判規範を知っているだけではダメで、それを、より使いこなす。私は、「馴致(じゅんち)」という言葉がよいかと思っています。「飼い馴らす」の「馴らす」という字に、「致す」で、「馴致」というようですけれども、単に裁判規範を適用することについては、最近ですと、ネット上でもいろいろな情報が、それ自体の適切性の判断は非常に難しいのですけれども、あるところです。しかし場合によっては、「善と衡平」、あるいは、すわりの良い解決を目指した、広い意味での規範適用も必要ではないかと思われ、それは法律の専門家だからこそできることかと思います。

これが、実体的な、法的な専門性であるといたしますと、手続的な専門性も、更に必要になってくるのではないかと思われます。和解仲介ですので、柔軟、親切、それから人間的な手続を実施することを一方でやりながら、他方で、当事者間の公平公正な扱いや、中立性の外觀に配慮しなければならないのであり、これは弁護士の強みといいますか、弁護士の専門性であると思われます。これは、先ほど、報告の中でも

述べたことがあります。

更にもう1点付け加えるとすれば、弁護士のお仕事は、訴訟手続においては、裁判官の法的な世界と、依頼人の生活世界を、いわば翻訳している側面があると思います。これには非常に高いコミュニケーション能力が必要になるわけですけれども、このような、いわば翻訳の能力、コミュニケーション能力は、ADRにおいても非常に重要ではないかと思われます。例えば、医療ADRにおいて、医療関係者と患者の間の翻訳をして、話をうまく進めていくといったことです。このような専門性は自覚的に磨いていき、あるいは、研修等により付与されてもよいのではないかと思います。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。それでは、同じ質問について、垣内先生も、何か御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** 私自身の意見は、山田先生が今言われたことと重なる部分も多いですけれども、利用者の期待度という観点から、ごく一般的に申しますと、やはり、弁護士が法律の専門家であることが出発点でありますので、そのような点が、当然、意識されているだろうと思います。

ただ、今、山田先生からも御指摘がありましたけれども、単に、法令・判例を知っている、情報があるということだけではなくて、そのような情報をどのように使うか、という使い方を知っている点や、それを踏まえて、具体的な場面で、何を、どうしたらよいのかという判断や、行動のノウハウを持っているといった点が、そこに含まれているのではないかと思います。

また、実際上、大きい点として、書類を作る、必要な連絡をする、といったいろいろな面倒な事務も、紛争の過程では生ずるわけすけれども、そのような事務を手伝ってくれる、あるいは、やってくれる、といった点に対する期待も、一般的には、あるのではないかと思います。

その上で、法律全般に限らず、問題となっている特定の分野について、いわゆる何々に強い弁護士であるといった意味での専門性への期待も、一般に広く持たれているのではないかと思います。

他方、今お話にも出てきました「話し合いの仕方についての専門性」について申しますと、これも、利用者の期待という観点からは、和解のあっせんを依頼

するのであれば、和解のあっせんをうまくしてくれる、話し合いをうまく進めてくれる、ということへの期待は、当然あるだろうと思われるわけです。

ただ、そこで問題になりますのは、「話し合いをうまく進める」とは何を意味するのかということかと思います。一般的な利用者が、その点について、何か具体的なニーズを初めから持っているのかといいますと、一般的には、「結果として、何か満足のいくような、あるいは、納得のいくような解決に導いてほしい」という程度のことは、あるかもしれません。けれども、それを超えて、「どのような形で手続を進めてほしい」といった期待を何か具体的に持っているかといいますと、必ずしもそうではないという感じもいたします。

そうしますと、「利用者が事前に何か期待を持っている」ということを前提として、「そこで期待されている専門性を提供していく」という問題設定をする、というのも、一つの問題設定の仕方かと思いますけれども、それよりも、むしろ、「手続を実際にやってみて、経験した当事者・利用者が振り返ってみて、『この手続をやってよかった』と思えるような手続を実現するために必要な専門性とは何だろうか」という形で問題を立てていくほうが、ふさわしいのではないかという感じもいたします。

ただ、そこでも「振り返ってみて、よかった」とは、「一体何をもって『よかった』と言うのか」が、更に問題になるかと思われます。「よかった」にも、いろいろな質のものがあるでしょうし、更に申しますと、利用者が主觀的に「よかった」と思うことが最優先で、それに尽きるのか。それとも、それに加えて、例えば、法的な価値の実現ですか、他に何か実現すべき、いわば客觀的な価値があって、それをも追求していくことを目指すのか。その辺りは、「その手續で何を提供していくのか」という、手續を提供する側の主体的な選択にかかっている面も多くあろうかと思います。

今日の話題になっております弁護士会ADRで申しますと、「弁護士会として、ADRという形で世の中に一体何を提供していこうとするのか」という問題が重要なのではないか。これは、なかなか一言で抽象的に決めておくことは難しいかもしれませんし、同じセンターの中でも、関わるそれぞれの方々の中で異なる思いもあるのかもしれませんけれども、そのような点についても、折に触れて、問題意識を共有したり、議

論していったりすることも大事なのではないかと感じているところです。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。

今しがた、垣内先生から、「弁護士会ADRとして、何を世の中に提供していくか」という問題提起がございましたけれども、齊藤先生、この点について、どのようにお考えか、御意見を伺いたく思いますが、いかがでしょうか。

【齊藤睦男会員(パネリスト)】 序盤から、いきなり大きい問題が出てきましたね。日弁連ADRセンターの委員長というよりも、弁護士会ADRの可能性を確信している者の1人として考えていきたいと思います。

パワーポイントの1番の画面。皆さんの資料では、66ページ[本誌100ページ]をご覧ください。ここに映っている方が、亡き原後山治先生です。画面にある大変強烈な言葉を残されていますが、次に、3番をお願いします。

ここに書かれている原後先生の言葉を、まず読みたいと思います。「訴訟では、得てして強い人・悪い人が証拠を持ち、弱い人・良い人は、法律と証拠に阻まれて不利な立場に置かれる。裁判所は、救うべき者を、なかなか救うことができません。これに対し、仲裁の判断基準は『善と衡平』であり、強行法規に反しない限り、かなりの限度まで実情に合致した判断を下すことが許されます。21世紀の紛争解決は、権力による秩序維持型ではなく、私的自治による対話型でなければなりません」。このようなことを、原後先生は、もう30年も前に、おっしゃっていたわけです。

この言葉の中に、「弁護士会ADRが、どのようなことを世の中に提供しようとしているのか」が、訴訟との比較の中で明らかにされているのではないかと思います。二弁の仲裁センターは、おそらく、この原後先生の言葉を出発点にしているはずだと思います。

キーワードの1つが「私的自治」であり、原後先生の言葉を現代風に言い換えますと、「弁護士会ADRは、私的自治のプラットフォームの役割を果たせ」という指摘、示唆だと思います。

このような優れた指標が既にあったにもかかわらず、それを、どのように具体化するかを、われわれが怠ってきた面があるのではないでしょうか。今ここで言えることとしては、「弁護士会ADRは、権力を背負

うのではない」こと。そして、山田先生が先ほど言わされた、「実体的・手続的翻訳能力」の専門性が大事だと思います。あっせん人弁護士がそのような専門性を背負って、2人の当事者と伴走する。一緒に走る。走って、ゴールを目指す。「あっせん人弁護士と、私的自治のプラットホームで、一緒に問題を考えて、解決していきませんか」ということが、弁護士会ADRが提供できるものなのではないかと思います。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。

それでは、先に進ませていただきますけれども、弁護士が法律の専門家であることは当然のこととして、裁判が、日々、日常業務の中で行われていることもありますので、トラブル解決の専門家と言えることは間違いないだろうと思うのです。

そこで、「第三者として話し合いを仕切る」という意味での「話し合いの仕方の専門家」であるかどうかについては、垣内先生、何かお考えがございますか。

【垣内秀介教授(パネリスト)】 これは、先ほどの山田先生のご発言にもあったかと思いますけれども、弁護士であるからといって、当然に中立的な第三者として話し合いを進めていく専門家であると言えるわけではないだろうと思います。

日頃、当事者の代理人等として、交渉あるいは訴訟にいそむることは、弁護士の方の日常に属すると思いますけれども、和解のあっせん人としての話し合いへの関与は、それとは、いろいろと異なる面もあると考えられますので、当然にプロということではないだろうと思います。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。同じ質問について、齊藤先生のご意見はいかがでしょうか。

【齊藤睦男会員(パネリスト)】 弁護士=和解あっせんの専門家ではないということは、そのとおりだと思います。ただ、この和解あっせんは非常に弁護士に合った仕事だと、私は確信しています。その点について、少しお話しさせていただければと思います。

われわれ弁護士は、常に紛争の最前線で仕事をしているわけです。その仕事の仕方は、先ほど山田先生から指摘があったように、依頼者の利益・権利を守ることで、むしろ紛争を先鋭化させる。そのような代理人としての仕事が中心になります。

しかし、裁判のときなどもそうなのですが、「こちらが、このような主張を出したら、恐らく、相手は、このように言ってくるだろう」、「それに対しては、次に、こちらからは、このように言いましょう」、「でも、これに対しては、次に、相手方は、おそらくこのようにとを言うはずだ」と、一種の相手方の視点に立っての想定問答もやっているわけです、普段の仕事の中で。そのような相手方から見える風景も、実は、一緒に見ていることが、紛争の代理人を務めている中で必ずあります。それが、和解あっせんが弁護士にむいている理由の一つになります。

もう一つは、弁護士が適正手続マインドを持っていることです。「主張が非常に激しく対立する場であるからこそ、手続の公正や公平さは、絶対に守らなければならないのだ」ということを、共通の価値として双方の代理人が強く認識しています。適正手続の重要性です。これは、弁護士が日常的に仕事をやっている中で培われているものでして、和解あっせんの手続主宰者が兼ね備えていなければならないことを、弁護士であれば身に着けているのです。

そういうことに照らしていきますと、あっせんは、弁護士の日常業務と地続きでつながるものだと思います。もちろん、あっせん人という立場の特殊性はあるのですけれども、和解あっせんに求められる必須の資質を、弁護士は、基本的に持っていると思います。端的に言いますと、「あっせん人は、対立する2人の当事者を、どちらも自分の依頼者として抱えていく存在だ」と捉えることができると、いつも思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。

少し角度を変えまして、弁護士会ADRにとらわれず、ADR全般を考えた場合に、「あっせん人が、その場を仕切る」という意味での話し合いの仕方の専門家である必要性はどの程度あるのかを考えた場合に、垣内先生、何かお考え等がございましたら、教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** ADR全般についてどうか、という形で考えますと、非常にお答えすることが難しい面があります。その理由として、ADRが多様であることが、まずは、あろうかと思います。これについては、山田先生の基調報告でも、非常に分かりやすい図表[本誌64ページ]が出ていたわけで

すけれども、様々なタイプのADRがある。仲裁は、ひとまず今日は置いておくとしても、和解のあっせんや調整型の手続と言われる中でも、評価あるいは判断の要素が非常に強い、ある種、鑑定的なものもありうるわけです。他方で、そのような評価の要素を極力排除して、交渉の支援に特化している形のものも含まれます。そのいずれのタイプのものなのかによりまして、かなり変わってくるところがあるだろうと思います。

評価に特化したタイプのもので、「第三者としては評価結果だけを提示する。あとは、当事者間で、それを踏まえて交渉してください」というタイプであれば、その第三者に話し合いの仕方についての専門性が問題になるかといいますと、必ずしもそのようなことはならないだろうと思われます。そうではなくて、評価的な要素はあるにせよ、合意の成立に向けた、より積極的な関与を第三者がしていくことを想定しますと、やはり、多かれ少なかれ、話し合いをどのように進めていくのかについての専門性が必要になってくるかと思います。ですので、その限りでは、評価型でも、いわゆる自主交渉援助型でも、基本的には変わりがないのではないか。

ただ、話し合いと申しましても、先ほど申しましたように、いろいろなタイプがあるわけで、とりわけ別席中心で進めるのか、それとも、同席で行うのか。別席の場合には、話し合いといいましても、直接的には、各当事者とあっせん人との間の話し合いが行われることになっていくわけです。それに対して、自主交渉援助型で、同席中心、かつ、第三者としては、むしろ当事者間の話し合いに焦点を当てていくということであれば、そこで話し合いの進め方は、おのずと異なったものになるかと思いますので、それに即した技法なり、専門性なりを身につけていく必要が、やはり高いことになるのではないかと考えています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。同じ質問につきまして、山田先生、何か御意見はございますか。

**【山田文教授(パネリスト)】** 基本的には、今、垣内先生がおっしゃったことに尽きるかと思います。

仮に付け加えるといたしますと、少し異なる側面かと思いますけれども、「話し合いの専門家」を専門家として捉えるのであれば、それに伴う責任も考えるべき

だと思います。

これは、法的なものかどうかというよりは、今のところ考えているものは倫理的なものだろうと思います。例えば、当事者のニーズ等に本当に適合した手続を提供しているのかどうか。そのメリット、デメリット。例えば、今お話に出たような別席調停を行うことに伴うデメリットを自覚的に認識して、適切に行っているかどうかという問題。あるいは、当事者間の交渉力格差等が大きい場合や、公益に係るような問題、あるいは消費者問題や男女差別等の社会の基本的価値に関わるような問題が生じつつ、その問題性が、そのまま合意に反映されそうだというような、社会的な価値からして限界を超えるような場合に、手続を、きちんと止めたり、代理人に相談するように助言したりする。そのような責任は、いずれのあっせん人においても考えられるべきではないかと思っています。

アメリカにおいては、既に「調停人の義務」ということで議論がなされているところかと思います。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。

今の御意見を踏まえた上で、今度は、弁護士会ADRを考えた場合に、「あっせん人が話し合いの仕方の専門家である必要性があるか」、あるいは「どの程度あるのか」を考えた場合には、どのように考えたらよいかについて、山田先生、引き続き何か御意見はございますか。

**【山田文教授(パネリスト)】** 先ほど垣内先生も言われたことすれども、「弁護士会ADRの中で、どのようなポリシーを持って、どのような手続を提供していくのか」に、かなり依存することかと思います。

私が拝見しているところでは、比較的明確なポリシーを持っておられる会は、会員にもそれを伝えやすい、あるいは、相談からADRに手続を進めるときにもそれを伝えて当事者に勧めやすいということかと思いますけれども、ADR自体が比較的活発に動かれているように思います。このような具体的なイメージが湧くということでないと、相談からADRへ持っていくことも、なかなか難しいことになりそうです。

その上で、例えば、ポリシーとして評価的な手続を行っていく場合には、合意形成のために、評価をどのように出していくのか。それから、事実の見方や公正さの外観を、どのように維持するのか。更には、不

調に終わったときの後の訴訟との関係を、どのように考えるのか。このようなことが問題となり得ます。とりわけ、弁護士は法律の専門家ですので、交渉援助型とは少し異なる評価型のルールが考えられるのではないかと思います。

弁護士は、先ほど斎藤先生の話にもあったように、代理人として、裁判所や、その他の和解仲介を経験しているので、「評価型調停のどこが問題か」については、もう、よくお分かりのはずであります。そのようなサービスの領域である依頼人の受け止め方をルールに反映させていく意味でも、専門家である必要があるかと思います。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。同じ質問について、斎藤先生、何か御意見はございますか。

**【斎藤睦男会員(パネリスト)】** ご質問は、「弁護士会ADRにおいて、あっせん人が話し合いの仕方の専門家であることの必要性」という問題ですね。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** おっしゃるとおりです。

**【斎藤睦男会員(パネリスト)】** 当事者の目線で考えた場合に、当事者が期待していることは何かといえば、「間に入る者が弁護士だ」ということに尽きるのではないかと思います。

先ほども言いましたけれども、弁護士は常に紛争の中で仕事をしているわけですから、弁護士さんなら「紛争と向き合う力を持っている」という期待感があって、ADRに来られるのだろうと思います。

従って、「話し合いの仕方の専門家だ」とは、必ずしも期待していないのではないでしょうか。

評価型については後で述べさせてもらうことにして、ここでは、自主交渉援助型について少し考えてみたいと思います。あっせん人としては、「これは同席で、交渉援助型でやりたい」と思っていても、多くの場合、当事者が同席を拒否してしまいます。それでも、私などは、同席のチャンスを虎視たんとねらっていて、チャンスがあれば、「どうですか」と誘いをかけて、同席の場面を設定することが時々あります。

その際に意識することは、話し合い方の専門家としての意識よりも、先ほど言いました、「あっせん人は対立する2人の当事者を、どちらも自分の依頼者として抱える存在だ」という認識です。依頼者同士が、

この場面では、胸を開いて、お互いに言いたいことを言う。あるいは、尋ねたいことを尋ねて、答えてもらう。いま・ここで、そのような同席の場面を持つことが、双方の依頼者のためになる、という発想に基づいて、同席の場を運営していきます。あっせん人が弁護士の場合、話し合い方の専門家というよりも、いわば「依頼者対応の専門家」だという捉え方が合っていると思います。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。

今ほど、評価型や自主交渉援助型という話が出ましたけれども、最近の主流は、昔の裁判所の調停にあったような評価型調停のアンチテーゼという形で自主交渉援助型がいわれるようになって、近時のADRですと、そちらの方が、どちらかといいますと主流のような形で、よく述べられたりもしています。けれども、今までのお話を伺っていると、評価型のやり方も、消極的な評価ではなく、ある意味積極的な評価もできるのではないか、という感想を持ちました。

この評価ができること自体が専門性の一つにはならないかについて、お伺いしたいと思うのですが、山田先生、いかがでしょうか。評価型というところが専門性の一つの要素になるかについて、御意見を伺いたく存じます。

【山田文教授(パネリスト)】 ありがとうございます。

私個人としては、かつての、先生が今おっしゃったような、融通無碍な評価型に対して、「交渉援助もきちんとできることができることが、ADRにとっては非常に重要だ」という立場あります。

それ自体は全然変わっていないのですけれども、他方で、評価によって交渉が座礁から脱する場面もあることと、それから、交渉援助型といいましても、実は、默示的に、あるいは、明示的に評価が現れていることもままあることから、もし評価型を使うのであれば、評価を評価として自覚的に捉えた上で、フェアな手続を行っていくオプションはあるのではないかと思っております。

特に企業や組織が当事者である場合には、一定の評価が出た上で、それを基礎として、組織内で和解内容についての判断が容易になることもあるかと思います。個人間でありましても、交渉力の格差を、この評価が弱めてくれる。つまり、立場の弱い人向けに有

利な評価が出来ることによって、交渉力格差が弱められる可能性も、一応は期待されます。ただ、このような場合には、力の強い方が、「自分に損だ」ということで、手続を下りてしまうおそれも、もちろん、あるところであります。

昔の裁判所の調停で批判されたことは、先ほど図のようなものを出しましたけれども、法的なものを出していったかどうかよりも、いわゆる教化型、つまり、「常識では、こうでしょう」というような当事者外在的な規範による解決を出してきたこと、それから、当事者の手続保障的なことをあまり考えていなかったこと辺りが問題であって、もし、弁護士会が真っ向から評価型を考えるのであれば、そのような問題性を排除するという点での民事調停との差別化という側面は、ありますか。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。同じ質問について、垣内先生、何か御意見はございますか。

【垣内秀介教授(パネリスト)】 私からは、利用者ニーズとの関係で、若干のコメントをさせていただければと思います。

冒頭で御紹介しました利用者調査の結果で、「手続への期待」ということがあったわけです。そこでも御紹介しましたけれども、一つ面白いこととしまして、特に申立人側の期待として、「事実関係を、はっきりさせたい」、「白黒を、はっきりさせたい」、場合によっては、「相手方に非を認めさせたい」といった期待が、それなりに見られるという結果が出ております。この結果は、ある意味では、評価的なものについてのニーズが期待として存在しているのではないか、というような受け止め方もできるかもしれません。

ただ、なかなか難しい問題がそこにはあるのではないかと受け止めています、「どのようなニーズがあるから、評価型が良い」という議論が単純にできるかといいますと、そうでもないところがあるとも思います。「白黒をはっきりさせたいから、ここに来たのでしょう。では、白黒つけましょう」ということでよいのかどうか。そのような問題かと思います。

私自身は、大きく言いまして問題点は二つあるのではないかと思っています。

一つ目の問題ですけれども、そのような当事者のニーズを、先ほどの話にも重なりますけれども、初め

から、はっきりした、固定されたものだと捉えて、それに応ずる形で考えることがよいのかどうか、という問題が一つあるのではないかと思います。あっせん人を交えて、いろいろと話を聞いていく中で、当初は表面化していなかったニーズに当事者が気づくことも、ADRの重要なプロセスに含まれると思います。そのような意味では、当事者とあっせん人との間で、当事者が何を求めているのかについて、更に深く認識し、それを調整していく作業が重要ではないか。

その上で、当事者が、やはり、あっせん人による何らかの評価を望んでいるということであれば、とりわけ弁護士会のADRであれば、一定の法的評価が可能になる基礎があるわけですから、そのような評価を提供していくこと、あるいは、解決案を提案していくことも、あってよいことではないかと思います。

それから、もう一つの問題ですけれども、評価、あるいは「事実関係を、はっきりさせる」、「白黒をつける」といったことが、ADRという枠組みの中で、実際にどこまでできるのか、という問題があるかと思います。

これは私自身の経験になりますけれども、国民生活センターでの和解あっせん・仲介に関わっておりましたが、国センのADRは評価型調停の一つの典型的なものかと思います。事務局でも法的な論点について検討し、仲介委員やスタッフの弁護士を交えて合議をして、解決の方向について議論する。その上で手続を進めていきますので、かなり評価的な要素が強いと思います。ただ、そこで感じる非常に大きな問題点と申しますか、弱点が、また二つですけれども、あるのではないかと思っています。

一つは、事実認定の問題です。双方からお話は伺うわけですけれども、結局、よく言われるところの「言った、言わない」の問題になる場合が、少なからずあるわけです。その場合、事実関係をはっきりさせて評価することがやはり難しい事案が、少なくないということです。

それから、もう一つは、強制力がない。和解の話し合いでですから、当然、こちらが「相当だ」という解決を押しつけるわけにもいかないわけですので、仲介委員側の心証としてははっきりしていて、「明らかに請求を認めるべきである」、「全額返金が相当である」という心証があったとしても、相手方事業者は極めて少額

の支払いにしか応じない場合が、往々にしてあるかと思います。ここでは、事案が少額で、さすがに裁判は非現実的であるといったような状況が効いてくるので、なかなか評価に即した形での解決に導いていくことが困難な場合がある。

そのようなこともいろいろと考えますと、一方で、当事者、利用者の真のニーズが何なのかを、一段深いレベルで把握することが重要であり、そのことを意識することが必要だと思いますし、また、その事案で評価を基礎とした手続が、どの程度、実際上、実現可能なのかにも配慮する必要があるように思います。そのような点を十分に配慮した上であれば、質の高い評価型の調停も可能になるのではないかと考えています。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。齊藤先生、御意見はいかがでしょうか。

【齊藤睦男会員（パネリスト）】 今、垣内先生がおっしゃった問題点に即して、考えてみたいと思います。

一つは、評価・判断を行う以前の段階で、当事者のニーズをより柔軟につかむ必要性があるという点と、もう一つは、評価型の限界についての問題だったと思います。

まず、最初の点ですけれども、私があっせん人をやるときには、当事者に、ADRという場の説明をします。その際、「ここは、白黒をつける場ではないのです。勝ち負けを決める場でもないのです。お互いに、今、抱えている、困っている共通問題について、何とか知恵を絞って、良い解決策を見付けていく。そのための話し合いの場が、ここなのです」という説明をします。

なぜかといいますと、当事者は、大体は、対立モードといいますか、戦闘モードで、その場に来るわけです。そのモードを変換してもらう、変えてしまうために、今の説明を必ずしています。これは、評価型の場合であっても同じだと思うのです。当事者が前提としている対決モードを、まず切りくずした上でないと、やはり評価型も成り立たないのだろうと思います。それが一つです。

次に、実際に評価型の事案を、まずはスライドでお示したいと思います。70ページ[本誌104ページ]の9番のスライドを、お願いします。評価型として私がすぐ思い浮かぶものは、この事例です。震災ADRの典型事案です。Bさんの家のブロック塀が地震で

倒れて、隣にちょうど駐車していたAさんの車を傷つけてしまった。それで、「修理代を払え」、「いや、払う必要はない」とトラブルになる。東日本大震災のときの震災ADRの中では、これと同じ類型の申し立てが多数ありました。

このとき、申立人も相手方も、どちらも被災者なわけです。当事者は、「早く、この紛争ストレスから解放されたい」、「早く、生活の再建にエネルギーを使いたい」という気持ちでいっぱいなわけです。ですので、仙台弁護士会では、あっせん人のことを「仲裁人」と呼んでいますが、仲裁人に対する希望は、「解決のために背中を押してほしい」。つまり、「修理代についても、仲裁人の判断で決めてほしい」。そのような要望、ニーズが、非常に高かったです。

そこでどうするかといいますと、仲裁人は現地に行きます。現場に行く。そうすると、ここだけではなくて、付近には、元ブロック塀があった箇所があるわけです。他のところのブロック塀との違いや倒れ方などを見ていくうちに、例えば、30万の損害であれば、「そのうち、Aさん、10万で我慢していいのではないか」といった案が直感的に浮上してきます。現地を見ることによって。これが、裁定型の一つのケースで震災事案に限らず一般のADR事案でも「背中を押してほしい」というケースはあると思います。

二つ目として、10番に行きます。医療紛争の事案になります。「お父さんが、ある病院で手術をした後に、急に亡くなってしまった。それは、やはり医療ミスがあったのではないか」ということで、患者の遺族が申し立てをしてきたのです。事故調査委員会がきちんと組織されて、調査結果も出ていて、私が仲裁人としてそれを読む限りは、「病院側に過失を問うことはちょっと難しいな」と思いました。

だけれども、その調査委員会の報告書に書かれていないことで、遺族が気になっていることや疑問に思っていることが多々あるわけです。そこで、「では、その点について、質問と回答のやり取りを、しばらくやってみよう」と思いまして、遺族から「何が聞きたいのか。どのようなことについて答えてほしいのか」質問書を出してもらって、それについて、次回までに病院に答えてもらう。この病院の答えについては、また質問が出ます。私からも質問をしました。それについて、また、きちんとした質問の形に、遺族の代理人にまと

めていただきて、病院にその次の期日までに答えるでしょう。そのようなことを、都合3回やりました。その上で、最終的にあっせん案を出した。「過失が認められないだろう」という前提でのあっせん案でしたが、遺族の方も、「それでいいです」とかなり納得して受けただけました。評価型の実際として、例えば、そのようなケースもあります。

少し長くなるので、もう1例は省きます。

第2の、「ADRの中で、どこまで事実認定ができるのか」あるいは「強制力がないのに、やれるのか」という問題について考えてみたいと思います。それに關しては、「やり方次第」というのが、私の答えになります。先ほどの、現地を見にいくことや、質問と回答を何度も繰り返すことなど、やり方次第で、最終的には事実認定にこだわらずにあっせん人の和解案を受け入れて、何とか合意できる共通認識まで持っていくという実感があります。それですので、「評価型」という名前がついていますけれども、私は、そうではなく、むしろ、「あっせん人信頼型」といいますか、あるいは、「弁護士信頼型」と言ってもいいのですけれども、そのように名称を変えるべきではないかとも思っています。要するに、信頼を作り出すプロセスが非常に重要なのではないかと思います。

そのようなところです。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。では、最後に、農端先生、何か御意見はございますか。

**【農端康輔会員(パネリスト)】** もう、3人の先生からのコメントに尽きているかと思うのですが、評価型調停といえども、特に弁護士会が行っている調停・和解あっせんの場合は、当事者が任意に合意することが大前提だと思います。

先ほど齊藤先生からもお話があったように、評価に至るプロセスとして、どのような工夫をしていくのかが重要で、そのような工夫がなされた上であれば、その評価が当事者に受け入れやすいもので、また、調停の結果や手続としても、評価が高いものになるのではないかということです。

ただ、手続主宰者として見てみると、自主交渉援助型、対話促進型だと思って手続をしていたところ、突如、あっせん人が評価的なことを持ち出してしまうこともあります。双方の当事者に不意討ち的に

ならないことは重要なことではないかと思っております。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。

時間との関係もございまして、若干、用意していた質問を飛ばさせていただきます。弁護士会では、当会もそうですし、他会でもそうなのかもしれません、通常のADRとは異なる手続として、専門ADRを設けています。例えば、当会ですと、医療ADR、金融ADR、いわゆる国際家事ADR、あとは、これから始まる子ども学校ADR、そのような特別のADRを設けています。

この専門ADRは、専門性のニーズとどのような関係にあると考えられるかについて、農端先生、御意見はございますか。

【農端康輔会員(パネリスト)】 「専門ADRとして何を考えるべきなのか」については、そもそもいろいろな議論があるところだと理解しています。

専門ADRという制度を作るとなると、当該トラブルの専門分野に関する経験が一定以上豊富なあっせん人が担当することが、当然期待できるし、制度上それが担保されることが、当事者には分かりやすい面があるのでないかとは考えています。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。山田先生は、何か御意見はございますか。

【山田文教授(パネリスト)】 このような専門ADRには二つの意味があって、一つは、例えば、今おっしゃったように、「医療ADR」という看板を立てることであります。もう一つは、その紛争類型に固有の手続的なニーズがあることを前提に、手続そのものを工夫したものにする。この2種類があるかと思います。

外部から見た分かりやすさという点では、前者の方で、看板を掲げてくれれば一番分かりやすいですし、それがあると、紛争が潜在している中で、例えば、「子ども学校ADR」という名称を知りていればそれによって紛争の存在に気づき、相談や解決手続を始めるといった紛争の掘り起こし効果も、ありうるかと思います。また、例えば、相談機関の方がADRを紹介するときにも、やはり、「金融ADR」、「医療ADR」と名前がついていると、リファーしやすいということも聞いております。

更に、法律家も、これほど様々、複雑な紛争や新しい紛争が出てきている昨今において、看板を出して

もらいますと、その名付け効果で、紛争の認識が可能になることにもなりますし、紛争類型に合った手続や専門性のあるあっせん人を準備できる。あるいは、マスコミなど、社会一般へのアピールもできると思います。

ただし、冒頭に申し上げた2番目の看板を出すだけではなく、その手続の工夫自体も併せて考える必要がある、その意味で、医療ADRなどは非常に先行した例ではないかと思います。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。

そうしますと、専門ADRが、ある程度の専門性のニーズと結びつくとすると、シンプルに考えると、「利用者のニーズがあるのであれば、そのニーズに即した形の専門ADRを創設することがよいのではないか」という考えが当然出てくると思うのですが、そのような考え方自体が妥当なのかどうか。あるいは、少し視点を変えて、「このような専門ADRを創設することはどうか」という点につきまして、もしも御意見等があれば、お伺いしたいと思います。

例えば、農端先生などは、今申し上げたような「ニーズがあるのであれば、専門ADRを構築するほうがよいのではないか」という考えについては、どのようにお考えでしょうか。

【農端康輔会員(パネリスト)】 それぞれの具体的なニーズに応じた制度を作ることは、重要な一つのやり方かと思います。

ただ、そのようなADRを一つ一つ作るとなると、その制度を運営していく運営者側としては、かなり大変な部分もあるので、それが乱立することが果たして望ましいのかどうかという問題はあると思います。

また、そのように個別化してしまうと、あるADRには事案が少ないとことになるので、問題意識が共有されなかったり、「和解あっせんやADRは、こうあるべきだ」という問題意識が、個別のあっせん人に伝わりにくくなったりするという問題があるのでないかと考えます。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。齊藤先生は、この点についてはいかがでしょう。

【齊藤睦男会員(パネリスト)】 山田先生がおっしゃったように、名前づけ効果は、とても重視したほうが

いいと思っています。今自分たちが抱えている問題がネーミング化されて、ADRとして名前が載っていれば、「あっ、自分の問題だ。じゃあ、そこに行ってみよう」という気持ちになりますので。

ただ、専門ADRという特別なADRを作らなければならないかといいますと、そこは、また違うと思います。普通の一般ADRを受け皿に、種々の専門的な事件も受け付けていくという体制でやることができると、私は思っています。大事なことは、どのような種類の事件が弁護士会ADRに持ち込まれているのかを、バラエティー豊かに、弁護士会の一般の会員と市民の人々に示していくことだと思います。

その上で、例えば、「学校問題ADRの強化普及月間」のようなものを作つて、例えばの話ですが、あっせん人候補者の事前研修をみっちり行つたり、あるいは、その期間は、申立時の手続料を無料にしたりするようなことを、併せてやっていくことでよいのではないかでしょうか。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。それでは、垣内先生は、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** 私としては、先生方の言われたことに付け加えることはほとんどありません。

一方で、弁護士会のADRは、民事一般という言い方ができるわけで、対象があまり限定されていない。初めから専門という狭い枠にとらわれていない点に、一つの魅力があるかと思います。そのことによって、「これは管轄外だから受け付けません」といった形で、ある種、利用者から見れば、たらい回し的な対応になってしまふことを防ぐことができるという強みが、一方である。

しかし、他方で、これも基調報告で山田先生からも御指摘がありましたけれども、一般民事という漠然とした形だと、自分がまさに抱えている紛争との結びつきがイメージしにくいところがあるわけですので、今、ご提案がありましたように、看板を立てることについては、隨時、そのような工夫をしていくことには、大いに意味があるかと思います。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。山田先生は、何か御意見はございますか。

**【山田文教授(パネリスト)】** 今までのコメントは、いずれも、おっしゃるとおりかと思います。

付け加えるといたしますと、2点ございまして、一つは、専門ADRを構築することで、裁判所に行く前に、とりあえずは、まず紛争が様々に集まつてくる。そうしますと、その解決の知見が深まっていて、もし、会を越えて弁護士間で、その情報を共有できることになりますと、いわゆる新しい紛争に向けた解決の知見が深まっていて、法的紛争としての成熟も見込まれる。そうすると、いざ、それが裁判に出てきたときにも、かなり成熟した形で出ていけることになり、社会全体に意味があるのではないか。これが1点であります。

もう1点は、先ほど農端先生が「しかし、乱立は大変ではないか」とおっしゃったことについては、それはそのとおりだろうと思います。各会では、リソースがなかなか難しいだろうと思います。今のようにオンラインが使えるのであれば、どこかの弁護士会のスピノフ的な専門ADRに集中させて、全国から利用できるといったことができれば、オンラインだと可能だと思いますけれども、リソースの問題も、当事者の問題も、解消できるのではないかと思います。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。

時間との関係もございまして、いろいろと用意している質問が他にもあるのですけれども、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、「誰にでも利用しやすいADRの手続」というニーズについて、少し考えてみたいと思います。

以前から、「遠隔地からでも期日を開催できるようにしてほしい」、「データで提出できるようにしてほしい」、あるいは、「弁護士会に直接行かなくても、期日が開催できるようにしてほしい」という意見等々が出てきていました。今年に入って、新型コロナウイルスの問題を契機としまして、このようなニーズは大変強くなっているような印象があるかと思います。

このようなニーズについて、当会二弁として、どのような取り組みをしているか、農端先生から簡単にご報告いただけますでしょうか。

**【農端康輔会員(パネリスト)】** 二弁仲裁センターでは、まず、期日については、Zoom等を用いたオンライン会議システムを用いて開催してほしいということを、原則として、お願いしています。更には、書類の提出等についても、メールで提出できるような形にしたい。

そのような形の運用を始めていたり、Zoomも、仲裁センターとして有料アカウントを取得したり、あるいは、そのための書式や内部文書のようなものも整理・作成を行っている状況です。

さらに、仲裁実務研究会という研究会で、実際にやってみた課題や問題点について、プレインストーミング的に話し合って、より良い制度、より良い運用ができないか、今、検討を進めている状況にあります。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。

ところで、今年の2月辺りから裁判のIT化が始まっています、その中で、ADRでもIT化の議論がされてきている状況ではあるのですけれども、今のADRのIT化議論の状況について、山田先生から、簡単に御説明いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

【山田文教授（パネリスト）】 ありがとうございます。

国内の状況一般は少し荷が重いのですけれども、差し当たり、2019年度に、成長戦略フォローアップを受けて、内閣府にADR活性化検討会が設置されました。垣内先生にも座長代理でお入りいただいた議論しましたが、その間に新型コロナ感染が拡大し、期せずして時宜に適ったわけですけれども、今年3月に、取りまとめを公表いたしましたので、簡単に御紹介いたします。

今言っていただいたように、日本では、裁判IT化が先行しているわけですけれども、今回のこの検討会の取りまとめでは、「情報収集のフェーズ、相談フェーズ、交渉、そしてADRという四つのフェーズを包括してIT化するべきだ」という提言を出しています。

これは、相談件数が日本では非常に多くて、消費者相談だけでも100万件といわれていますけれども、IT化により相談とADRの連携を容易にすることが期待されます。その他に、紛争の掘り起こし効果も想定されます。現状では、相談機関もADRも、多くは、平日の昼間に、電話なり訪問なりで利用することになっていて、一般に、仕事や学校がありますと、およそその利用は無理だという話になっています。それから、若い方には、電話もファックスもない、手紙も書かない、という方がおられて、IT化によりそのような広範囲の方へのアクセスが広がるのではないかと期待されています。その意味では、IT化によって、ADRの利

用件数が非常に増える可能性はありそうであります。

ただ、ODRを使えば何でもうまくいかといいますと、もちろん、そのようなわけではありません。今のところ、ODRの対象としていますものは、裁判のIT化と、パラレルで「三つのe」といっております。まず一つのeは、メールやチャットなどで提出できるということで、これは、今、農端先生がおっしゃったように、現行のADRでもできるようになっていっている。第2のeは、ウェブによるe事件管理でありまして、当事者や関係人がウェブを通じて、書類を出したり、記録を見たりすることができるようになる。

第3に、ウェブ会議を通じたe調停であります、これは、今、まさにウェビナーでやっていますけれども、ウェブを通じて話し合いをするということであります。このレベルですと、人間が調停をやることをウェブ上に置き換えているという話ですので、法制的には、差し当たり現行の弁護士法やADR法の仕組みで大枠は対応できるところかと思います。

日本は、諸外国と比べて、例によって、だいぶ遅れています、ここまでやることでも結構大きなインパクトがあるのではないかと思います。

ただ、更に進んで考えてみると、既に一部のプラットフォーム事業者において実施されていますように、例えば、プラットフォーム上で私人同士が売り買いをする場合に、顧客間で紛争が起きたことに対して、非常に類型化された、簡単な和解案を自動的に出すという形で紛争を解決していくシステムが、オンライン上でできています。

これは、一面では、プラットフォーム事業者に対する苦情処理の側面もあるわけですけれども、他面では、「実際は、和解仲介をやっているのではないか」とも見えるところあります。仮に「和解仲介だ」と解釈するのであれば、そこには、ADR法や弁護士法の適用の可能性が出てくることになるわけです。

しかし、更に、ADR法においても、弁護士法上、非弁活動とされたときも違法性阻却で、刑法上の正当業務性が考えられるのではないかということが、ずっと言われているのですけれども、そのようなことも、この事業者に対して言えるかどうかについては、検討の必要があることになります。

このような技術が進んでいったときに生じうる問題性は、検討会でも議論いたしましたけれども、まだ

頭出しにとどまっておりまして、これから具体的な検討が必要になってくるかと思います。

なお、外国においては、様々な法圏で司法型ADRもIT化されていますし、民間でもテキストベースのODRが、かなり使われてきています。一番有名なものは、eBayが年間6,000万件をODRで解決していることかと思いますし、離婚や面会交流の争いにおいても、テキストベースのODRが随分使われている。

この関係では、渡邊真由さんという立教大学の研究者の方がご専門ですけれども、彼女に言わせれば、「アメリカでは、結婚をするときもオンラインで知り合って結婚をするし、離婚をするときもオンラインで離婚をする、というくらいになっている」というお話であります。オンラインでやることによって、面罵してけんかをする、あるいは、DVのおそれがあるといった危険性は、回避できることもあるかと思います。

そのようなことで、諸外国ではどんどん進んでいるのですけれども、それは、本日は割愛させていただきまして、日本の現状に関する公的な情報としては、以上のようなことかと思います。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** 分かりやすくまとめていただきまして、大変ありがとうございます。

ここでODRの議論などをしてしまうと、だいぶずれが生じてしまうわけですけれども、他方で、使いやすさといいますか、「実際に紛争が生じていて、解決してもらいたいのに、その受け皿がない」と、特にこの新型コロナの中で言われております。そのような中で、このオンラインといいますか、IT化という部分を無視するわけにもいかない状況はあると思います。

そのような状況において、仙台会や二弁では、既にオンラインのADRが実施されてきております。このオンラインのADRは、Zoomなどのオンラインメディアを使って実際に実施されているわけですが、これを実施する場合の手続の進め方で、どのような点に気をつけなければよいかにつきまして、二弁と仙台会、それぞれにお伺いしたいと思っております。農端先生、まず二弁として何を注意しているかについて、御説明いただけますでしょうか。

**【農端康輔会員(パネリスト)】** 何か包括的に申し上げられるというよりは、「今、このような問題点が挙がっている」ということを説明するということになるかと思います。

まず、今まででは、会館での期日の出席では、期日手数料を納付してもらって、期日に参加してもらうことが前提になっていたわけですが、オンラインになると、オンラインのウェブ会議システムに参加してもらう形になります。

そうすると、当事者の手続に参加するという障壁が低くなるので、それは、利用者から見ると望ましい部分があると思いますが、実際に手続を進めると、解決意欲が相対的に低い当事者が手続に参加することも、従来に比べれば、考えられるところかと思っており、実際に話し合いを続けるところで難しさが生じることがあるかもしれませんと思います。

また、細かな点はいろいろあると思うのですが、仮にオンラインのシステムがうまくいかなかった場合に、当事者と代替的にどのように連絡を取るのか。手続の非公開性との関係で、第三者が同席しないこと等について、どのような方法で担保するのか。本人確認をどのようにするのか。あるいは、非公開性との関係でありますか、録音や録画を当事者がすることについて、どのようにやめてもらうのか、ということもあると思います。

さらに、これは完全に機関側の話ではありますが、手数料をどのように払ってもらうかという問題等があると思います。また、今まで以上に、あっせん人の表情がアップで見られることになると思うので、ちょっと眉をひそめたことが当事者に見えてしまうことがあると、そこは、あっせん人にも、今まで想定していなかった対応が必要になるのかもしれないと考えております。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。次に、仙台会ではどのような点にお気をつけいただいているかについて、斎藤先生、お願いします。

**【斎藤睦男会員(パネリスト)】** 仙台会も認証を得ていないADRの自由さがありまして、規則も必要最小限の改正で済みそうです。例えば、和解契約書の署名押印については、オンライン特有のやり方になりますので、そこは規則を改正しないといけない。でも、他は、出席という概念にしても、解釈で、「オンラインでも出席」という見方ができるわけですから、運用の中ではほとんどカバーできるだろうと思っています。

実際に、今回のコロナ災害ADRで、オンラインを使ってあっせん人をやったのですが、農端先生がお

っしゃるように、解決意欲の乏しいほうがオンラインを希望するというケースでした。労働契約の内定取消のような事件で、申立人がオンラインを希望し、相手方の会社側は、仙台から少し遠いのですけれども、弁護士会館まで駆けつけてきたのです。2回めには、申立人にWebをつないで招待しても、招待に応じない。電話しても出ない。それで期日が空転しました。オンラインがあることによって、利用層が増えることは間違いないあるのですけれども、実際に私がやってみた例では、「ちょっと、大丈夫かな」という不安の方が大きかったです。

すみません、何か変な話になってしまいましたけれども。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。

次の元々予定していた質問を若干飛ばさせていただきまして、ADRのIT化を進めるとなると、これまでのやり方と違って、いろいろな注意すべき点等々が出てくることになりそうな感じなのですが、実際に、このIT化を進めていくに当たって注意すべき点としては、どのようなものが考えられるかについて、それぞれに御意見を伺いたいと思います。山田先生、何か御意見はございますか。

【山田文教授（パネリスト）】 まず、別席調停を実施しているADRも多いと思いますけれども、別席調停を実施する限りは、オンライン化しても、実は、あまり実質的な違いはないかもしれないとは思います。ただ、あっせん人による説得の迫力が減じられることは考えられそうです。

同席調停の場合は、オンラインで適度な距離感があることで、かえって機能するかもしれないという希望を持っています。よく、「相手方と同じ空気を吸いたくない」という言い方がありますけれども、オンラインなら同じ空気を吸わないわけですし、暴力沙汰なども回避できることはあろうかと思います。ただ、実在性が薄いという問題があって、真剣な話し合いにならないのではないかというおそれは、他方であるように思います。

それから、少し違う点ですけれども、IT化しようとすることになりますと、法律家とITの専門家、それから、バーチャルな世界で、今まで全然法律の世界に入ってこなかった、先ほど少し述べたような若い

方などが、ぐっと近づいてくるという、今までの法曹界にない事態になるのではないかと思っております。

この場合、法律家とIT専門家、その他の人たちとのコラボレーションが必要になります。特にITの専門家によって、良いインターフェースをつくっていただいて、どのようなデザインをしていくのかということで、法律家としては、今までの手続を分かりやすく、全部、ITの専門家にきちんと説明できるように見直しをしていくことも必要になってくるかと思います。この機会に、そこについては、利用者やIT専門家から忌憚のない意見をもらって、思い切ったリニューアルをすることが、一つ、手ではないかと思っています。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。同じ質問について、農端先生の御意見はいかがでしょうか。

【農端康輔会員（パネリスト）】 二弁がADR認証を受けていない機関であるからかもしれないのですけれども、「できるところから随時やっていく」という発想が、とても重要かと思っていまして、「問題が起これば、やり方を変える」ということが重要だと思っています。

先ほど齊藤先生からもあったように、まずは運用の変更で、どこまでできるのかを考えた上で、どうしても規則や細則を改正しなければいけないときに、それを改正する。そのようなことが、スピーディーに取り組むために重要なことかと思っています。

あと、研修の内容についても、少しオンラインならではのことについても取り上げる必要があるのかもしれないということは、少し議論として出ているところかと思います。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。

最後に、「ADRのIT化」というところは、若干ミニマムな話なのですが、誰でも利用しやすいというように、もう一度枠を広げた場合に、IT化の他にどのような手段があるかについて、垣内先生、何か御意見はございますか。

【垣内秀介教授（パネリスト）】 出発点として、「誰にでも使いやすい」ということは、本当に、それが、文字通りの形で可能なのであれば、世の中全ての人にとって一番望ましいのかもしれないのですけれども、具体的に、今困っている人が、どのような人で、どのよ

うな課題を解決しなければいけないのかという形で考えますと、その「誰」という部分を、もう少し具体的に考えていく必要があるのではないかという感じはします。

そこについて、私自身に何か「このように考えられるではないか」という固まったものがあるということではありませんが、一例としては、「従来の手続であれば利用しにくい人がいるだろうか」と考えたときに、例えば、「視覚や聴覚に問題がある、障害があるような方は、どうだろうか」ということもあるかと思います。IT化の話とも関係しますけれども、現在、音声を文字化したり、文字を逆に音声化したりする技術も、どんどん進んできていますので、そのような新しい技術も、必要に応じて積極的に使っていくことは大事ではないかと思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。山田先生、何か補足で御意見はございませんか。

**【山田文教授(パネリスト)】** 今の垣内先生のコメントには私も賛成ですけれども、更に広げるのであれば、外国人の方が増えているので、外国人ないし外国語を母語とする方への対応、それから、先ほど「IT化」と申し上げましたけれども、IT化に置き去りにされる方への対応も、今後は考えていく必要があるかと思います。

これらの方は、ある意味では社会的弱者だと思いますけれども、この方々が抱えている紛争は、司法と行政と福祉にまたがる問題である可能性があり、そのような複雑な問題については、まずADRを活用していく意味は、社会的にも非常に大きいのではないかと思います。

少しご質問からは外れますけれども、そのようなことも考えてもよろしいのではないかと思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。

4時になりましたが、質問がそれほど来ていないこともございますので、質問の締切時間を若干延ばしたいと思います。4時10分くらいまで延ばしたいと思いますので、引き続き何かございましたら、ぜひ質問を投稿していただければと思います。

若干時間が伸びてしまっておりまして恐縮ですが、次に進めたいと思います。

先ほどの利用調査の結果からしますと、利用者は、弁護士から紹介を受けてADRを利用しているという実態があるようにも思われますので、「利用者の代理人としての弁護士目線」という点を、少し考えてみたいと思います。

代理人である弁護士にADRを選択してもらうためには、ADRについてどのようなメリットを考えればよいかについて、斎藤先生、何かお考えをお聞かせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

**【斎藤睦男会員(パネリスト)】** 二つあります。一つは、裁判所の調停あるいは訴訟と競合する事件についてです。裁判所に行ってもおかしくない事件を、どのように弁護士会のADRに呼び込むか。そのような視点で考えた場合に、愛知の渡邊一平先生がおっしゃった名言といいますか、非常に分かりやすい言い方があります。「裁判所の調停は、一般国道を走るようなものである。それに対して、弁護士会のADRは高速道路を走るのです」と、そのような説明の仕方があります。

つまり、一般国道は、お金がかからない。けれども、信号待ちがあったり、道を間違えたりする可能性もある。それに対して、弁護士会のADRは、もう、真っすぐに目的地まで速く行き着く。ただし、高速料金がかかります。と、そのような説明でもって、「的確かつ迅速にゴールに向かうには、ADRがいいですよ」という勧め方できます。

二つ目は、裁判より間違いなくADRにフィットする事件です。「ADRにフィットする」ということ自体が、ADRの持っている良さである迅速性や柔軟性や機動力を発揮させます。では、どのような事件がADRにフィットするのかについて、時間もあまりないので若干、示してみたいと思います。

では、5番の画面をお願いします。資料の68ページ[本誌78ページ]です。請求権が立ちにくい事件で、しかも急いでいる事件です。これは、非常に有名になった事案で、二弁の仲裁センターで解決したと聞いています。

申立人が新郎新婦で、相手方が新婦のお父さん。申立ての趣旨は、「お父さん、私たちの結婚式に必ず出てくださいね」というものです。家庭裁判所に持っていたら、「いやいや、1か月後には、とても期日が入りませんし、それに、これは、ちょっと家裁では

扱いかねます」と言われます。それで、二弁の仲裁センターに来て、見事、結婚式に間に合う形で解決されたと聞いています。このような法的な請求権が立ちにくい、権利義務では構成できない、けれども、当事者が困っていてしかも早く解決したい事件が、弁護士会ADRに非常に合っています。

次に、6番目の画面の事件です。これは、私が仲裁人をやった奴隸契約解除事件で、SM関係をどのようにうまく解消するかという事件です。これなどのように裁判所の門を絶対にくぐりたくないという事件があります。絶対ではないにしても、男女関係事件などで「なるべくなら、裁判所の門をくぐる前に解決したいのです」というニーズは、かなりあります。そのタイプの事件が呼び込めるということです。

続けて、7番目です。先ほど「弁護士信頼型」と言いましたし、山田先生からも示唆がありましたが、代理人間交渉の行き詰まりを開拓するために弁護士会ADRを利用するタイプです。代理人間交渉が行き詰りそうになったときに、信頼できる代理人をあっせん人に選んでもらって、そのお知恵を借りて解決していく。そのような利用の仕方ができます。

まだ、他にも、いろいろあるのですけれども、このようなADR向きの事件があることを、もっともっと、僕たちが発信して、一般の会員に知ってもらっていくことが、メリットを使いこなしてもらえる上で非常に重要だと思っています。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございます。今の御意見について、山田先生、何か補足で御意見はございますか。

【山田文教授(パネリスト)】 今、斎藤先生がおっしゃったことは、まさに「この事案で、このような解決ができる」という、非常に興味深い、もう少し中身を聞きたいようなお話をと思います。

私からは、例えば、手続的な観点から申しますと、一つは、あっせん人に当たり外れがないという安心感は、意外に弁護士にアピールするのではないかと思います。それから、例えば、あっせん人を合意で選ぶことができる。どのようなプロフィールの人かが分かる。更には、当該紛争に合ったオーダーメードの手続がデザインできる。このようなことは、結構アピールするのではないかと思います。

ですので、特にADRをあまり知らない代理人に対

しては、「迅速コースがあります」、「専門的なコースがあります」という紹介が分かりやすいかと思います。

例えば、秘密にしたい特許紛争を、裁判所に行かずに、例えばホテルの部屋を何日か押さえて集中的に解決することができれば、これは外国などでやっていることですけれども、結構アピールするのではないかと思われますし、家事紛争などでも、やはり関係性の維持が重要な紛争は、裁判所外で夜間や休日などを使って、冷静に話し合いをすることが望ましいと思う方々が増えてきているのではないかと思います。

それから、相対交渉の行き詰まりを解消してくれるに加えて、例えば、紛争当事者の一方は本人なのだけれども、他方には代理人がついている場合、このまま交渉を進めると和解の合理性(の外觀)について何らかの不都合がある場合に、調停に持っていく、客観的に見ても公正な解決をしていくといった使われる方もあるかと思います。

もっと言えば、確かに民間ADRには、裁判所の権威はないわけですけれども、応諾して話に乗ってきてもらえば、解決率は裁判所の調停よりも高いわけですので、それで双方にメリットがあることを強調することかと思います。

【室谷和宏会員(コーディネーター)】 ありがとうございました。

時間との関係で、他の質問を飛ばさせていただきまして、最後に、相手方の応諾の問題についてだけ話をさせていただきたいと思います。

利用者の中でも、申立人側の視点からの議論は、これまで行ってきたところがあるのですが、やはり利用率を向上するためには、相手方の応諾率の上昇も無視できないところではあります。そこで、「相手方にとっても、ADRを利用したほうがよいと思わせるためには、どのような考え方があるか」について、斎藤先生にお伺いしたいと思います。

【斎藤睦男会員(パネリスト)】 ADRに限らずに、訴訟でも調停でも、申立てを受けた相手方にしてみると、「申立人が作った土俵が、もう出来上がっている。そこに、後から、自分が行かなければいけないのか」という感じを、どうしても持ってしまうのだと思います。

その点に関連してですけれども、ADRの場合でも、調停の場合でも、申立代理人の弁護士が申立ての趣旨を普通のように書くかといいますと、「相手方

は、申立人に対し、金100万円を支払え、とのあっせんを求める」というように、ほとんど訴状と変わらない、権利義務を定立した申立ての趣旨になっていることが多いのです。

それは、最初から間違っているのです。入り方が間違っています。ADRでは、「私と誰々さんとの間で、何々のことでの問題になっているので、話しによる解決を求めます」という申立ての趣旨に標準化できないのかを、今、考えています。といいますか、そのようなことを考えるべきだと思います。

もう一つは、これは実際に仙台会のADRで行っている相手方プレ審査という制度があり、「相手方からだけ話を聞きますよ」という機会を設けています。そうすることで、相手方にとって、「自分のための土俵ができるのだ」という気持ちを持ってもらえる。そのような工夫を積み重ねていくことで、応諾率が向上していくのではないかと思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。同じ質問について、垣内先生の御意見はいかがでしょうか。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** 応諾の問題は非常に難しい問題なのですけれども、利用者調査の関係で、1点、御紹介いたしますと、相手方がADRについて事前に何か知っていたり、認知していたりした場合に、応諾率が高いのかもしれない、と思わせるようなデータがあつたりいたします。その意味では、周知・広報活動が相手方の応諾率に効いてくる局面も、もしかするとあるのではないか、ということです。

ただ、応諾については、申立人は「ぜひ、この紛争を解決したい」と思って申立てをしてくるのに対して、相手方が、「解決したい」という気持ちをどの程度持っているのかは様々かと思いますから、「この紛争を放っておいても、何も痛くもかゆくもない」という相手方の場合には、なかなか応諾させることは難しいところはあるのだろうと思います。そこは、ですので難しいところで、妙案はないわけですけれども、先ほど齊藤先生も言られたような点を含め、事案に応じて工夫を重ねていくしかないのではないか。

少しでも芽があると思われるのは、やはり、申立人と相手方の間の関係性がどうかというところで、「将来も続していくような関係なのか。それとも、もう切つてしまって問題がないような関係なのか」というところ

かと思います。将来も続していくような芽がある関係であれば、そこは、いろいろと工夫していって、ぜひ応諾してもらいたいということになるかと思います。

それから、少し違う角度の話になるかもしれませんけれども、「ここで応諾してもらえなかったら、他に解決の場がない」という状況は、申立人にとっては、とても苦しい状況ではないかと思います。理想としては、裁判も含めて、様々な解決のための選択肢があって、その中で、「ここでのADRが一番望ましい形だから、これを選ぶ」という形で、積極的に選んでいくことができれば、一番望ましいのだろうと思います。

ただ、現実問題としては、「裁判は到底非現実的だし、他にも選択肢がない」という中で、「解決できるとしたら、ここしかない」というところで申立てがなされてくるという苦しい状況にあることもありうるわけです。そのような場合にどうするか、という問題があるのでないかということを、私自身は漠然と考えております。その関係では、裁判へのアクセスが、一般的に、実効的に保障されることも重要なわけですけれども、現実問題、全ての案件でそうはいかないことは分かりますので、その辺りをどのように考えたらよいのか。私は民事訴訟法が専門ということもあって、ここが非常に根本的な課題だと思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答の時間に移りたいと思います。

いただきました御質問を、こちらで確認させていただき、若干順番等を変えさせていただいたり、回答者を限定させていただいたりしているところもございますが、あらかじめ御了承ください。

まず、いただいた御質問の1番目です。境界紛争解決支援センターふくしまのセンター長である安部正伸様からいただきました。「様々な広報活動を行ったりして、利用者に対する相談体制を変え、利用しやすく活動を行っていますが、現実的には、利用者側としては、相手方側と関わりたくない、関与したくないことが、近年、多く感じられます。自主交渉援助型調停のメリットは、当事者間で問題を解決するための話し合いを調停で援助していくことですが、国民性や地域性から、当事者同士で話し合いをすることに対して垣根が高いのではないかと感じており、ADRにおける調停での

話し合いの重要性について、今まで国民に対してアピールしてきましたが、各士業団体でのアピールだけでは限界があるように考えますが、皆様のお考えはいかがでしょうか」というご質問です。

こちらで回答していただく方を選ばせていただきました。まず、この点について、齊藤先生、御意見はありますでしょうか。

**【齊藤睦男会員(パネリスト)】** 弁護士の齊藤です。ご質問、ありがとうございました。

多分、このご質問は、境界紛争のように、当事者が毎日顔を合わせる相手同士なのでしょうね。それで、非常に嫌な思いをお互いにしていて、「顔を合わせることも嫌だ」という。しかも、お隣に住んでいる。そのような状況が思い浮かびます。

その場合、まずは、どちらか、より困っているほうに、境界センターに申し立てをしていただいて、あとは、応諾について、やはり、センター側で努力する、働きかける。場合によっては、現地に行って、お隣さんを訪問して、「どうなのでしょう」と意向確認をする。そのような応諾に向けての努力をなさることが、とても重要になってくるかと思います。

それから、自主交渉援助型は、確かに、「これこそADRだ」ということで、一時期、隆盛を極めたわけですけれども、今日のシンポジウムにもありましたように、土地家屋調査士の場合には、むしろ評価型の方が向いている面が、かなりあるのではないかと思います。土地家屋調査士さんは、客観的な情報を基に、「客観的に考えれば、筆界は、こうだと思うのだが」という判断ができる立場にあって、そのような高い専門性をお持ちです。そのような第三者の専門的知見をADRの中で活かしていくことができると考えて、自主交渉援助型オンリーという発想から抜け出していくことが大事ではないかと思いました。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。それでは、垣内先生、御意見はござりますか。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** ご質問、ありがとうございました。

御指摘のように、国民性あるいは地域性の問題で、どのように当事者が振る舞うのか、変わってくるところはあると思います。また、ご質問の中にありましたように、そもそも話し合いをすることに積極的になれな

いような当事者も少なからずいることは、そのとおりだという感じがいたします。

ただ、他方で、これは、土地家屋調査士会のことには限らないお話かもしれませんけれども、日本の社会においても、紛争をめぐる相談では、いろいろな分野で、かなり多数が相談までは来るということです。そこから、訴訟に行くものもあるかもしれませんし、ADRに来るものもあるでしょうから、どのような形で、自主交渉援助型であれば、そのような状況でメリットのある紛争をすくい上げていけるのかというところで、何か糸口を探していくということなのかと思います。

他方、もし相談にさえ来ないということだとしますと、それは一層深刻な話になるわけです。そのような問題については、相談しやすいような様々な方法、これはIT化の話にも関係しますけれども、気軽に相談できる、例えば国民生活センターの越境消費者センターの手続で、「iPhone、スマートフォンで相談ができるようにしたら、件数が一気に増えた」という話もありますけれども、そのような工夫も考えられるかと思います。

また、「各士業団体でのアピールでは限界がある」という点に関しては、確かに、そのようなところはあるのかもしれません。より広い問題で言えば、法教育の問題などとも関りのある問題で、もう少し裾野を広げて、ADRのような問題解決の仕方についての意識を高めていくことも、中長期的な課題としては十分考えられるのではないか、という気がしております。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。以上で回答とさせていただきます。

続きまして、京都弁護士会の吉田薰先生から質問をいただいております。「今までのADRと同じ理念でオンラインADRを進めるということでよいかどうか。少し違うものだということでイメージしていったほうがよいか」という御質問です。

これは、回答者の指定がございませんので、こちらで決めさせていただきました。山田先生、お願ひいたします。

**【山田文教授(パネリスト)】** 吉田先生、いつもながら難しいご質問を、ありがとうございました。

理念の点から言いますと、差し当たって、私が知る限りの技術レベルの観点で言えば、日本の法制度の中に入ってくる、その中に仕組まれてくる中のオンライン

ンADRであれば、やはり中核的な理念は変わらないのではないか。当事者の自己決定が必要であり、その自己決定も、先ほど垣内先生から御指摘があったように、何か迫られたものではないことが必要であり、また、最終的な解決結果、和解合意も、法的に相当なものであることは必要になってくるのではないか。その点は搖るがないのではないかと思います。

更に、そこから進んで、例えば交渉援助型や評価型など、どのようなことを目指すのかというレベルで考えてみると、手続の多様化は、現在の比ではなく広がっていくのではないかと思います。現在では、基本的には一堂に会してお話をすることがメインですけれども、テキストベースでチャット方式の交渉がある、あるいは、少しお話をしましたように、プラットフォーム事業者がシステム的に簡単に和解案を出していくようなもの、あるいは、AIが調停を行うものも、一部、実現している国もあるわけであります。

そのように考えますと、オンラインで人間が交渉をやっていくという意味でのオンラインADRは、さほど変わらないと思いますけれども、テキストベースのものに関しては、手続における当事者の地位もさることながら、結果が適切なものであったかにも、もう少し意を払っていく必要性が出てくるのではないかと思っております。実体的な、最終的な正当性がきちんとあるのか、法的な正当性があるのかを、場合によっては、後で検証する。あるいは、AIの働き方がきちんと正当なものだったのかについて、第三者的に検討するといった、結果への介入と言いましょうか、チェックと言いましょうか、そのようなものが、現状よりは重要になってくる場面が増えるのではないかと思っております。

あまりお答えにはなっておりませんけれども、私からは以上です。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。

続いての御質問です。二弁の出井直樹先生になります。「ODRに関し、今日も紹介があった期日をウェブを用いて行うというものを超え、チャットベースでADRを行うというようなODRを弁護士会が行うことの可能性について、どうお考えでしょうか」という御質問です。

では、引き続いて、山田先生、お願ひできますでし

ょうか。

**【山田文教授(パネリスト)】** ご質問、ありがとうございます。

今少し申し上げたように、チャットベースでのADRも、これは、恐らくは、「弁護士会で行う」とおっしゃるということは、調停人は弁護士、人間がやるということをお考えだと思いますので、その意味では、一つの新しい可能性を提供するものではないかと思われます。24時間、あるいはどこででもアクセスできるという意味では、広がる部分はあろうかと思います。

ただ、コミュニケーションの在り方が、かなり変わってくることも想定されるところです。一方では、チャットベースなので、遠慮なく物が言えるという側面があるかと思いますけれども、他方で、相手方がいない場で1人でチャットをするという孤独感なり、あるいは、気軽さが、このチャットの内容を非常に攻撃的なものにしてしまう、あるいは、譲歩しない、相手方が見えないので譲歩する気にもなれない、ということになっていくおそれもあるかと思います。

ですので、少し事件を選ぶなり、手続を選ぶなり、という工夫が必要になってくるのではないかと、差し当たり思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。垣内先生はいかがでしょうか。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** 今の山田先生のお答えに、あまり付け加えるところはないのですけれども、やはり、文字情報をベースとしてやり取りをしていくことによって、コミュニケーションの質が変わってくるところがあるかと思います。ですので、チャットベースでやるADRとして、どのようなものを目指すのか、どのような紛争について、どのような形での解決を目指すのか。それによっては、弁護士会でやることに意味があるものも、中にはあるのだろうと思います。

ただ、現状で考えますと、例えば、ODRがはやって、成功しているeBayの例などですと、比較的定型化された紛争についてのやり取りをチャットベースで進めしていくわけで、第三者が関与するとしても、かなり簡単な形で評価をしたり、和解案を提示して、承諾するかどうかを確認する、といった形が想定されるかと思います。

もう少し複雑で広がりがあるような紛争で、主張の背後にある動機や利害を深めて、コミュニケーション

を深めていくことが必要になるようなものを考えますと、文字情報だけで、なかなかうまく対応できるのかということには、少し難しい面があるような感じもいたします。

ですので、そのようなものをを目指すということであれば、チャットベースですと、少し難しい面があるのではないかということが、私自身の現時点での感想です。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。九州大学の入江秀晃先生から御質問をいただいています。「山田先生から、弁護士会紛争解決センターの内向き性への指摘があり、共感します。しかし、これを打破することは、なかなか簡単なことではないように感じます。『公益性からビジネス性というところに力点を移すべし』という点は、ちょっとよく分かりません。近年でも、公益的活動としての震災ADR、災害ADRの活動が、比較的若い世代にとって、ADRに真面目に取り組むモチベーションにもつながったように思います。その意味で、『必要とされている公益性の具体的中身は何か』という社会の出来事に対する感受性の問題があるように思います。公益性がある分野として、弁護士会ADRが取り組みを強化する方向もあると思われるのですが、いかがでしょうか。また、ビジネス性のあるADR、独立型ADRセンターについて、弁護士会紛争解決センターが、どのような態度を執るべきだとお考えでしょうか」という御質問です。

入江先生、もし可能であれば、御発言をいただきてもよろしいでしょうか。

【入江秀晃教授（九州大学）】 ありがとうございます。

読んでいただいたとおりですけれども、山田先生は、必ずしも「公益性の活動は必要がない」とはおっしゃってはいないかもしないのですが、私の聞き間違いかもしれませんけれども、要は、会務としての弁護士会ADRの位置づけのようなことについてのお考えを教えていただければ、という趣旨でございます。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。では、山田先生、お願ひできますでしょうか。

【山田文教授（パネリスト）】 ご質問、ありがとうございます。

おっしゃったとおりで、公益的な活動、プロフェッ

ション性が、弁護士会にとっては競争力の源ではないかということが、私の本日の趣旨でございます。弁護士である限りは、そのような活動をなさることが、やはり必要になるのだろうと思います。

ただ、公益的活動、震災ADRや災害ADRが若い人を惹き付けたことは事実だと思いますけれども、それに頼っていて、個を全体として考えたときに、「それに、おんぶにだっこでよいのか」という問題が他方であって、公的な活動をそのようにするのであれば、行政との連携や、場合によっては、公的な財政援助なども、きちんと手当てをすることが必要であり、そうでないと、何かやりがい搾取的なこともありうるのではないかという心配も、一方で、しております。

他方で、「公益性が競争力にもなる」と申し上げたことの趣旨は、広い意味で言えば、プロフェッショナル性が弁護士を他のADR主宰者と差別化させている部分があり、サービスの質や市場での価値を上げており、それを活かすべきではないか、ということです。また、ビジネス性のありそうな紛争解決についても、例えば、「民事調停だけが選択肢ではなくて、民間型の弁護士会のADRが、更に、より異なる質のサービスを提供する」という選択肢を社会に与えることが、ビジネス性でもありますけれども、社会あるいは司法制度の改善という、広い意味では、公益的な意味もあり、社会的な意味もあるだろうと思います。

ただ、ビジネス的に良いものを提供していくこうとするためには、やはり、弁護士にもインセンティブが必要わけで、公益というだけでなく、ビジネス的にも非常に面白いものをやっていくこうというインセンティブが必要となりそうで、ビジネス性をもう少し強調して、もっと自由な制度設計をしていただいたらよいのではないかということが、本日の趣旨でございます。

【室谷和宏会員（コーディネーター）】 ありがとうございます。齊藤先生は、どのようなご見解でしょうか。

【齊藤睦男会員（パネリスト）】 入江先生、どうも、お久しぶりです。

弁護士会に限らず、ADRそのものの存在自体が、公益性があるものだろうと思います。「みんなのためになるけれども、お金には、なかなかならない」と、そのような意味です。

ただ、入江先生がおっしゃろうとしていることは、もう少し先のことだと思います。そこで、今、少し思

い出したことは、今回のコロナの災害で、特に賃貸借問題が非常に重大になりそうだと。そこで、コロナの賃貸借問題にターゲットを絞ったADRを設定して、かつ、国から予算が引き出せないか。実は、日弁連のADRセンターの内側では、そのような運動といいますか、動きを、この間、していました。残念ながら実を結ばなかつたのですけれども。

やはり、コロナも、一つの災害に当たりますよね。どのような災害に接したときに、具体的な問題が発生し、「相談から解決へ」というニーズが高まることは、今後も、ありえると思います。日弁連ADRセンターの一つの役割として、災害に対応したADRを具体化したり、支えていく。あるいは、地方自治体とのつながりを平時のうちから強める。特に、災害ADRを実施するために自治体が持っている会場使用ができる約束を取りつけておくなど、そのようなことを、日弁連のADRセンターとしても、今後も、後押ししていくなければいけないと思った次第です。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。

他にも御質問等をいただいているところではございますけれども、最後に、東弁の田中先生から、「山田先生のお話にあった弁護士の専門性の中で、『評価をルール化』するという点について、具体的な考えがあれば聞かせてください」という御質問をいただいておりますので、山田先生、お願いできますでしょうか。

**【山田文教授(パネリスト)】** ありがとうございます。

「評価のルール化」と、それから、最後のご質問のフレーズでは、齊藤先生が、「あっせん人への信頼の過程を示す」ということで、必ずしも法的な要件、ルールのお話ではないことも想定されているのではないかと、お見受けいたしました。

まず、法的なといいますか、ルールの問題といたしましては、評価の持つインパクトは、やはり非常に大きいものがあります。その後に、それとは異なる合意を深めていくうと思つても、なかなか難しいこともあります。

他方で、裁判所における裁判予測として出すものとはどうしても少しクオリティーが違うこともありますので、そのような制約性を、きちんと当事者に分かっていただいた上で、「誰が、いつ、どのような情報に基づいて評価を出し、その結果として、この手続が、

どのような方向に行きそなのか。どのようなインパクトがあるのか」を説明する必要があろうかと思います。

それから、評価をするかどうかの合意は、例えば、「デフォルトで取つておく」という手もありますでしょうし、「明示的に取らなければ、だめだ」という手続の組み方もあると思います。いずれにしても、評価をするかどうかの判断は、当事者に、きちんとしてもらうことが必要だろうと思います。更に、この評価を、その後の訴訟や仲裁に持ち込めるかどうかという点も、ルールとして決めておく必要性があるかと思っております。

それから、齊藤先生が言られた「あっせん人への信頼」の問題も、そのような前段階が必要ではないかということは、私も、まさに共感するところであります。あのときに齊藤先生と垣内先生がおっしゃったことに、もう一つ付け加えるとしますと、「事実認定」という言葉を、当事者や、評価型の調停で、安易に使うことがあるのですけれども、裁判における事実の範囲と、ADRにおける事実の範囲は、もちろん、全然違うわけであります。

これについては、中村芳彦先生のご論文で、「要件事実とされるもの以外の様々な事実で、調停人にから見れば何の意味もなさそうな事実について、当事者が、すごくこだわることがある。それは、そのこだわっていることに、その人のニーズがあって、それを深掘りしていくことで、当事者に寄り添つて、事実認定そのものよりも、その思いを酌み取つて合意に持っていくことが可能なのだ」という御主張があり、大変感銘を受けました。そのような深掘りを、まずはして、事実認定の制約性も乗り越えられるかどうかをきちんと判断することが、前段階として必要ではないかと思っております。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。

皆様、御質問をいろいろといただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、最後に、まとめに入りたいと思います。今後、ADRの利用者のニーズが広がっていくだろうことが予想される中で、弁護士会ADRとして、どのような姿勢で取り組んでいくことが望ましいかについて、最後に、皆様の御意見を伺いたいと思います。

まず、齊藤先生、いかがでしょうか。

**【齊藤睦男会員(パネリスト)】** 利用者の目線というよりも、制度運営者の目線になってしまうと思うのですが、災害ADRや震災ADRのときに、よく使われる「見る前に跳べ。走りながら考える」という一種の合言葉があります。そのようなスピリットで震災ADRをやってきたわけです。これは、多かれ少なかれ、弁護士会ADRにとっても必要なスピリットではないかと思います。

今日も若干話が出ましたけれども、「見る前に跳べ」とは、フライングの精神です。いいと思うことは、まずやってみる。それによって、ADRの良い制度が、この二弁の30年の歴史の中で実際に作られてきたのです。また、「走りながら考える」とは、今のオンラインの問題などがまさにそうなのですけれども、選択肢として貴重なものであれば、やってみて、不具合は後で直していく。そのようなスピリットで運営していくことが、結局は、利用者のニーズを高めていくことにつながるのではないかと思っています。

これは日弁連ADRセンターで常に言っていることなのですけれども、ぜひ、各地の弁護士会のADRセンターにおいて、年間30件の申立てを獲得していくたいです。30件の申立てがあれば、解決率からすると10件の和解が成立します。その10件の成功体験を基に、更に利用者のニーズを考えた工夫が生まれ、取り組みのウイングを繰り広げていく、その基盤ができます。ですので、ぜひ、年間30件の申立獲得を目指していきたいと思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございます。続きまして、農端先生、お願ひいたします。

**【農端康輔会員(パネリスト)】** 端的に述べれば、「弁護士会ならではの特徴が何か」を、改めて、今回の準備も含めて、議論を通じて考えたことになります。

会としての大きさは、やはり、弁護士が法律相談あるいは相談を日常業務とし、弁護士会としても様々な相談窓口を持っていることではないかと、改めて思った次第です。相談をやっていれば、当事者のニーズを、当事者に一番近いところで聞くことができるというところで、仲裁センターとしても、それに応じた話し合いの手続を、それぞれ柔軟に考えていく必要がある。そのようなところが重要かと思います。

あともう1点は、弁護士は法的知識等があること、あるいは、代理人の経験があるところも、また一つ

の強みではないかと思っています。この辺りも踏まえて、また今後も取り組めばと思っています。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。続きまして、垣内先生、お願ひいたします。

**【垣内秀介教授(パネリスト)】** 弁護士会のADRは、先生方、多士済々で、人的リソースも非常に豊かだと思いますし、設備等の面でも比較的恵まれていると言つてよいのではないかと思います。また、ADR法制という面から見ましても、認証制度等との関係で、あまり認証にこだわらずに、柔軟に取り組むことができるという点で、非常に自由度が高い。そのような様々な利点、強みを持っているわけで、それを何に生かしていくのかが、出発点となる問い合わせなのだろうと思います。設立30年を二弁の仲裁センターが迎えたということで、改めて、この点について、考え方直す機会なのだろうと思っているところです。

農端先生からも、基調報告で御紹介がありました「設立当初の三つのパッション」があったわけですが、それでも、その中で申しますと、私などは、少額事件の解決は、重要性をなお失っていないのではないかと思います。私は、手続き法、民事訴訟法が専門ということもありますので、裁判制度の側から発想するところが抜けないかもしれません、少額事件は、類型的に裁判制度では対応が難しい。そのようなところにも解決を提供していくという視点、紛争の掘り起こしという視点が、その背後にあるかと思います。

現在、事件が伸び悩んでいる、あるいは、減少しているとすれば、「その掘り起こしが、もう少しうまくいかないのか」、「もう1段、踏み込む必要がないのか」というところが、課題として見えてきているのではないか。これも、農端先生のご報告で御指摘がありましたけれども、そのような意味では、社会に対して様々なアンテナを張る。その中で、相談を持っているところは非常に大きな強みだと思いますので、その連携に、今、仮に不十分な点があるとすれば、そこを見直していくことは、一つ非常に重要なことではないかと思います。

他方で、少額紛争ばかりでなく、コスト的にも見合うような、ある程度の金額を扱うようなビジネス紛争などについても、法律専門家としての強みを生かして、柔軟に取り組んでいくという方向性も考えられる。そのようなご示唆が、山田先生のご報告にも含まれて

いたように思います。

その場合には、弁護士単体ではなく、弁護士会としてそれを担うことが、どのような強みにつながるのか。入江先生のご質問は、この点にも若干関係するのかかもしれませんけれども、例えば、日本商事仲裁協会等、企業向けの紛争解決を提供していくという機関もあるわけで、そのような他のサービスとの関係で、弁護士会としての強みを、どのような形で築いていくのか、という点が課題になるのではないかと思います。

そのような観点から言いますと、ビジネス的な紛争であれば、機関としてどうかというよりも、「この人、この調停人に解決してもらいたい」と思わせるような、機関の枠を超えるような人材を、どのようにして育っていくのかという辺りが、非常に重要なことになるのではないかという感想を持ったところです。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。それでは、山田先生、お願ひいたします。

**【山田文教授(パネリスト)】** ありがとうございます。

ご質問あるいは今回のシンポジウム全体として、「ニーズに、どのように対応していくのか」というお話をたかと思いませんけれども、実は、そのニーズが、なかなか言語化されない、あるいは、顕在化しないところが、難しいところではないかと思います。

その意味で、まず一つは、潜在的な利用者のニーズを知るという点で、相談まで来てくれているのであれば、相談は一種、宝の山でありますて、本日も何度も強調されましたけれども、弁護士会の相談、あるいは、自治体や他の専門職団体等の相談窓口との連携は、非常に有意義ではないかと改めて思いました。

それから、「法的な解決がある程度見えないと、相談にも行かない」という人は、もちろんいるわけでありまして、より問題としては大きいのではないかと思います。私もビジネス性を強調しましたけれども、他方で、もちろん、公益的な活動をしないと考えているわけでは全くないですし、潜在しているニーズの中で、とりわけ、まだあまり表には出てきていないけれども深刻ではないかというものは、福祉分野に伏在するニーズではないかと思います。

これは、児玉安司先生が、京都大学でのシンポジウムでご講演なさり、入江先生にも報告をしていただいたのですけれども、そのときに強調されていたことであって、福祉関係では法的にも非常に複雑な問

題が多いので、なかなか顕在化していない。しかし、そのようなものを、例えば、積極的な相談の呼びかけや、専門ADRの看板をかけるという形で掘り起こしていくことは、なお公益的な側面としても意義のあるところではないかと思っております。

ビジネス面においても、潜在的には「ADRを使ってもいいかな」と思っているところもあるかもしれません、なかなか、それを表に出していくことは困難でするので、例えば、1回は無料で使ってもらう、1回は利用してもらう、というようなことでリピーターが作れるのではないかという期待も、少ししているところです。

他方で、手続内における当事者のニーズの発見は非常に難しいところであって、やはり、これまで強調されたように、評価型を使うのであれ、交渉援助型を使うのであれ、手続実施者はきちんと研修し、ニーズの発見を含めてトレーニングを積むことが必要ではないかと思います。

このような多様なニーズに対応した手続を作っていくことは、非常に手間暇がかかることがあります。しかし、1人ひとりに、個別に、丁寧に応答し、尊厳をもって手続をオーダーメードで作っていくという柔軟性や個別性は、実は、人間にしかできないところでもあろうかと思います。もしかすると、若い弁護士さんの中には、「AIに、弁護士業務をかなり取られてしまうのではないか」という恐れを抱いている方もおられるかもしれませんけれども、ある論文によりますと、「AIが法律業務のかなりを代替したとしても、和解仲介は残るのではないか、数少ない将来有望な業務なのではないか」ということのようあります。

その真偽はともかくといたしまして、このような専門性を十分に用いることができる基礎は、二弁のADRセンター設立以来のこの30年の間に十分に用意されているように思われます。次の30年では、ぜひ、満を持して、社会への積極的なアウトソーシングを進めていただきて、当事者のニーズに応えるADR、外部からのインプットなども積極的に取り入れて、アウトソーシングをしていく、風通しの良いADRにしていただくとありがたいと、本日、改めて思いましたし、弁護士会ADRにおいてポテンシャルはすでに十分培われているのではないかと期待しております。

**【室谷和宏会員(コーディネーター)】** ありがとうございました。

長時間にわたって行ってまいりましたが、二弁の仲裁センター30周年、本当に30年はだいぶ長い期間ではありますけれども、「制度として定着してきたか」といわれると、例えば、依頼者とよく話をしますと、やはり、「ADR」という言葉自体がまだまだ知られていない現実があります。そこで、依頼者にADRの説明を行うわけですが、その説明していく過程で、「ADRに向く、向かない」という判断を、私自身が行っているということがよくあります。

そこで、ふと思ったことが、私はADRの運営に関わっていて、ADRを利用してもらいたいと思っているのだけれども、他方で、依頼者と話していると、「やはりADRには向かないですね」と言ってしまっている自分もいるわけです。その二重人格的なな感覚が自分の中にあり、素朴な疑問として残っていました。その中で、今回、30周年記念シンポジウムの企画内容としてADRの利用の促進について検討しているときに、「そういえば、『視点』ということを考えた場合には、どのような分析ができるだろう」と考えたことがきっかけになって、今回の企画を考えさせていただいたという経緯がございます。

パネリストの先生方といろいろと議論をしていく中で、考え方方が整理されてきた部分もありますし、また、改めて問題として浮き上がってきた部分もございます。これから、また40年、50年に向けて、二弁が、特に「ADRをどのような形で捉えていくか」ということの一つのきっかけとして、今回のシンポジウムを基に、いろいろと考えていって、皆様と、また全国で議論させていただいて、全国のADRが利用者にとって使われるような形の議論ができれば、と考えているところでございます。

今回、初めてのウェビナー形式でございまして、もし聞こえづらいところなどがございましたら、申し訳ございませんでした。しかし、また新しい議論の在り方として、このような形式での議論の在り方を提示できたという意味でも、今回のシンポジウムは、実施してよかったです。と考えているところでございます。

それでは、長時間にわたって、本当にありがとうございました。パネリストの先生方も、ありがとうございました。これで、30周年記念シンポジウムは終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

【司会】 室谷先生、お疲れさまでした。

それでは、次年度の開催を担当していただく弁護士会から、御挨拶をいただきたい存じます。和歌山弁護士会紛争解決センター運営委員会、委員長の九鬼周平先生、よろしくお願ひします。

【九鬼周平会員(和歌山弁護士会紛争解決センター運営委員会委員長)】 九鬼です。今日は、有益なシンポジウムを、ありがとうございました。次年度の開催が決定しています、和歌山会です。日時は、2021年9月10日、金曜日、13時から17時。会場の確保もできております。

内容についてですが、暫定的ではありますが、こちら和歌山会では、「障害者なんでもADR」というものを導入しております。これは、例えば、「車いすという理由で、お店に入ることを拒否された」とか、「盲導犬を連れているので、タクシーに乗れなかった」など、そのような障害者差別解消法で禁止されている差別的取り扱いについて是正を求める内容とするトラブルをADRで取り扱うというものです。

ただ、それだけではなくて、「障害者なんでもADR」という名前でありますとおり、障害者の方が当事者となるトラブルであれば、基本的に何でも受け付ける。ADRで話し合って解決を目指す、ということを目指した手続です。今回、山田先生のお話でも、「ADRの差別化、差異化」や、「名前づけ効果」というお話がありましたけれども、「障害者なんでもADR」は、他会のADRではない、和歌山会の特性ではないかということで、次年度のテーマとさせていただきたいと考えております。

ただ、今年度、コロナの影響もあって、今年の準備段階から、なかなか携わることがかなわなくて、また、地方の小規模単位会特有のマンパワーの問題もあって、非常に不安といいますか、心配なところもあるので、また、全国の皆さんから、ご指導やご助言をいただければと思っております。ただ、前回、仙台の齊藤先生に、「とりあえず年内は、日程確保と会場確保ができれば大丈夫だ」とおっしゃっていただき、そこはクリアさせていただきましたので、また、今後、進めていきたいと思っております。

では、次年度の多数の御参加をお願いして、挨拶とさせていただきます。どうも、よろしくお願いします。

【司会】 九鬼先生、ありがとうございます。

最後に、閉会の挨拶です。第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会の坂井雄介委員長から、一言挨拶を申し上げます。

坂井先生、よろしくお願ひします。

## ○閉会挨拶

【坂井雄介（第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員長）】 御参加いただいた皆様、本日は、ありがとうございました。また、御登壇くださった山田先生、垣内先生、齊藤先生、農端先生、コーディネーターの室谷先生、ありがとうございました。先生方のおかげで、大変充実したシンポジウムになったと思います。

ただ、「音声が全体的に聞き苦しかった」という御指摘があり、この点については、時間内に修正できなかつたことをお詫び申し上げます。

内容について一言、お話しさせていただきます。山田先生の基調講演における弁護士会ADRの問題点の御指摘には耳が痛くなりましたが、その後、お話をいただきました弁護士会ADRの進むべき方向性や、執るべき施策等を伺うと、まだまだ弁護士会ADRにも伸び代があると勇気づけられました。パネルディスカッションでは、垣内先生の「弁護士会ADRは何を提供するのか」という問い合わせには考えさせられました。私自身は、今すぐには明確な答えが出せないところですので、引き続き考えていただきたいと思っております。齊藤先生や農端先生からは、今後の弁護士会ADRの在り方や、弁護士あっせん人の在り方についての鋭い御意見と、ADRに対する熱いパッションをいただきました。

参加者の皆様は、いかがでしたでしょうか。今回

のシンポジウムを通じて、いろいろと学びや気づきを得ていただければ、企画した側としては大変うれしく思います。

最後に、この場をお借りしまして、二弁の30周年記念事業の中身について、少しだけ、お話しさせてください。

まず、式次第にも書かせていただいたとおり、今回のシンポジウムを、連絡協議会という場をお借りして、記念事業の一つとして実施させていただきました。

他にも二つ、記念誌の発行と、研究会の実施がございます。

記念誌については、以前、10周年と20周年のときにも発行していますので、今回は、二弁仲裁センターの直近10年ほどを振り返った内容になる予定です。

研究会については、毎月1回程度開催しているのですが、和解あっせんを行うに当たって生じるあっせん人の悩みや問題、事務局が直面する事務レベルの問題等について、分析と検討を行っております。「今回のシンポジウムで研究成果を発表しよう」という案もありましたが、最終的には、別の機会に、別の方法で、発表することになりました。

記念誌も研究会の成果も、どちらもADRをお好きな方には、楽しんでいただける内容に仕上がると思いますので、ぜひ、皆様、楽しみに待っていただければと思います。

長くなってしまいましたが、これにて、第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会を終了いたします。皆様、4時間半の長丁場、大変お疲れさまでした。

【司会】 本日は、第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会に御参加いただき、ありがとうございました。本日のシンポジウムは、終了とさせていただきます。

(了)



# 当日配付資料

- 1 式次第
- 2 基調講演者・パネリスト・コーディネーター紹介
- 3 事務連絡、注意事項等
- 4 二弁仲裁センター 30 周年記念シンポジウム概要（令和 2 年 9 月 11 日実施）  
[室谷和宏先生提供]
- 5 「二弁仲裁センターの現状と評価—設立当初のパッショントとの関係を中心に」
- 6 同資料  
[農端康輔先生提供]
- 7 「弁護士会 ADR の新しい時代に向けて」  
[山田 文先生提供]
- 8 2014～2015 年度 ADR 利用者調査（ADR 調査研究会）の概要  
[垣内秀介先生提供]
- 9 「これまでの ADR、からの ADR—利用される ADR となるためには—」  
[斎藤睦男先生提供]



## 第24回 全国弁護士会ADRセンター連絡協議会 次第

日 時：2020年（令和2年）9月11日 午後1時～午後5時  
 （zoom接続開始予定時間 午後12時45分～）  
 総合司会：五十嵐 実保子（第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会 副委員長）

午後1時00分

- 日弁連ADRセンター 委員長 挨拶  
 斎藤 瞳男（日本弁護士連合会ADR（裁判外紛争解決機関）センター 委員長）
- 開催地会挨拶  
 岡田 理樹（第二東京弁護士会 会長）

午後1時10分 【第二東京弁護士会仲裁センター 30周年記念シンポジウム】  
 「これまでのADR、これからの中立的ADR～利用されるADRとなるためには～」

- 企画趣旨説明  
 室谷 和宏（第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会 副委員長）

午後1時15分

- 第1部 基調講演・基調報告  
 基調報告 農端 康輔（第二東京弁護士会仲裁センター 嘴託弁護士）  
 基調講演 山田 文（京都大学大学院法学研究科教授）

[休憩]（午後2時20分～午後2時30分）

午後2時30分

- 第2部 パネルディスカッション  
 上記基調講演・報告者に加えて  
 パネリスト 堀内 秀介（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
 パネリスト 斎藤 瞳男（仙台弁護士会、日弁連ADRセンター委員長）  
 ユーディネーター 室谷 和宏（第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会副委員長）

[休憩]（午後4時10分～午後4時25分）（※質問受付終了時間は午後4時00分）  
 午後4時25分

質疑応答

午後4時50分

- 次年度開催地挨拶  
 九鬼 周平（和歌山弁護士会紛争解決センター運営委員会 委員長）
  - 閉会挨拶  
 坂井 雄介（第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会 委員長）
- [17:00終了予定]

## ●基調講演者・パネリスト・コーディネーター 紹介

齊藤 隆男 (さいとう むつお)  
弁護士(仙台弁護士会), 日弁連ADRセンター委員長。  
東北大学法学部助手, 岡山大学法学院科教授(民事訴訟法)。  
東北大学法学部助手, 東京大学大学院法学研究科助教授  
を経て, 2006年現職。日本ADR協会代表理事, 外務省UNCITRAL作業部会II  
日本代表, 商事法務研究会「仲裁法の見直しを中心とした研究会」委員, など。  
主な著作として『ADR仲裁法 第2版』(日本評論社, 2015年) (共著) など。

AD R, ODRに関する最近の著作として,  
・『国際的紛争による和解合意に関する国際連合条約』(シンガポール調停条約) の概要 上・下)『JCAジャーナル』66巻1号・67巻3号(2019年11月号・2020年3月号),  
・「ODRが拓く紛争解決の姿—その意義と課題 第1回 ODRの意義と実装する上で  
の課題」[NBL]1174号(2020年7月15日号),  
などがある。

農端 康輔 (のばた こうすけ)  
弁護士(第二東京弁護士会)。

神楽坂キーストーン法律事務所(司法修習62期)。  
第二東京弁護士会仲裁センター嘱託弁護士(2016~)。  
AD R, ODRに関する著作として,  
・「第二東京弁護士会仲裁センターの現状と課題」「仲裁とADR」15号(2020年),  
がある

垣内 秀介 (かきうち しゅうすけ)  
東京大学大学院法政学研究科教授(民事訴訟法)。  
東京大学法政学研究科助手, 同助教授を経て, 2012年現職。法務省ADR認証  
審査參與員, 日本ADR協会理事など。

主な著作として, 「裁判官による和解勧説の法的規律(1)~(3)」「法学協会雑誌」  
117巻6号, 118巻1号, 122巻7号(2000年~2005年)などがある。  
AD R, ODRに関する最近の著作として,  
・太田勝造・垣内秀介編・ADR調査研究会著「利用者からみたADRの現状と課題」日  
弁連法務研究財團編『法と実務 Vol.1-4』(商事法務, 2018年)(共編・共著),  
・「ODRが拓く紛争解決の姿—その意義と課題 第2回 ODRの健全な発展に向けた  
法制度上の課題」[NBL]1175号(2020年8月1日号),  
などがある。

## ○事務連絡、注意事項等

### 1 ウェビナーの参加情報について

開催日当日（9/11（金））の12：45以降に当該URLをクリックするかウェビナーID・パスコードを入力して、ご参加ください（予定）。

<https://zoom.us/j/96557716725?pwd=QkFhbDNLejN6VVRzdUIQM1pQQmVBZz09>

ウェビナーID：965 5771 6725

パスコード：337794

※万が一、接続情報に変更がある場合には、あらかじめお届けいただいたメールアドレスに送付させていただきます。

・Zoomを初めて使用される方は、事前にZoomのアプリケーションをダウンロードしてください。  
・URLクリック・ウェビナーID入力のどちらの接続方法でも、パスコードの入力およびメールアドレスの入力が必要となります。（参加申し込み時のメールアドレスを入力して下さい。）

・zoomのウェビナーへの参加についてはzoomのヘルプのほか、以下のURLなどウェブ上の情報をご参照ください。  
<https://zoom-support.nissho-ele.co.jp/hc/ja/articles/360023978951-%E3%82%AF%E3%82%AT%E3%83%93%E3%83%8A%E3%83%8A%BC%E3%81%AB%E5%8F%82%E5%8A%A0-%E5%8F%82%E5%8A%A0%E8%80%85->

### 2 注意事項

・Zoomのウェビナーの機能を用いています。

・当日は記録用に録音録画させていただいております。

※日本弁護士連合会及び第二東京弁護士会では、本日の協議会の内容を記録し、また、成果普及のために、シンポジウム会場の写真撮影及び録音を行います。撮影した写真及び録音した内容は、報告書の作成及び次回協議会実施のための参考資料とさせていただくほか、当連合会及び当会のホームページ等に使用させていただくことがありますので、ご了承ください。

・参加者の方々は、原則ミユートになつており、ご自身のカメラもオフになつております。画面の共有もできません。参加者同士でどなたが参加しているかわかりませんが、ホスト（二弁）側で参加者を把握しております。

・zoomの一般的な接続の問題については対応できませんが、Q&Aに書き込めたる、確認したが音声が聞こえないなど、問題があればQ&Aに書き込んでいただければ幸いです。それが難しい場合はメールでご連絡ください（niben-adr@niben.or.jp）。

・システム上の問題でウェビナーが中断してしまった場合は、再度、ウェビナーを立ち上げ再開することを試みます。システム上再開するのが難しい場合は中止させていただきます。中断や中止の事態が発生した場合、あらかじめご連絡いただいたメールアドレスにご案内させていただきます。

### 3 参加者の方からのご質問について

・16時20分頃から「質疑応答」を予定しております、参加者の皆様からの質問を受け付けます。

・質問の整理の都合上、参加者の皆様からの質問の総切時間は16：00とさせていただく予定です。

・上記総切時間までに、zoomの画面下部にある「Q&A」という部分からご入力

ください。

- ・ご質問の際には、お名前、ご所属、どのパネリスト宛のご質問であるかを明記

してください。

- ・いただいたご質問については、基本的にコーディネーターが読み上げた上で、パネリストが答えるという形で進めることを予定しております。
- ・重複する質問等はまとめて取り扱わせていただくことがあります。
- ・時間の関係等で、いただいたご質問に全てお答えできないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・Q&Aにいただいた質問は、全ての参加者に公開されます。

#### 4 終了後のアンケートについて

- ・シンポジウム終了後、参加者の皆様から本日のシンポジウムについてアンケートにご回答いただきたいと思います。URL 又は QR コードからアンケートのフォームに接続していただき、ご回答いただけると幸いです（URL と QR コードは同じページにリンクされています。）。

[https://niben.jp/form/adr\\_A.html](https://niben.jp/form/adr_A.html)



## 【二弁仲裁センター30周年記念シンポジウム概要（令和2年9月11日実施）】

第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会  
副委員長 弁護士 室谷 和宏

第1 はじめに

- これまでのADRの議論は、特に誰から目の線ということを意識されないで議論されてきた感がある。  
→ 「これから（るべき）ADR」を議論するにあたっては、誰の目線かを意識すべきと思われる。

・利用者目線

・（利用者代理人ではあるが）弁護士としての目線

→ 件数を安定して確保するためには、利用者のニーズを取り入れていく必要がある。

→ まず利用者目線に固定して考えていくべきではないか。

2 弁護士（仲裁センター）目線

→ 利用者目線に固定して考えていくべきではないか。

- 社会の変化（商品・サービスの変化、グローバル化、人の権利意識の変化など）に伴い、発足当初は想定していなかった（できなかつた）様々なニーズも発生する。誰にでも利用しやすいADRの手続を用意してほしい、少額紛争を安価・迅速に解決してもらいたい、という変わらないニーズもある。→ 特にIT化のニーズ
- 今回のシンポジウムでは、①「専門家」に事件を解決してもらいたい、②誰にでも利用しやすいADRの手続を用意してほしい（利用しやすければ、安価・迅速に解決できることにも繋がるので、少額紛争のニーズについても含めて考える。）、という点を中心取り上げていく。

## 第2 「専門性」について

### 1 利用者のニーズ

- 利用者が調査によると、ADRの選択の理由として、専門家が関与しているといふ点は、さほど重視されないとも評価しうる。他方で、ADRは当事者がすべてを決められる。あっせん人も選ぶことができる。そのため、自分の抱えている問題の解決に資する専門家たるあっせん人を選びたいという利用者のニーズがあると考えられる。

2 求められている「専門性」とは何か。

- ・弁護士であること（=法律の専門家）
  - ・訴訟を含めた当事者の代理人として紛争解決をする専門家
  - ・特定分野に精通した者（医療関係、建築関係、金融関係等）
  - ・話し合いの仕方の専門家
- 3 問題点

## （1）利用者目線からくるニーズに基づく制度設計を考えるためにあたっての視点設定

### ア 制度運営者目線

#### イ 弁護士としての目線

- 以下では、主として制度運営者目線から見た問題を検討する。
- ADRにおいて「専門性」をどこまで強調するか。
  - 弁護士が「話し合いの仕方の専門家」であるとした場合に、裁判所の調停との比較で弁護士会ADRの特長をどのように考えるか。
  - 弁護士会ADRの特長として、「利用者が、自らの判断であっせん人を選ぶことができること」を考える場合、この特長と「専門性」の関係はどう考えるか。
  - 「専門性」を強調するのであれば、評価型調停も利用者ニーズに資する面があるとの考え方について、どう考えるか。

## 第3 「誰にでも利用しやすいADRの手続を用意してほしい」というニーズへの対応

### 1 利用者ニーズの具体例

- 利用者ニーズを拾うための対応
  - 今でも対応可能なこと
  - 今後対応が必要と考えられるもの（特にADRのIT化）
- 制度運営者目線からみた問題
  - 従来の手続とコスト（当事者のコスト、弁護士会のコスト）が変わるか。
  - 従来のADRの実施方法と異なる部分が出てくるのか。出てくるとして、どのように取り組んでいくべきか。
- その他の問題
  - その他の問題

## 第4 その他

- 弁護士としての目線から見た問題
  - 訴訟・調停に精通している弁護士に、ADRを選択してもらうためには、ADRについてどのようなメリットを考えるか。
  - 採算性の問題（利用者が求める費用の安さの問題）
  - 実効性の問題
- 相手方の応諾率の向上
  - 相手方にとつても、「この手続を利用した方がよい」と思わせるようにするためは、どのような方策が考えられるか。

- まとめ（弁護士会ADRのあるべき姿とは）
  - 利用者のニーズに、弁護士会ADRとして、どのような姿勢で取り組んでいくことが望ましいか。

以上

20200911 農端康輔（二弁仲裁センター 嘴記弁護士）

## 第0 設立時の3つの「パッション」

### 1 設立時の3つの「パッション」 3つのパッション

#### ①少額紛争の解決

- ②民事訴訟（・民事調停）の改革・改善
- ③「相談から仲裁へ」、「相談から解決へ」

#### 2 これら的位置付け

- ・当初の3つのパッションはあったものの、その後、多様な事件を取り扱い、あっせん人を公募で拡充する、などの展開があった
- ・その後、自由で多様な議論の形成、「反省的実践」（トライアンドエラー）が繰り返される（原後山治先生のマインド）<sup>1</sup>。
- あっせん人による「フライング」とその制度化  
例：現地での調停実施、専門家のあっせん人の協力・活用、など

とおりである。最近は全国で年間1000件程度となっている。

#### (2) 解決事件の規模

- ・2018年度の解決事件の規模でみると、50%を超える事件が100万円以下であり、多くの事件が少額事件であることが確認できる（資料II-1）。
- ・この状況は設立10年でも同様である（資料II-2）

#### (2) 評価

- ・統計上は、裁判所で代理人をつけて解決することが困難な金額の事件について解説がなされていることが確認できる。このことは設立当初も現在も同様と考えられる。
- ・ただし、潜在的に存在する数多くの少額の紛争に対して、仲裁センターが十分な解決手段になりえているのかは留保が必要。

## 2 民事訴訟制度の改善について

#### (1) 概要

- ・当時の民事訴訟制度 手続に時間がかかりすぎるので問題  
→ 仲裁機関としてパブリックサービスを提供

- ・二弁仲裁では「うまい、はやい、安い」という文言を用いたこともある。

#### 第1 弁護士会ADRは設立当初のパッションに十分答えていているのか？

##### 1 「少額紛争の解決」について

###### (1) 二弁の事件数の概況

- ・二弁仲裁センターにおける平成2年度以降の年度別の申立て数は資料I-1のとおりである。もっとも申立て数が多かったのは、平成9年度の183件。その後は150件前後→120~100件→80件程度と、申立て数は徐々に減少してきている。
- ・近時は全事件の4分の1~3分の1が医療ADRを中心とする専門ADRであり、その他の一般事件の取扱事件数は減少している

- ・なお、弁護士会ADR全体の平成9年以降の年度別の申立て数は資料I-2の

- （2）「うまい」（「手続の質」）
  - ・仲裁人候補者は設立当初は19名。いわゆる「スター仲裁人」システム。元裁判官や経験10年以上の弁護士など。設立直後に追加し26名となった（資料II）。
  - ・その後、仲裁人候補者は公募となり、候補者は拡大。
  - ・名簿登載時に個別審査はするものの、最近まで研修受講等を要件にすることをしてこなかった。

- ・2019年時点では、一般のADRについて約135名の候補者がおり、その他に、医療ADRや金融ADR、国際家事ADRなどの専門ADR固有の仲裁人候補者が多いという状況であった。

- ・二弁仲裁センターでも事例研究を中心とする「仲裁実務研究会」を年に10回程度開催しているが、参加者は限られている。

<sup>1</sup> 最近の10年ぐらいの動きについては農端康輔「第二東京弁護士会仲裁センターの現状と課題」「仲裁とADR』15号（2020年）参照。

- ・2020年4月の名簿更新<sup>2</sup>から、仲裁人候補者名簿の新規の登載に関しては、自主交渉援助型調停に関する参加型研修の参加型研修を求める事例もある。
- ・そのことを前提に、年に1度、仲裁人候補者向け研修（講師：入江秀晃九州大学准教授）を行っている。

#### （2）「はやい」（手続の迅速性）

- ・2018年版の日弁連ADR統計年報によると、二弁では、解決事件について審理期間182.4日（平均）、審理回数4.1回（平均）となっている（資料IV-1）。
- ・一方で、設立後10年のデータを確認すると、平均解決日数は101.7日、平均審理回数は3.5回となっている（資料IV-2）。
- これらのデータを確認すると、以前に比較すると、審理期間、審理回数ともに長期化している状況が確認できる。

#### （3）「安い」（手続のコスト）

- ・二弁では、申立手数料1万円+税、期日手数料（各当事者）500円+税、成立手数料は解決した経済的利益の額に応じた割合で定める、という手数料となっている。
- 当事者の目線でみれば、成立手数料を考えると、「安い」とはいいがたい。
- ・一方で、現状でも赤字になる事件も多く、仲裁センターの維持のための費用を考えると、手数料をさらに減額することは困難とも思われる。
- ・さらには、仲裁人等の日当や報酬は、国際的な商事調停などの事例と比較すると、弁護士会の公益活動の一環として行っていることから、低廉な日当・報酬となっている。また、タイムチャージ制にはなっていない。

#### （4）近年の裁判所調停（民事調停等）の取組み

##### ●東京簡裁での取組み<sup>3</sup>

- ・弁護士調停委員や専門家調停委員の活用

<sup>2</sup>二弁仲裁センターでは、仲裁人候補者名簿は原則上3年に一度名簿更新を行っており。

<sup>3</sup>東京簡裁については、「特集 民事調停のすすめ」『LIBRA』18巻7号（2018年7月号）、「特集 総・民事調停のすすめ」『LIBRA』（2020年6月号）など。大阪地裁・大阪簡裁については、田中敦編『和解・調停の手法と実践』（民事研究会、2019年）。

- ・期日において調停主任裁判官の立会などが行われる事例もある。
- ・現地調停の利用（民調法12条の4）
- ・各部における研修の実施

##### ●家庭裁判所

- ・京都家庭裁判所「家事調停技法」『ケース研究』325号（2016年2月）
  - 自主交渉援助型調停や調停技法を意識した手続のマニュアル
  - ・参加型研修の実施<sup>4</sup>
  - ・一方で、家裁の調停が権利義務を重視する傾向が強くなり、当事者を支える力が弱まっているとの指摘・評価もある。
- （4）評価
  - ・裁判所の調停もさまざまな工夫を行っている。すでに運営面などで追いつかれた部分もあると思われ、弁護士会として更に先に進めることが必要である。
  - ・とくに、東京では、裁判所調停において弁護士調停委員の活用がなされている事例が多いようである。（東京では、他の地域に比べて、弁護士が調停主導すること自体について、弁護士会ADRのメリットが小さい。）
  - ・仲裁センターの手続の「早さ」については、仲裁センター設立当初に比べれば、時間がかかるようになっている。
  - ・仲裁センターでは「うまい」ということを標ぼうしていたが、仲裁人候補者の数の増加、会員数の増加等とともに、仲裁人候補者にどのような弁護士が多いか、仲裁人候補者がどのような経験を有するか、仲裁人候補者がどのような専門性を有しているか、ということについては会員に十分に認識されなくなっているのではないか。
  - ・また、二弁においても研修等は行ってきていたが、十分に行われていたかは疑問がある。

#### 3 「相談から仲裁へ」「相談から解決へ」

##### （1）二弁の事件数の概況

- 1（1）において前掲。

<sup>4</sup>例えば、戸倉晴美「家事調停の工夫—調停の現場から 第2回 大阪家庭裁判所の新しい取組を踏まえた調停委員の活動と調停協会の取組」『家庭の法と裁判』14号（2018年6月号）

## (2) 弁護士会の法律相談の件数（参考）

- ・弁護士会の法律相談数は法テラス相談を除けば減少（資料VII）。
- ・とくに、有料弁護士相談は10年間で半減している。  
130, 570件（2009年）→66, 775件（2018年）  
※弁護士会での相談の件数で各事務所での相談件数は不明。

## (3) 二井会員に対する認知度アンケートの結果

- ・今回二井内で二井会員を対象としたアンケートを実施した（詳細や集計表は資料VIII）。

- ・会員全体で仲裁センターを「よく知っている」の割合は、全体では41.4%。「よく知っている」の割合は、50期台は、44.0%，60期台は30.6%，70期台は7.7%と若手になるほど小さくなる。
- ・経験年数が少ない会員の「よく知っている」の回答が少ない理由は、仲裁センターの事件を取り扱った経験が少ないことが理由であることも考えられるが、経験年数が少ない弁護士に対して十分に仲裁センターの手続の内容やそのメリット・デメリットを伝えられないと評価できるのではないか。（以上、資料VIII Q1）

- ・利用したことがないと回答した会員に理由を尋ねた質問の回答としても、「手続がよくわからぬ」が28件、「調停と比べてメリットがよくわからぬ」が25件の回答数が圧倒的に多い。その他の自由回答欄でも「知らない」「適した案件がない」という回答が複数見られており、弁護士に十分認知されいないことが確認できる。（以上、資料VIII Q5）

- ・さらに、「法律相談の際に、相談者に対して和解あつせん手続等を勧めたことがありますか。」という質問に「ない」と回答した69人に「当会の和解あつせん手続等を勧めたことがない理由は何ですか。」という質問をした結果として、「手続がよくわからぬ」が30件、「調停と比べてメリットがよく分からぬ」が21件である。「その他」にも「適した事件がない」などの回答が複数見られる。（資料VIII Q7）

は課題が大きいことがわかる。

- ・また、（調停と比較して）メリットがわからぬ、手続がよくわからぬという意見が多く、今後、改善が必要である。
- ・弁護士経験の長さにかかわらず、「適した事件がない」と回答した者がみられることがあると、仲裁センターの手続に適した事件の種類や内容について限定して考えている会員が一定数あることががえる。

- ・一方で、自由回答の中には「会員向けの研修会を含め、和解あつせん手続の事業紹介を控えること。この点についてナーバスになつている方（特に企業）は結構多い」との意見もあり、事例紹介について消極的な意見もあつた。

## (3) 二井で行われている取組みと課題

- 取組み
  - ・申立手数料を半額にするとの取扱い。
  - ※二井の法律相談センターへの半額無料券の配置
  - ・新規登録弁護士研修や法律相談センターの相談担当弁護士向け研修において、仲裁センターの案内を実施。
  - ・東京都消費生活センターなどへのリーフレットの配架の依頼。
  - ・漫画リーフレット等の作成。

### ●課題

- ・法律相談センターなど相談を担当する弁護士との連携、周知。（現在では委員会として別の委員会となつており、大規模弁護士会である二井では人的な重なりも不十分である。）
- ・各種の行政機関等との連携もリーフレットの配置の依頼程度にとどまっている。（例えば、行政との連携の場面では、二井内に行政連携に関する委員会があるほか、東京では弁護士会が三会あり二井だけで実施できることに限界もある。）

## (4) 評価

- ・二井仲裁センターでは、申立事件数は長期的に低減傾向にある。とりわけ、一般事件については減少傾向が明らかである。
- ・一方で、これについては、民事訴訟や民事調停の新受件数の減少、弁護士会の有料法律相談も減少という状況の中で、やむをえない状況であるとか、その背景

- 景の中では健闘しているという評価もあります。
- ・相談を担当する弁護士に仲裁センターの手続の内容やメリットを広報することが効果的と考えられ、さらに積極的に行う必要がある（「ADR利用者調査」<sup>5)</sup>）。
  - ・その点で、二弁では、弁護士会内における相談を担当する弁護士や各種センターやの連携については課題が残る。
  - ・弁護士、とりわけ経験年数の少ない弁護士に対して、仲裁センターのメリットや仲裁センターの手続の内容について、より知つてもらう必要がある。
  - ・仲裁センターの利用に適した事件について限定的に考えている弁護士が多いと思われ、その会員弁護士の認識を変容させることが必要である。
  - ・また、行政機関等の外部の相談機関や窓口の連携についても課題が大きい。

<sup>5</sup> 太田勝造・垣内秀介編・ADR調査研究会著「利用者からみたADRの現状と課題」日弁連法務研究財団編『法と実務』14号（簡事法務、2018年）。とくに、同報告書の中の垣内秀介「ADR手続の認知と利用への経緯」。

全国弁護士会ADRセンター連絡協議会 基調報告 農端  
「二弁仲裁センターの現状と評価—設立当初のパーションとの関係を中心にして」資料

資料I 二弁仲裁センターの事件数

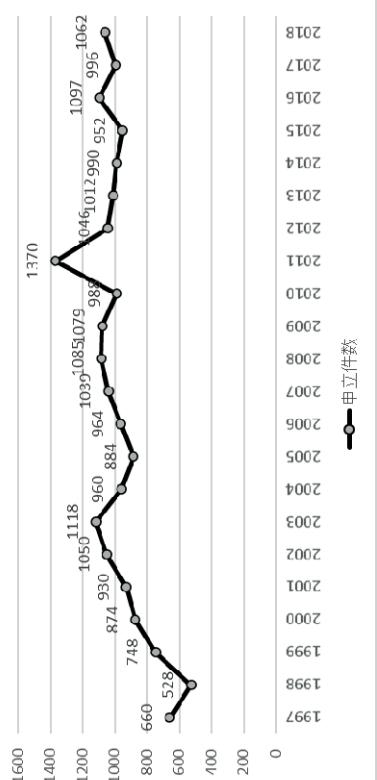
資料I-1 第二東京弁護士会仲裁センターの申立て件数

年度	全事件	内訟	一般	医療	金融	国際	家事
1989	8	8	-	-	-	-	-
1990	111	111	-	-	-	-	-
1991	67	67	-	-	-	-	-
1992	109	109	-	-	-	-	-
1993	121	121	-	-	-	-	-
1994	111	111	-	-	-	-	-
1995	159	159	-	-	-	-	-
1996	156	156	-	-	-	-	-
1997	183	183	-	-	-	-	-
1998	142	142	-	-	-	-	-
1999	158	158	-	-	-	-	-
2000	167	167	-	-	-	-	-
2001	177	177	-	-	-	-	-
2002	174	174	-	-	-	-	-
2003	165	165	-	-	-	-	-
2004	140	140	-	-	-	-	-
2005	147	147	-	-	-	-	-
2006	121	121	-	-	-	-	-
2007	109	105	4	-	-	-	-
2008	106	90	16	-	-	-	-
2009	119	98	21	-	-	-	-
2010	94	82	12	0	-	-	-
2011	92	68	20	4	-	-	-
2012	85	55	25	5	-	-	-
2013	85	58	23	4	-	-	-
2014	83	59	16	6	-	-	-
2015	78	53	21	1	3	-	-
2016	88	58	26	3	1	-	-
2017	62	38	22	2	0	-	-
2018	76	47	23	4	2	-	-

出典：日弁連仲裁ADR統計年報等から作成  
(※1989年度は3月のみのため表示していません。)

資料I-2 弁護士会ADR全体の申立て件数（1997年以降）

申立て件数(弁護士会ADR全体)



出典：日弁連仲裁ADR統計年報等から作成

## 資料II 解決事件の規模

資料II-1 二弁・弁護士会ADRの2018年度の解決事件の紛争の規模別分類									
解決事件の紛争の規模別分類									
30万円以下	30万円超 100万円以下	100万円超 300万円以下	100万円超 300万円超	1000万円以下 1億円以下	1000万円超 1億円超	1億円超 10億円超	1億円超 100億円超	100億円超 1000億円超	1000億円超 10000億円超
第二東京 弁護士会ADR 全体	5 89 22.5%	12 114 28.9%	8 101 25.6%	2 65 16.5%	2 23 5.8%	1 3 0.8%	1 3 0.8%	30 395 100.0%	30 41.3% 100.0%

出典：2018年度日弁連仲裁ADR統計年報 5-(1)表の抜粋

## 資料II-3 裁判所の民事訴訟の訴額階級別内訳（参考）

## 地方裁判所

地方裁判所 民事訴訟事件 訴額階級別内訳 平成30年									
30万円まで		30万円超 60万円まで		60万円超 90万円まで		90万円超 140万円まで		140万円超 500万円まで	
5.3%	5.0%	3.8%	5.2%	4.13%	5.2%	4.13%	5.2%	1.3%	4.1% 100.0%

## 簡易裁判所

簡易裁判所 民事訴訟事件 訴額階級別内訳 平成30年				
30万円まで		30万円超 140万円まで		200万円超 200万円まで
39.1%		54.4%		2.5% 3.9% 0.02%

## 資料II-2 二弁仲裁センターの設立10年までの解決事件の紛争価額の分布状況

## 解決事件の紛争価額の分布状況（全年度）

解決時の紛争価額	H'2	H'3	H'4	H'5	H'6	H'7	H'8	H'9	H'10	H'11	合計	累積	割合
10万円以下	6	6	4	6	2	9	10	18	13	14	36	36	1.3%
10万円を超える30万円以下	3	2	4	4	3	8	8	7	8	6	53	124	25.8%
30万円を超える50万円以下	7	2	7	12	6	12	12	8	16	7	89	177	36.8%
50万円を超える100万円以下	5	6	5	9	8	16	12	15	11	18	105	266	55.3%
100万円を超える300万円以下	2	3	2	4	1	5	7	3	6	2	35	406	77.1%
300万円を超える900万円以下	0	4	1	2	3	1	5	5	4	7	32	438	84.4%
900万円を超える1000万円以下	1	0	3	4	1	0	1	1	1	2	11	477	91.1%
1000万円を超える3000万円以下	1	0	1	3	1	0	0	0	0	3	4	481	99.2%
3000万円を超える1億円以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
1億円を超える	27	23	30	48	26	60	65	70	65	67	481	481	100.0%
合計													

出典：『二弁仲裁センター10年のあゆみ』（2001年）[110頁]

出典：いざれも最高裁判所事務総局民事局「平成30年民事事件の概況」  
『法曹時報』71巻11号（2019年11月号）

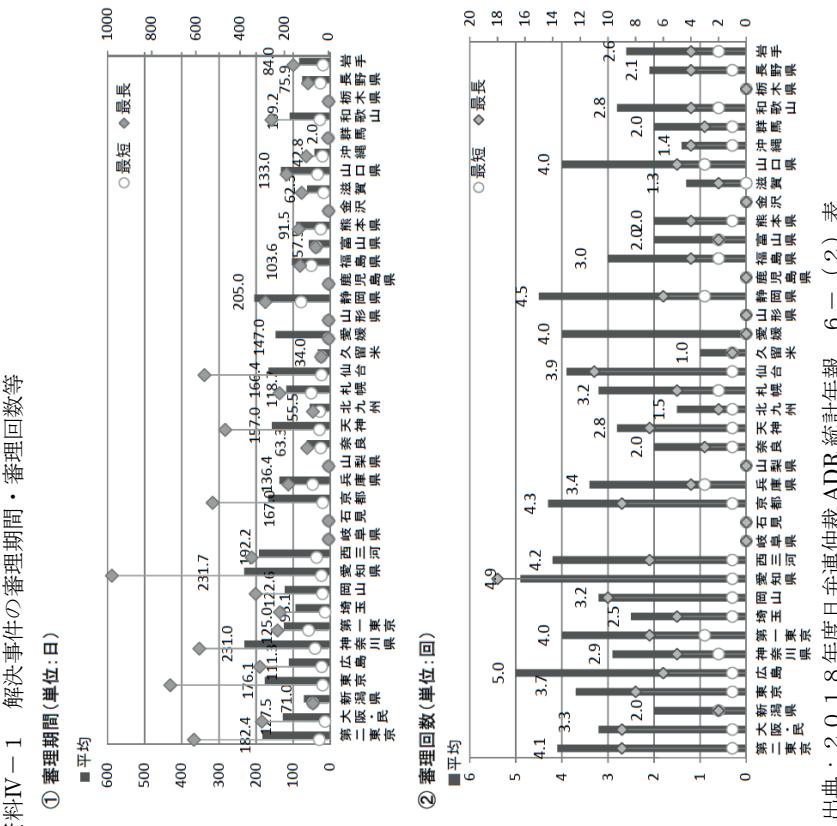
※訴額である。

資料III 仲裁人候補者一覽

資料III-1 仲裁人候補者一覽（1991年時点）

卷之三

出典：「第二東京弁護士会仲裁センター 発足一周年記念シンポジウム」  
【半例タムズ】75.9号（1991年8月26日号）



出典：2018年度弁連仲裁ADR統計年報 6-(2) 表

## 資料IV-2 二弁仲裁センターの設立10年までの解決事件の審理期間・審理回数

## 資料V 東京簡易裁判所の民事調停の統計

## 審理期間

審理期間（累積）

解決までの日数	件数	全体との比率
30日以内	84	1.46%
30日を超えて60日以内	116	24.72%
60日を超えて90日以内	95	19.75%
90日を超えて120日以内	69	14.35%
120日を超えて150日以内	37	7.69%
150日を超えて180日以内	24	4.99%
180日を超えて1年以内	41	8.92%
1年を超える	15	3.12%
合計	481	100.00%

平均解決日数  
最短解決日数  
最長解決日数

101.7 日  
1 日  
1585 日

出典：『二弁仲裁センター10年のあゆみ』（2001年）[111頁]

## (申立て数)

平成29年新受件数（速報値） 5,099件

(件数の推移(新受件数、平成29年は速報値))

平成27年5,447件、平成28年5,609件、

平成29年5,099件

(平成29年新受件数(速報値))

一般1,105件、宅地建物645件、農事2件、  
商事2,408件、交通179件、公害等12件、  
特定調停748件

(事件別割合(平成29年新受(速報値)))

一般22%，宅地建物13%，商事47%，交通4%，  
特定調停15%

(調停成立率(平成29年既済(速報値)))

31%

(弁護士関与率(平成29年既済(速報値)))

一方のみ17%，双方18%，関与なし65%

(調停委員の構成(平成30年2月1日現在))

男女別 男性79%，女性21%

弁護士の割合53%（うち女性の割合18%）

「東京簡裁の平成29年の調停事件は、調停不成立、調停取下げ、その他も含めると、全体の66%が3か月以内に終局しています。」

出典：『二弁仲裁センター10年のあゆみ』（2001年）[112頁]

出典：「特集 民事調停のすすめ」『LIBRA』18巻7号（2018年7月号）

※平成29年の速報値である。

## 審理回数

審理回数（累積）

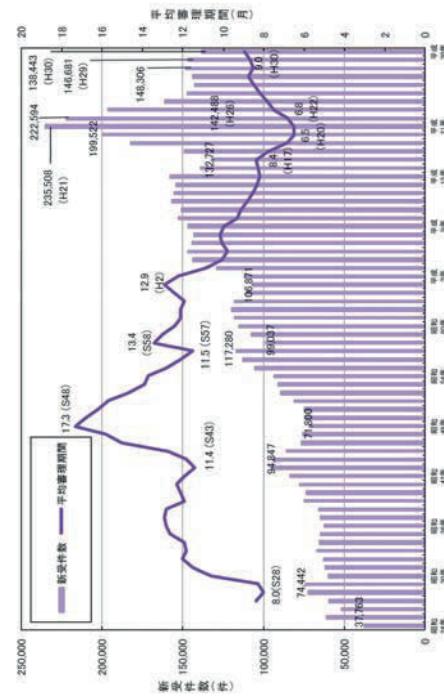
審理回数	件数	全体との比率
1回	81	16.84%
2回	109	22.66%
3回	117	24.32%
4回	56	11.64%
5回	45	9.36%
6回	28	5.82%
7回	16	3.33%
8回	12	2.49%
9回	4	0.83%
10回以上	13	2.70%
合計	481	100.00%

平均 3.5  
最少 1  
最大 30

## 資料VI-1 民事事件 地裁 1審

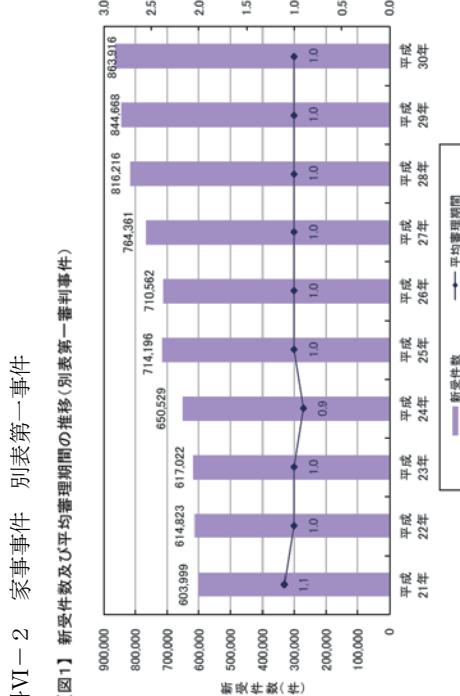
## 資料VI-2 家事事件 別表第一事件

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))



出典：『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)』(令和元年)

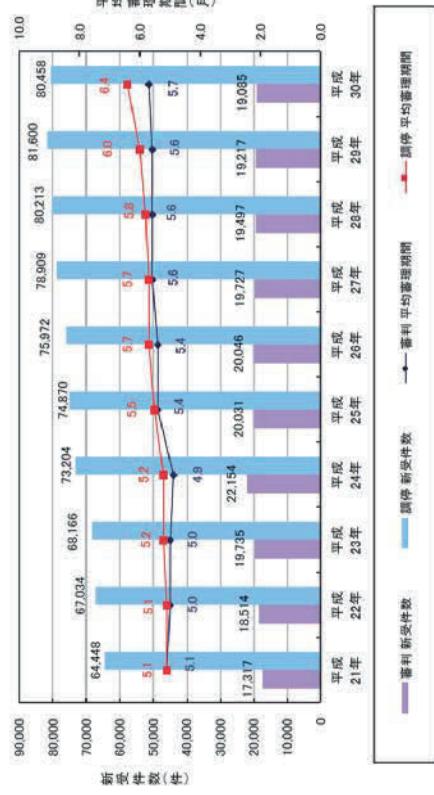
## 資料VI-2 家事事件 別表第一事件



出典：『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)』(令和元年)

## 資料VI-3 家事事件 別表第二事件

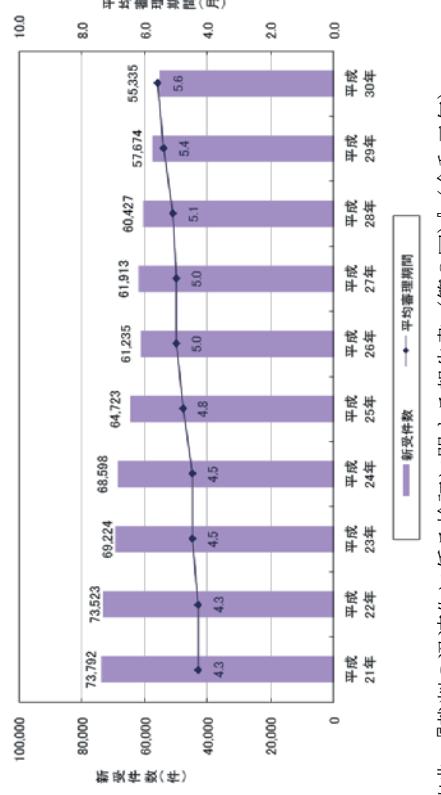
【図5】新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)



出典：『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)』(令和元年)

## 資料VI-4 家裁の一般調停(夫婦関係調整)

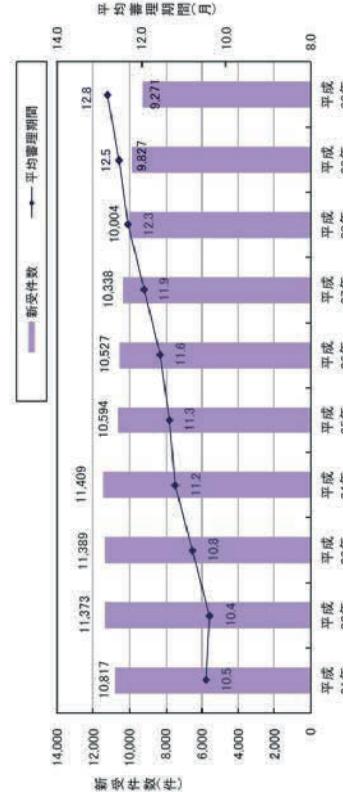
【図6】新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)



出典：『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第8回)』(令和元年)

## 資料VI-5 人事訴訟

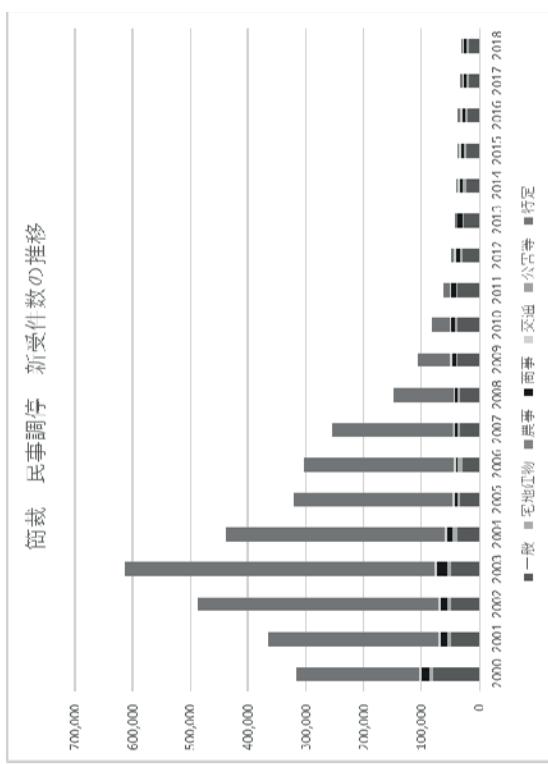
【図1】新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



出典：『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第8回）』（令和元年）

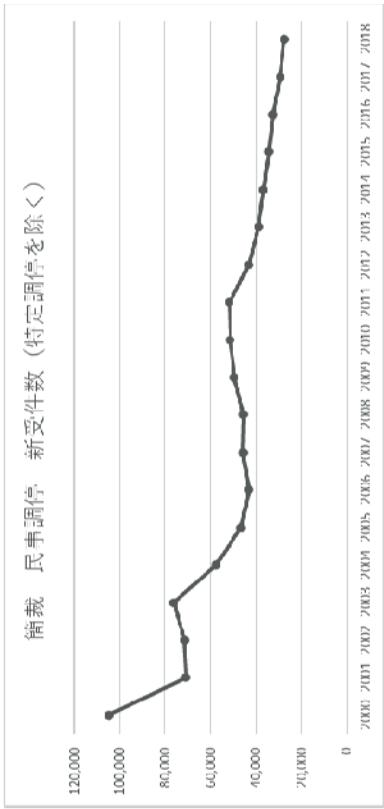
## 資料VI-6 簡裁の民事調停の新受件数

○全事件



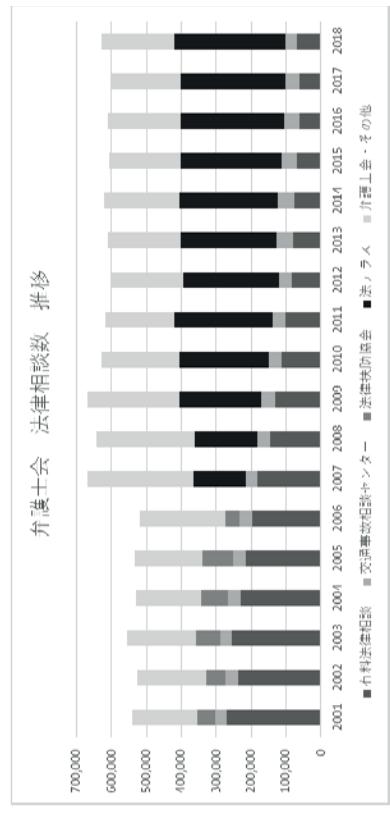
※司法統計から作成

○特定調停を除く簡裁の民事調停の新受件数の推移



資料VII 弁護士会の法律相談の件数（参考）

資料VII-1



出典：弁護士白書から作成

資料VIII 二弁仲裁センターの二弁会員向けの認知度アンケートの結果

## 1 調査の概要

二弁の会員向けにアンケートを実施。質問票については4で後掲。

- ①二弁の会員専用サイト内に回答フォームを作成。二弁eニュース等を通じて全会員に対して回答を依頼。②2020年3月の弁護士会の選挙実施時に投票所の出口で質問票を配布して回答を依頼。  
会員専用サイトの回答フォームを通じた回答が6件、選挙実施時に回収した回答数が105件。

## 2 集計結果

## (1) Q1

## 1. 第二東京弁護士会の仲裁センターを知っていますか。

		ア よく知っている	イ 聞いたことはあるが よく知らない	ウ 知らない	総計
10期台		1 (50.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2
20期台		3 (42.9%)	4 (57.1%)		7
30期台		6 (75.0%)	2 (25.0%)		8
40期台		7 (70.0%)	3 (30.0%)		10
50期台		11 (44.0%)	13 (52.0%)	1 (4.0%)	25
60期台		11 (30.6%)	23 (63.9%)	2 (5.6%)	36
70期台		1 (7.7%)	11 (84.6%)	1 (7.7%)	13
期外		1 (50.0%)	1 (50.0%)		2
不明		5 (62.5%)	3 (37.5%)		8
総計		46 (41.4%)	61 (55.0%)	4 (3.6%)	111

## (2) Q 2

2. 当会の仲裁センターの和解あつせん手続  
または仲裁手続（以下「和解あつせん手続等」という。）を利用したことありますか。

	ア 複数回利用したことがある	イ 一度だけある	ウ 一度もない	無回答	総計
10期台		1 (50.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2
20期台	1 (14.3%)	1 (14.3%)	5 (71.4%)		7
30期台	1 (12.5%)	3 (37.5%)	4 (50.0%)		8
40期台	1 (10.0%)	1 (10.0%)	8 (80.0%)		10
50期台	1 (4.0%)	6 (24.0%)	18 (72.0%)		25
60期台	2 (5.6%)	2 (5.6%)	32 (88.9%)		36
70期台		1 (7.7%)	11 (84.6%)	1 (7.7%)	13
期外			2 (100.0%)		2
不明		3 (37.5%)	5 (62.5%)		8
総計	6 (5.4%)	18 (16.2%)	86 (77.5%)	1 (0.9%)	111 (77.5%)

## (4) Q 4

2. 当会の和解あつせん手続等を利用した理由は何ですか。

Q4 当会の和解あつせん手続等を利用した理由は何ですか。	18
ア 裁判や調停と比べて早期に解決できる	6
イ 費用が掛からない	3
ウ 事業が複雑だから	7
エ 期日について時間や場所を柔軟に対応してもらえる	5
オ 和解あつせん人（または仲裁人）が信用できるから	5
カ 相手方から申し立てられたため、単に応じただけ	3
キ その他	1

「その他」の自由回答欄  
・裁判よりも手続的負担（費用・時間）軽く、見通しが厳しい事件で有用

## (5) Q 5

Q5 当会の和解あつせん手続等を利用したことがない理由は何でしょうか	28
ア 手続がよくわからぬ	3
イ 期日手数料が掛かるため	3
ウ 成立手数料が掛かるため	3
エ あつせん人・仲裁人の質が不安	2
オ 相手方が出席するかよく分からぬ	8
カ 調停と比べてメリットがよく分からぬ	25
キ 時間が掛かりそう	1
ク 時効中断効果認められない	8
ケ 裁判や調停と比べて信用できない	1
コ 依頼者に勤めたが、依頼者に断られた	7
サ 報酬をもういにくい	1
シ その他	27

## (3) Q 3

3. 上記2で【ア ある】と回答した方にお聞きします。どのような利用方法でしたか（複数回答可）。

ア 申立人代理人 17  
イ 相手方代理人 6

## 「その他」の自由回答欄

- ・知らなかつた
- ・どのようなケースで利用すればよい（すべき）のか、知らない（すみません）
- ・適当な事件がなかつた
- ・まだ必要な事件に出会っていない
- ・その利用機会（事件）がなかつた
- ・仲裁センターに遭遇した事件にまだ出会っていない（…）
- ・適した案件がない
- ・まだ関係する案件を…
- ・必要がなかつた
- ・仲裁センター利用に遭遇した案件がない
- ・利用に遭遇した事業がなかつた
- ・特に機会がない
- ・事件なし
- ・訴訟案件なし
- ・紛争を扱っていない
- ・企業内弁護士のため、民事事件は扱わない
- ・縁がないので
- ・あえて使うメリットを感じない
- ・明確なメリットと裁判所と同等の信頼性を依頼者に説明できる根拠、資料がなく、依頼者に動かににくい
- ・和解あっせんが適当と思われる案件がなかつたため
- ・特に案件がないため
- ・相手方の同意得られず
- ・東洋の手続は利用したことがあり、とても良かったため、今後、適切な事案があれば利用したい
- ・大体FINMACが多い（証券社インハウス）
- ・利害関係があるため

## (7) Q 7 「その他」の理由は何ですか。

Q7 当会の和解あっせん手続等を勧めたことがない理由は何ですか。	
ア 手続がよくわからぬ	30
イ 期日手数料が掛かるため	3
ウ 成立手数料が掛かるため	3
エ あっせん人・仲裁人の質が不安	3
オ 相手方が出席するかよく分からぬ	7
キ 調停と比べてメリットがよく分からぬ	21
ク 時效中断効果認められない	0
ケ 裁判や調停と比べて信用できない	5
コ 報酬をもらいたくない	1
サ その他	15

## 「その他」の自由回答欄

- ・知らなかつた
- ・そもそも手続の内容を知らない
- ・同上（仲裁センター利用に適した案件がない）
- ・適当な案件に出会っていない
- ・同上（あえて使うメリットを感じない）
- ・同上（まだ必要とする事件に出会っていない）
- ・同上（明確なメリットと裁判所と同等の信頼性を依頼者に説明できる根拠、資料がなく、依頼者に動かににくい）
- ・法律相談をしたことがない
- ・訴訟案件なし
- ・紛争を扱っていない
- ・機会がなかつた
- ・業務より引退自然ゆえ

## (6) Q 6 6. 法律相談の際に、相談者に対して和解あっせん手続等を勧めたことがありますか。

ア ある	42	(37.8%)
イ ない	69	(62.2%)
総計	111	

※「同上」はQ5と同様の趣旨。カッコ内はQ5の回答。

## (8) Q8

Q8 どのような点が改善されれば、仲裁センターを（さらに）利用したいと思いますか。

- ・メリットの周知
- ・認知度の向上と、メリットの周知
- ・利用しやすいとかれば

- ・手続と時間の周知徹底
- ・もう少し具体的なメリットをアピールした方がいいと思います。

- ・弁護士の間にもっと周知させるべき。あせん手続きにアレルギーを示し、拒絶した相手方代理人がいる。

- ・社会的認知。依頼者側からの要証、質問されるようになれば、使われると思います。

- ・活用例を具体的に知れば。

- ・内容の周知が必要だと思う

- ・裁判所よりもよい、ということがわかる情報（解決実績など）が手に入ることよいです。

- ・裁判所の調停との差別化

- ・制度の周知・理解をより深めることが必要かもしれません

- ・まずは手続きの内容を知りたい（二井フロンティアなどで）

- ・会員向けの研修会を含め、和解あっせん手続の事例紹介を控えること。

- ・この点についてナーバスによる方（特に企業）は結構多いです。

- ・名称を「紛争解決センター」にしたらどうでしょうか？

- ・手数料についてもう少し安くすれば系争物の価格が安い事件についてより利用しやすくなると思う

- ・費用面に安く

- ・費用が高い（弁護士費用と二重負担となる）

- ・費用（成功報酬？難しいけど）

- ・期日手数料

- ・成立手数料

- ・費用面でのメリットが欲しい

- ・期日手数料の無料化

- ・HPの担当者の一覧が見つけつい…。最終的にいくらかかるかの見通しがつきづらい点。

- ・金融ADRや医療ADRのような「専門性」のあるADRがあると紹介しやすいです。

- ・専門分野をいくつもうけて専門性を高めて広くPRする

## 4 配布した質問票（A4サイズの原本を縮小。）

2020年（令和2年）3月吉日  
仲裁センター運営委員会  
委員長 坂井 雄介

仲裁センター設立30周年記念に伴うアンケートご協力のお願い

【回答に○を付けてください。】

1. 第二東京弁護士会の仲裁センターを知っていますか。  
ア よく知っている イ 聞いたことはあるがよく知らない ヴ 知らない

2. 当会の仲裁センターの和解あっせん手続または仲裁手続（以下「和解あっせん手続等」という。）を利用したことありますか。  
ア 條数回利用したことがあります イ 一度だけある ヴ 一度もない

3. 上記2で【ア ある】と回答した方にお聞きします。  
ア 申立て代理人 イ 相手方代理人

4. 上記2で【ア ある】と回答した方にお聞きします。  
ア 判決や調停と比べて早期に解決できる  
イ 費用が掛からない  
ヴ 事業者が複雑だから  
エ 期日について時間や場所を柔軟に対応してもらえる  
オ 和解あっせん人（または仲裁人）が信用できるから  
カ 相手方から申し立てられたため、單に応じただけ  
キ その他（具体的な理由：  
【裏面につづきます。】）

5、上記2で【い　ない】と回答した方にお聞きします。  
当会の和解あっせん手続等を利用したことがない理由は何でしょうか。（複数回答可）

- ア 手続がよく分からない
- イ 期日手数料が掛かるため
- ウ 成立手数料が掛かるため
- エ あっせん人・仲裁人の質が不安
- オ 相手方が出席するか分からない
- カ 調停と比べてメリットがよく分からない
- キ 時間が掛かりそう
- ク 時效中断効が認められない
- ケ 裁判や調停と比べて信用できない
- コ 依頼者に勤めたが、依頼者に断られた
- サ 報酬を貰いたくい
- シ その他（具体的理由：  
）

6、【全員ご回答ください】  
法律相談の際に、相談者に対して和解あっせん手続等を勧めたことがありますか。

- ア ある イ ない

7、上記6での【い　ない】と回答した方にお聞きします。  
当会の和解あっせん手続等を勧めたことがない理由は何ですか。（複数回答可）

- ア 手続がよくわかららない
- イ 期日手数料が掛かるため
- ウ 成立手数料が掛かるため
- エ あっせん人・仲裁人の質が不安
- オ 相手方が出席するか分からない
- カ 調停と比べてメリットがよく分からない
- キ 時間が掛かりそう
- ク 時效中断効が認められない
- ケ 裁判や調停と比べて信用できない
- コ 報酬を貰いたくい
- サ その他（具体的理由：  
）

8、どのような点が改善されれば、仲裁センターを（さらに）利用したいと思いますか。

\_\_\_\_\_期

# 弁護士会ADRの 新しい時代へ向けて

第24回全国弁護士会ADRセンター連絡協議会（2020年9月11日）  
山田 文（京都大学）

1

## I ADR運営の意義 一般的な 説明

- ①裁判所の負担軽減
- ②国民に安価・迅速な紛争解決制度を提供すること
- ③実体的なルールの創設（衡平、速りの良い解法）
- ④自己決定による紛争解決
- ⑤専門性・手続実施（話し合い）の専門性、法以外の専門的意見、法的専門性
- ⑥少額紛争の法的解決
- ⑦民事裁判・調停制度の改善
- ⑧相談・交渉からADRへの途切れのないプロセス（紛争解決デザイン）

## II ADRの パッソーション

- ①裁判所の負担軽減
- ②国民に安価・迅速な紛争解決制度を提供すること
- ③実体的なルールの創設（衡平、速りの良い解法）
- ④自己決定による紛争解決
- ⑤専門性・手続実施（話し合い）の専門性、法以外の専門的意見、法的専門性
- ⑥少額紛争の法的解決
- ⑦民事裁判・調停制度の改善
- ⑧相談・交渉からADRへの途切れのないプロセス（紛争解決デザイン）

## 公益性和ビジネス性の複眼的思考

### ○公益性

- ①裁判所の負担軽減
- ②国民に安価・迅速な紛争解決制度を提供すること
- ③実体面でのルール創設（衡平、「すわり」の良い解法）
- ④自己決定による紛争解決・積極的な意味での「自己決定」ができる手続のデザインと実施
- ⑤専門性・手続実施（話し合い）の専門性、法以外の専門的意見、法的専門性
- ⑥少額紛争の法的解決
- ⑦民事裁判・調停制度の改善
- ⑧相談・交渉からADRへの途切れのないプロセス（紛争解決デザイン）

3

## 30年一弁護士の新たなサービスと してのADRの顕在化

- 私的制度として  
ADR法の制定  
認証ADRとの競合
- 弁護士業務としての認知・公信力  
面+ビジネス面
- 公的制度（調停  
制度）への対応  
弁護士が行うべき  
ADRへ
- プロジェクト  
フェーズ  
・専門性  
に基礎付  
けられた  
競争力

4

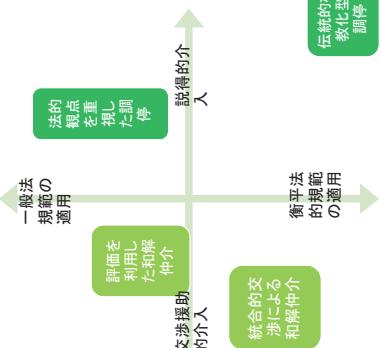
## II 現状 弁護士会ADRの優位性、自由度は活かされているか？

1. 全方位体制、差異化・正当化について内向きの議論 ⇒運営主体のボリジャーは？
2. プロのユーザー（企業、相談機関、消費者相談員、民間型ADR）に理解のある裁判官、弁護士〔（の一部）からの指摘…専門調停との具体的な差異が分からぬ⇒「一般民事」納得のいく解決とは何か？〕、民法調停者等の相談担当者
3. ワンショット・ユーザーとなるふる者 ⇒「相談からADRへ」「交渉と競合」戦略、ODR活用
4. 弁護士に対する一般的なクセスは期待しない。また、弁護士等の相談担当者
5. 手続実施者としての信頼に繋がつていない。民事事件の100年の歴史・権威や法則と競合できるよう信頼醸成のためのニーズ把握は十分か。運営の都合が優先しているか、手続メニューの設計・改善のためのニーズ把握は十分か。  
⇒法律事務としての和解業務の一面（裁判準備的な面）への自己規制？

## III 戦略（その1） 相談・交渉からADRまで：紛争解決のデザイൻ

- マルチドア・コートハウスとしてのADR
- 相談（弁護士への相談、ADRへの相談）のうち、一定の特徴やニーズが見られれば、特定のADRを紹介する。
- 効率的なリファーマー
- 法律相談とADR申立てのワン・ストップ化（仙台弁護士会）
- 専門医紹介モデル
- ITの活用
- 相談担当者のレベルアップ
- インフォード（相談者）の潜在的ニーズ、紛争全体を包括的に見る能力
- クライアント（相談者）の潜在的ニーズ
- 紛争概念の緩和
- 交渉が累積するリスク回避も、交渉は委託弁護士が第三者の公正な判断が必要な場合など、法的意味で→待ちの姿勢ではなく積極的なアトリーチができる強みを活かすべき

## 手続と実体のバリエーションと弁護士会ADRの自由度



## IV 戦略（その2） 弁護士の「専門性」を磨き、可視化する

1. 法以外の専門的知見について
  - ① 専門家調停委員、専門委員など、人材調達の制度的優位は裁判所にある？
  - ② 事家の関与のあり方、当該紛争類型に固有の解決ニーズに適合する手続メニューを具体的に明示し、可視化する
- 医療ADR
- SOFTICにおける専門家評議会ハネル
- (3) 専門的な評議会や知見の手続上の扱いについて、ルール化する

## IV 戦略（その2） 弁護士の「専門性」を磨き、可視化する

### 2. 手続実施（話し合いの専門性について）

- ① 和解業務の独占…「弁護士は法による判断が専門」という自己規制
- ② 紛争の複雑化、「難しい」当事者、迅速化の圧力
- ③ 手続を裁判審理型に吸収させるしかし、評価型であつても、裁判のリスクは異なる。
- ④ 逸選も、主観的概念であり、手続の集中化等により当事者の認識は変わり得る。
- ⑤ グローバル化による手続サービス競争。とくに企業の要求レベルは高度化
- ⑥ 制度に守られず、自己的名で調停をする人に任するレベルが必要とされる
- ⑦ 国内法曹界)では、当然の前提であつたこと(弁護士なら当然に専門性有り)も、対外的に改めて正当化や説明が必要になるのではないか
- ⑧ ルール(明確化の要請…秘密保持や情報遮断についての明確なルール化、手続実施者ルール(明確性情報開示のルール化)

9

## IV 戦略（その2） 弁護士の「専門性」を磨き、可視化する

### ⑤ 手続メニューの多様化、ニーズへの真摯な対応

- 専門的紛争類型別のADR、それに適合した手続〔既出〕
- 評価の利用
- 適正・明示的な評価型の和解仲介手続…Early Neutral Evaluation
- 評価のみ提示する(和解仲介は行わない)手続
- 手続対象の拡大
- 義務の存在には争いがない当事者のために、履行をめぐる調整を行う手続
- 紛争は未発生だが、一部につき第三者による公正な判断を提供する手続…例)売買契約交渉のために、適正評価を求める手続〔既出〕
- 手続のメリハリ
- 期日の集中による迅速トラック…ビジネス紛争等
- 期日の分散(インターバル)による深北トラック…継続的関係を含む紛争等

11

## IV 戦略（その2） 弁護士の「専門性」を磨き、可視化する

### ④ 手続実施者の可視化、選択可能性

- 候補者のプロフィール(専門領域、スキル、受講した研修、経験、事務所経歴等)の開示
- 当事者の合意による選択可能性
- 報酬の差別化

## V 次の30年—社会とクライアント に開かれたADRへ

### 1. 裁判のオルタナティブ、交渉のオルタナティブ

### 2. 弁護士会ADRの基礎的なアドバイス

- 「裁判から離れる」民事調停と争う必要はない。
- 弁護士業務に係る盤石な制度的前提があり、これに基づかれた手続、実体的ルールの自由度十分に活かすことができないか
- 「裁判から離れる」業務範囲の広さとして、新たな専門的サービスとして、アドバイス
- 弁護士会ADRの新しい時代を創造する
- 相談・交渉から離われる経済社会の変化にいち早く対応したり、IT技術の採用や手続のアシヤイ
- ルな開発をいたり、具体的なルールのあり方につき、労を厭わず検討する等、裁判場外に留まらな
- い手続の自由度を活かすことも、固有のアドバイスであります
- そのためには、(潜在的)クライアントからの即言・批判のインプット、ユーザー(相談機関、弁護士、裁判官など)からの承認を得る仕組みも重要な
- 門性を形成し、承認を得る仕組みも重要な

10

<p><b>O. 調査の概要</b></p> <p>(1) 概要 2014～2015年度ADR利用者調査 (ADR調査研究会)の概要</p> <p>(2) 調査方法 → 質問票調査 調査対象者：心諾事件における当事者本人（申立人及び相手方） * 不応諾によって終了した事件の当事者は除外</p> <p>(3) 質問票の交付 質問票の交付：原則として、事件の終了時に、協力機関事務局から当事者本人に手渡し + 協力機関の判断により、郵送による交付</p> <p>(4) 調査期間 2014年10月から2016年1月</p>	<p><b>O. 調査の概要</b></p> <p>(1) 概要 ・ADRの利用者がどのように経緯でADRを利用するに至り、その手続に何を期待し、その手続経験をどのくらいに評価しているのかについて、走来、個別のADR選択によるアンケート調査は存在したものとの、機関構成的な利用者調査は存在してこなかった。本調査は、その初めての試みとして、報告者をメンバーとするADR調査研究会が主要な弁護士会ADRセンター及び日弁連交通事故相談センターの利用者に対して2014年10月から2016年1月まで実施した質問票調査である。</p> <p>〈ADR調査研究会メンバー(肩書きは当時)〉</p> <p>研究代表者 太田勝造(東京大学教授) 研究分担者 石田京子(早稲田大学准教授) 今在 麒一朗(北海道教育大学准教授) 入江秀晃(九州大学准教授) 河上正二(東京大学教授) 垣内秀介(東京大学教授) 菱田桂綱(東京大学教授) ダニエル・H・ワット(東京大学教授) 前田智彦(名城大学教授) 研究協力者 今在景子(元名古屋大学講師)</p> <p>(2) 調査対象機関 単位会センター 第一東京弁護士会仲裁センター (本部・東京支部) (横浜支部) 第二東京弁護士会仲裁センター (横浜支部) 東京弁護士会紛争解決センター (千葉支部) 京都弁護士会紛争解決センター (総合紛争解決センター) (第・民間総合調停センター) (大阪支部) 仙台弁護士会紛争解決支局センター (仙台支部) 函山弁護士会函山仲裁センター (奈良支部) 愛知県弁護士会紛争解決センター (滋賀支部) (名古屋支部) 岐阜県弁護士会紛争解決センター (岐阜支部) (天理弁護士センター) (北九州法律相談センター) (福岡支部) (函山支部) (仙台支部) (札幌支部)</p>
--	--

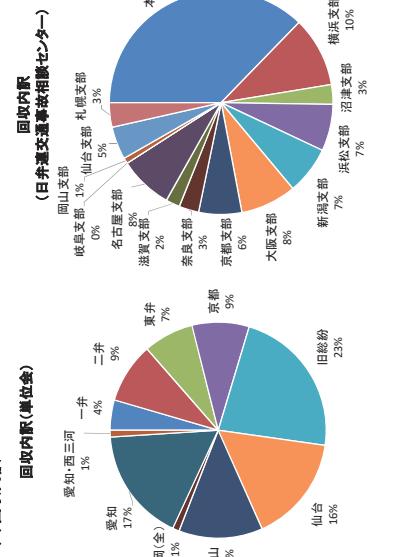
## O. 調査の概要

### (5) 対象の内容

- 今回の紛争解決手続の内容について
    - Q1. 申立人が被申立人か、Q2. 手続開始時点の手続きへの期別（13項目五件法）
    - Q3. 手続の代理権：弁護士や他の専門家の有無、依頼したかった場合の理由
    - Q4. 手続の期間：G5. 手続実施日の回数、Q6. 手続実施日の出席程度
    - Q7 同様、回答の程度（五件法）、Q8. 反答者側に相手側の主張時間比較（五件法）
    - Q9. 手続最長時間（五件法）、Q10. 手続開始時点での手続費用の予想の有無、その情報源
    - Q11. 手続費用の詳細（手数料、弁護士費用、総額など、五件法）
    - Q13. 手続費用評価（手数料、弁護士費用、総額など、五件法）
    - Q14. 手続満足度（進め方、手続担当者、結果、金体、五件法）
    - Q15. 手続印象（主張できなかった等の項目、五件法）
    - Q16. 手続担当者・相手方に対する考え方の変化（五件法）
    - Q17. 手続終了後、相手方に対する考え方の変化（五件法）
    - Q18. 紛争解決手続の結果について
      - Q19. 手続終了形態と未解決の場合の今後の手続
      - Q20. 有利・不利、正当・不正、法律に沿まないか否か、問題の実情対応の程度
    - Q21. 同じような問題解決の再利用意欲（五件法）
- III 問題が発生した後、紛争解決手続開始までについて
- Q22. 要求内容、Q23. 問題の内容（法的カタゴリー）、Q24. 相手方にについて（属性）
  - Q25. 問題発生から当該紛争解決手続の始まりまでの手続開始までの期間
  - Q26. 問題を相談・手続推進の人の団体の有無
  - Q27. 問題発生前から当該紛争解決手続の知・不知
  - Q28. 当該手続についての情報源
  - Q29. 紛争解決手続開始前の気になった事柄（お金、時間など10項目、五件法）
  - Q30. 利用に際して考慮・比較した他の手続の有無と内容、手続選択の理由
- フェイクシート

## O. 調査の概要

### (7) 回収内訳

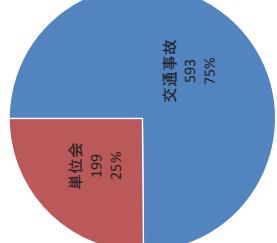


7

## O. 調査の概要

### (6) 回収率等（暫定値）

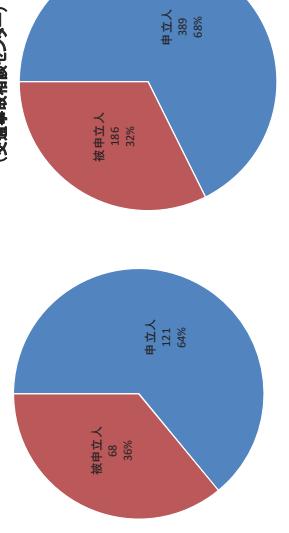
- 配布数：2,130（内、交通事故1,488 単位会センター642）  
 回収数：1,787（内、交通事故593、単位会センター199）  
 回収率：37.2%（交通事故39.8%、単位会センター31.0%）



6

## O. 調査の概要

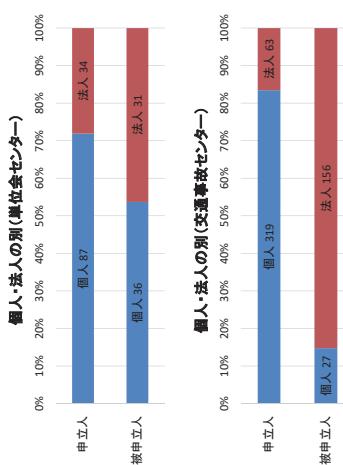
### (8) 申立人・被申立人の別



8

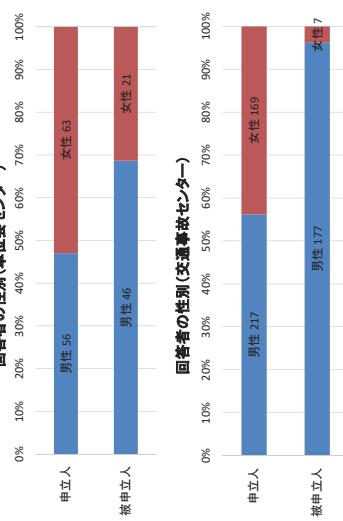
## O. 調査の概要

### (9) 個人・法人の別



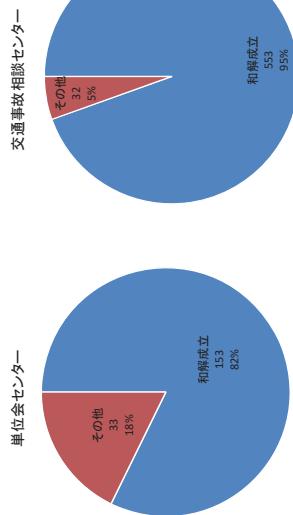
## O. 調査の概要

### (12) 回答者の性別



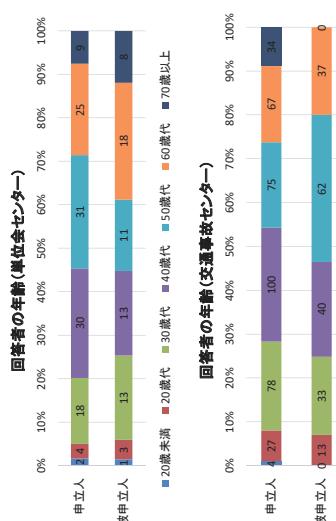
## O. 調査の概要

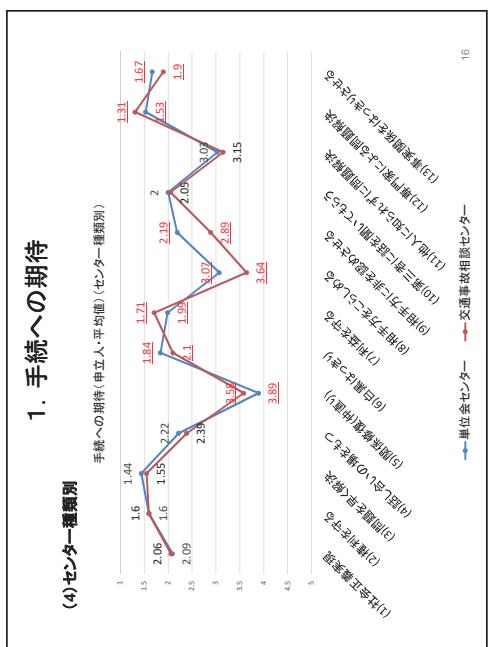
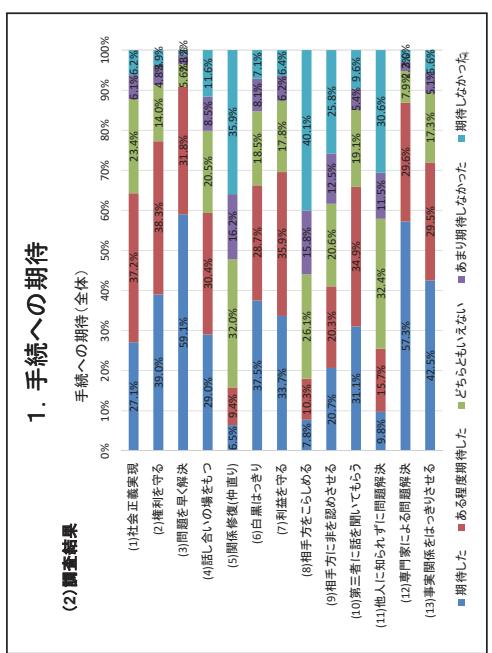
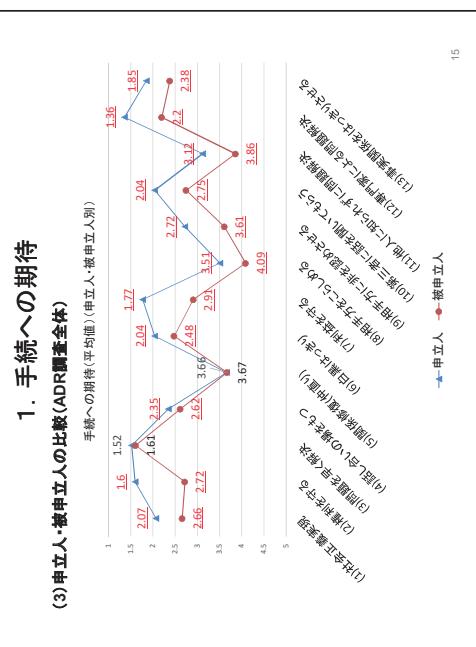
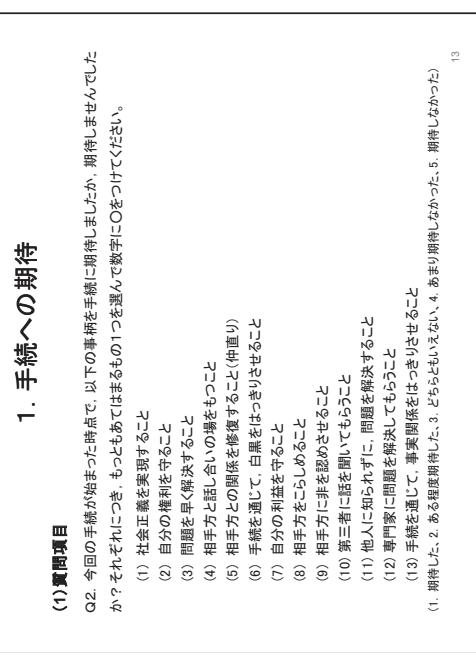
### (10) 手続結果の種別



## O. 調査の概要

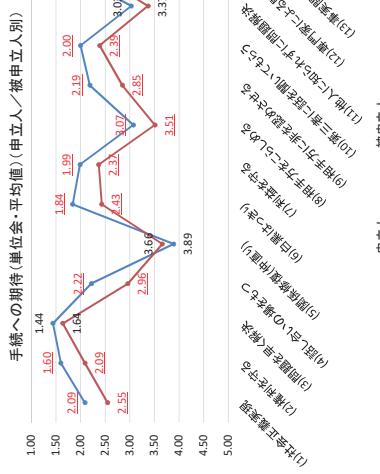
### (13) 回答者の年齢





## 1. 手続への期待

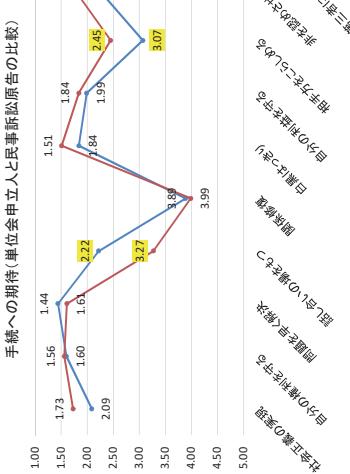
### (5) 単位会系センターの場合



17

## 1. 手続への期待

### (6) 裁判当事者との比較



18

## 2. 手続前に気になったこと

### (1) 質問項目

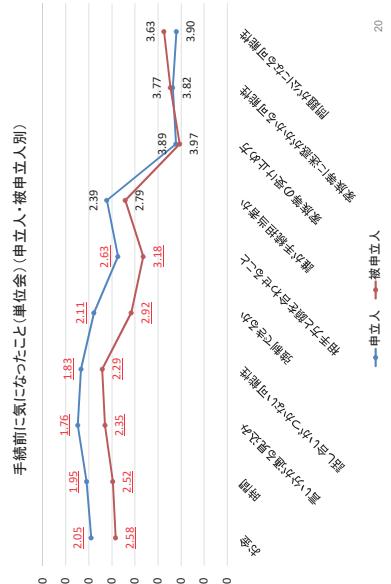
Q29. 今回の紛争解決手続が始まる前に、以下の事項はどの程度気になりましたか？それぞれにつき、もつとあてはまるものを1つ選んで数字0～10をつけてください。

- (1) 手続にかかるお金
  - (2) 手続にかかる時間
  - (3) 手続で自分の言い分が通る見込み
  - (4) 手続を経ても話し合いがつかない可能性
  - (5) 手続で決まったことを相手方に強制できるか
  - (6) 手続の場で相手方と話を合わせること
  - (7) どのような人が手続担当者になるか
  - (8) 家族や親族の受け止め方
  - (9) 手続により家族や勤務先に迷惑がかかる可能性
  - (10) 手續により今回の問題が公になる可能性
- (1) 気になった、2. ある程度気になった、3. どちらともいえない、4. あまり気にしなかった、5. 気にならなかった

19

## 2. 手続前に気になったこと

### (2) 単位会系センターの場合

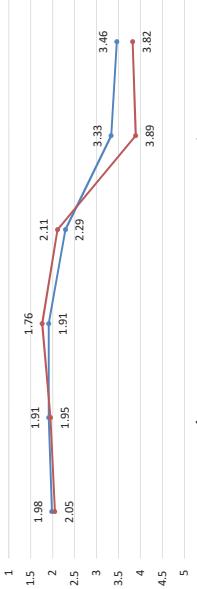


20

## 2. 手続前に気になったこと

### (3) 訴訟原告との比較

気になったこと(単位会申立人・訴訟原告の比較)



→訴訟原告(2004年調査) →単位会申立人

21

## 3. 手続の認知度

### (1) 質問項目

Q27. 今回の問題が起きる以前から、利用した紛争解決手続を知っていましたか？あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

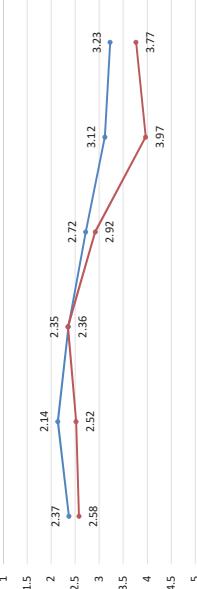
1. 知らなかつた
2. 名前は知つていた
3. 内容もある程度知つていた

23

## 2. 手続前に気になったこと

### (4) 訴訟被告との比較

気になったこと(単位会被申立人・訴訟被告の比較)



→訴訟被告(2004年調査) →単位会被申立人

22

## 3. 手続の認知度

### (2) 調査結果の概要

#### ① 手続の認知度(申立人・被申立人別)

	Q27.手続の認知		合計
	知らなかつた	名前はあつた	
単位会 センター等	申立人	90	14
	被申立人	78.3%	12.2%
	合計	39	14
交通事故 相談センター	申立人	59.1%	21.2%
	被申立人	71.3%	15.5%
	合計	129	28
合計	申立人	265	64
	被申立人	72.4%	17.5%
	合計	7	23

24

### 3. 手続の認知度

(3) 民事調停との比較(\*インターネット調査)  
① 手続の認知度(民事調停・弁護士会センター・申立人・被申立人別)

		1. 知らなかつた	2. 名前は知つていなかつた	3. 内容もあつた程度知つていなかつた	合計
	申立人	10 23.3%	8 46.5%	7 30.2%	43 100.0%
民事調停	被申立人	6 28.6%	8 38.1%	7 33.3%	21 100.0%
	合計	16 25.0%	28 43.8%	20 31.3%	64 100.0%
弁護士会センター	申立人	7 41.2%	9 52.9%	1 5.9%	17 100.0%
	被申立人	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	5 100.0%
	合計	8 36.4%	12 54.5%	2 9.1%	22 100.0%

25

### 4. 手続利用前の相談行動

#### (1) 質問項目

Q26. 今回の紛争解決手続の前に、問題について相談した人・団体や、今回の手続を利用することを勧めてくれた人・団体はありましたか？  
①相談した人・団体、②利用を勧めてくれた人・団体それそれぞれにつき、以下の表のあてはまるものすべてに○をつけてください。

- あなたが手続を申し立てられた人の場合は、②ではこの機関での話し合いに応じるよう勧めてくれた人・団体をお答えください。
- 自治体の法律相談・以外の自治体の各種相談・消費生活センター・警察
- ・弁護士会の法律相談・弁護士会窓口・コールセンター)・裁判所の窓口
- ・問題に関する業界団体の相談窓口・労働組合、
- ・6~11以外の機関・団体の窓口(具体的に： )、・弁護士・司法書士
- ・13~14以外の専門家(具体的に： )
- ・生産委員会・労働委員会・保護司・有力者(政治家や名望家など)
- ・13~17以外の職場の上司・同僚、・13~18以外の家族・親せき )
- ・13~19以外の友人・知人、・その他(具体的に： )

※ (\*)が付されている項目は、単位会センター等と交通事故センターとの間に、5%水準での有意差がみられる(カイ2乗検定)。

### 4. 手続利用前の相談行動

(2) 調査結果の概要  
① 手続開始前にいざわかの人・団体に相談したか(申立人のみ)

		相談した人・団体の有無		合計
		いざわかの人・団体に相談した	いざわかも非該当	
単位会センター等		107	14	121
		88.4%	11.6%	100.0%
交通事故相談センター		338	51	389
		86.9%	13.1%	100.0%
合計		445	65	510
		87.3%	12.7%	100.0%

27

### 4. 手続利用前の相談行動

(2) 調査結果の概要  
② 手続開始前に相談した人・団体(複数回答)(申立人のみ)  
(上位6項目)

		相談した人・団体の有無		合計
		いざわかの人・団体に相談した	いざわかも非該当	
単位会センター等		58	47.9%	194 49.9%
弁護士会の法律相談(*)		34	28.1%	120 30.8%
友人・知人		15	12.4%	75 19.3%
法テラス		14	11.6%	40 10.3%
自治体の法律相談(*)		13	10.7%	26 6.7%
家族・親戚		11	9.1%	25 6.4%

28

#### 4. 手続利用前の相談行動

(2) 調査結果の概要  
 ③ 手続開始前にその手続の利用を勧められたか(申立人のみ)

	勧めてくれた人・団体の有無		合計
	いずれかの 人・団体が 勧めてくれた	いずれも 非該当	
単位会センター等	70	51	121
57.9%	42.1%	100.0%	
交通事故相談 センター	218	171	389
56.0%	44.0%	100.0%	
合計	288	222	510
56.5%	43.5%	100.0%	

29

#### 4. 手続利用前の相談行動

(2) 調査結果の概要  
 ⑤ 相談先上位6項目における利用動向要率  
 (=勤めてくれた人・団体／相談した人・団体)(申立人のみ)

	単位会センター等		交通事故
	弁護士	弁護士会の法律相談	弁護士会の法律相談
弁護士会の法律相談	52.9%	56.9%	46.4%
友人・知人	60.0%	46.7%	44.0%
法テラス	14.3%	14.3%	60.0%
自治体の法律相談	46.2%	73.1%	73.1%
家族・親戚	27.3%	友人・知人	76.0%

31

#### 4. 手続利用前の相談行動

(2) 調査結果の概要  
 ④ 手続利用を勧めてくれた人・団体(複数回答)(申立人のみ)  
 (上位5項目)

	単位会センター等		交通事故	
	弁護士(*)	弁護士会の法律相談(*)	弁護士会の法律相談	
弁護士会の法律相談(*)	18	14.9%	90	23.1%
友人・知人	9	7.4%	56	14.4%
自治体の法律相談	6	5.0%	33	8.5%
法テラス(*)	5	4.1%	25	6.4%
その他			24	6.2%

※(\*)が付されている項目は、単位会センター等交通事故相談センターとの間  
 (※、5%未満での有意差が認められるカイ2乗検定)。

#### 5. 手続の認知経路

##### (1) 質問項目

Q28. どのようにして今回利用した紛争解決手続を知りましたか。あてはまるものすべてに○をつけください。1～3に○をつけた場合は、点線の枠内の番号にも○をつけてください。

1. 各種の機関や事務官に紹介された。

(1)自治体の法律相談で紹介された。(2)消費者(生活)センターで紹介された。

(3)(1)、(2)以外の自治体の窓口で紹介された。(4)法テラスで紹介された。

(5)弁護士・弁護士会に紹介された。(6)(1)～(5)以外の機関や専門家から紹介された。

2. マスメディア・広告媒体を見た。

(1)自治体の広報誌で見た。(2)電話帳で広告を見た。

(3)雑誌・新聞・TV・ラジオの記事・番組で知った。

(4)雑誌・新聞・TV・ラジオの広告で知った。

(5)電車などの交通機関で車内広告を見た。

(6)看板・屋外広告を見た。

(7)インターネットで見た。(8)(1)～(7)以外の媒体で見た。

3. 専門家以外の個人から紹介された。(2)知らされた。

(1)職場の同僚・上司から紹介された。

(3)(1)～(2)以外の個人から紹介された。

4. 相手方の申立てで呼び出された。

5. 相手方から利用を提案された。

6. その他(具体的に。)

30

32

5. 手続の認知経路	
(2) 調査結果の概要	
(① 手続の認知経路(申立人、機関カテゴリ別)(複数回答)	
各機関・専門家による紹介(*)	103 85.1% 交通事故センター等
自治体法律相談(*)	9 7.4% 269 68.2%
消費者生活センター	5 4.1% 57 14.7%
それ以外の自治体窓口	11 2.5% 4 1.0%
法テラス(*)	8 6.6% 44 11.3%
弁護士・弁護士会の紹介(*)	75 62.0%
その他の機関・専門家(*)	14 11.6% 32 8.2%
マスメディア・広告媒体(*)	25 20.7% 150 38.6%
自治体広報	1 0.8% 12 3.1%
電話帳広告	0 0.0% 3 0.8%
雑誌・新聞・TV・ラジオの記事・番組	1 0.8% 15 3.9%
雑誌・新聞・TV・ラジオの広告	1 0.8% 2 0.5%
看板・屋外広告	0 0.0% 3 0.8%
インターネット	19 15.7% 118 30.3%
その他	4 3.3% 9 2.3%
専門家以外の団体・団員からの紹介	9 7.4% 44 11.3%
競争の同僚・上司	0 0.0% 10 2.6%
親族・友人	7 5.8% 29 7.5%
その他	2 1.7% 10 2.6%
相手から利用を薦められた	0 0.0% 18 4.6%
その他	6 5.0% 25 6.4%

33

## 5. 手続の認知経路

### (2) 調査結果の概要

#### ① 手続の認知経路(申立人、機関カテゴリ別)(複数回答)

5. 手続の認知経路	
(2) 調査結果の概要	
(③ 手続の認知経路(申立人のみ、単位会等、弁護士有無別)(複数回答)	
各機関・専門家による紹介(*)	103 85.1% 代理人弁護士あり なし
自治体法律相談	61 89.7% 2 2.9% 7 14.0%
消費者生活センター	2 2.9% 3 6.0%
それ以外の自治体窓口	2 2.9% 1 2.0%
法テラス	1 1.5% 7 14.0%
弁護士・弁護士会の紹介	48 70.6% 25 50.0%
その他の機関・専門家	9 13.2% 5 10.0%
マスメディア・広告媒体(*)	8 11.8% 17 34.0%
自治体広報	1 1.5% 0 0.0%
雑誌・新聞・TV・ラジオの記事・番組	0 0.0% 1 2.0%
雑誌・新聞・TV・ラジオの広告	0 0.0% 6 8.8% 13 26.0%
インターネット	1 1.5% 3 6.0%
その他	0 0.0% 3 6.0%
専門家以外の団体・団員からの紹介	4 5.9% 4 8.0%
競争の同僚・上司	0 0.0% 0 0.0%
親族・友人	3 4.4% 3 6.0%
その他	1 1.5% 1 2.0%
その他	4 5.9% 2 4.0%

35

## 5. 手続の認知経路

### (2) 調査結果の概要

#### ② 手続の認知経路(申立人のみ、単位会等、手続推奨の有無別)(複数回答)

6. 他の手続との比較と手続利用の決断	
(1) 質問項目	
Q30. 今回の紛争解決手続を利用する前に、問題の解決のために、他の手続の利用を考えましたか？	
1. 他の手続を使うことを考えた	
2. 他の手続を使うことを考えなかった	
Q30-1. 2どちらの方におたずねします。それはどのような手続ですか？	
1. 裁判所での民事訴訟	
2. 裁判所での調停・審判	
3. 行政機関での紛争解決手続	
4. 他の裁判外の紛争解決手続	
5. その他	

36

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

### (1) 質問項目

6. 他の手続との比較と手続利用の決断	
(2) 質問項目	
Q30. 今回の紛争解決手続を利用する前に、問題の解決のために、他の手続の利用を考えましたか？	
1. 他の手続を使うことを考えた	
2. 他の手続を使うことを考えなかった	
Q30-1. 2どちらの方におたずねします。それはどのような手続ですか？	
1. 裁判所での民事訴訟	
2. 裁判所での調停・審判	
3. 行政機関での紛争解決手続	
4. 他の裁判外の紛争解決手続	
5. その他	

34

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

### (1) 質問項目(続き)

(引き続き、Q30で「2」を回答した方に)

Q30-2.他の手続ではなく、今回の紛争解決手続を利用したのはなぜですか？理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。

(費用に関する理由)

1. 手続の費用が安いから 2. 手続の費用の見通しがつくから  
(解決までの期間に関する理由)

3. 解決までの期間が短いから 4. 解決までの期間の見通しがつくから  
(利便性に関する理由)

5. 紛争解決機関の場所が便利だから 6. 手続の開催場所の交通がよくから  
7. 手続を行いうる日・時間帯の融通がきくから  
(手続の進め方・内容に関する理由)

8. 手続の進め方が柔軟だから 9. 手続が非公開で行われるから  
10. 専門的な知識がすぐれているから 11. 裁判では扱えない問題を扱えるから  
12. 信頼できそうだから 13. 以前に使ったことがあるから  
(他の人からの勧め)

14. 依頼した専門家(弁護士等)の判断

15. 家族・親せき・友人・知人の勧め

16. その他

37

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

- (2) 調査結果の概要
- ② 利用を検討した他の手続(申立人のみ、機関カテゴリー別)

単位会 センター等	民事訴訟 (*)	裁判所の 調停・審判	行政機関で の紛争解決 手続	他の裁判外 の紛争解決 手続		その他
				単位会 センター等	行政機関で の紛争解決 手続	
単位会 センター等	39	14	2	1	1	3
民事訴訟 (*)	73.5%	26.4%	3.8%	1.9%	5.7%	
行政機関で の紛争解決 手続	25	9	29	13		
裁判所の 調停・審判	59	21.4%	7.7%	24.8%	11.1%	
その他						
相談センター 相談セミナー	50.0%					
全体会	98	39	11	30	16	
全体会	57.6%	22.9%	6.5%	17.6%	9.4%	

39

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

- (2) 調査結果の概要
- ① 他の手続利用の検討(申立人のみ、機関カテゴリー別)

単位会セ ンター等	他手続の利用の検討		合計	全体会
	考 えな かっ た	考 えた		
単位会セ ンター等 度数	61	53	11	
単位会セ ンター等 %	53.5%	46.5%	100.0%	
交通事故相談 セミナー 度数	232	117	349	
交通事故相談 セミナー %	66.5%	33.5%	100.0%	
合計 度数	293	170	463	
合計 %	63.3%	36.7%	100.0%	

38

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

- (2) 調査結果の概要
- ③ 今回の手続を利用した理由(複数回答)(申立人のみ、機関カテゴリー別)

単位会セ ンター等	交通事故相談 センター			全体会
	%	%	%	
費用が安いから(*)	22	41.5%	67	57.3%
費用が安いから	17	32.1%	22	18.8%
期間が短いから	27	50.9%	47	40.2%
期間の見通しがつくから	14	26.4%	35	29.8%
場所が便利だから	10	18.9%	36	30.8%
場所の施設が便利だから	2	3.8%	9	7.7%
曜日・時間帯の融通が利くから	16	30.2%	27	23.1%
手続が柔軟だから(*)	19	35.8%	17	14.5%
非公開だから	3	5.7%	13	11.1%
専門知識	14	26.4%	34	28.1%
裁判では扱えない問題を扱える(*)	5	9.4%	2	1.7%
信頼できる(*)	10	18.9%	53	45.3%
以前使ったことがある	1	1.9%	1	0.9%
依頼した弁護士等の判断	23	43.4%	38	32.5%
家族等の勧め	6	11.3%	9	7.7%
その他	6	11.3%	15	12.8%

39

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

(2) 調査結果の概要  
④ 今回の手続を利用した理由（複数回答）（民事訴訟を検討した申立人、機関カテゴリ別）

	単位会センター等		交通事故相談センター		全体	
	%	%	%	%	%	%
費用が安いから	17	43.6%	32	54.2%	49	50.0%
費用の見通しがつくから	10	25.6%	7	11.9%	17	17.3%
期間が短いから	18	46.2%	24	40.7%	42	42.9%
期間の見通しがつかない	10	25.6%	11	18.6%	21	21.4%
場所が便利だから	7	17.9%	11	18.6%	18	18.4%
場所の距離が近くから	2	5.1%	4	6.8%	6	6.1%
曜日・時間帯の混雑が利くから	9	23.1%	7	11.9%	16	16.3%
手続が柔軟だから*	15	38.5%	7	11.9%	22	22.4%
手公開法だから	3	7.7%	5	8.5%	8	8.2%
専門知識	8	20.5%	12	20.3%	20	20.4%
裁判では扱えない問題を扱える(*)	5	12.8%	1	1.7%	6	6.1%
信頼できそう(*)	7	17.9%	21	35.6%	28	28.6%
以前使ったことがある	1	2.6%	0	0.0%	1	1.0%
依頼した弁護士等の判断	18	46.2%	25	42.4%	43	43.9%
家族等の勧め	3	7.7%	4	6.8%	7	7.1%
その他	2	5.1%	6	10.2%	8	8.2%

41

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

(2) 調査結果の概要  
⑥ 他の手続利用の検討(申立人のみ、弁護士代理人への有無別)

	他の手続の利用の検討		合計	
	考えたかった	考えた	合計	合計
弁護士代理人あり	49.2%	32	33	65
なし	50.8%	27	19	46
単位会センター等	58.7%	41.3%	100.0%	100.0%
合計	59	52	111	111
弁護士代理人あり	53.2%	46.8%	100.0%	100.0%
交通事故相談センター(*)	72.4%	27.6%	100.0%	100.0%
なし	56.0%	44.0%	100.0%	100.0%
合計	228	114	342	342
弁護士代理人あり	66.7%	33.3%	100.0%	100.0%
なし	67.2%	32.8%	100.0%	100.0%
合計(*)	92	70	162	162
合計	269	166	435	435
合計	63.5%	36.5%	100.0%	100.0%

43

## 6. 他の手続との比較と手続利用の決断

(2) 調査結果の概要  
⑤ 今回の手続を利用した理由（複数回答）（調停等を検討した申立人、機関カテゴリ別）

	単位会センター等		交通事故相談センター		全体	
	%	%	%	%	%	%
費用が安いから	6	42.9%	13	52.0%	19	48.7%
費用の見通しがつくから	6	42.9%	7	28.0%	13	33.3%
期間が短いから	10	71.4%	12	48.0%	22	56.4%
期間の見通しがつかない	4	28.6%	7	28.0%	11	28.2%
場所が便利だから	4	28.6%	10	40.0%	14	35.9%
場所の距離が利くから	1	7.1%	4	16.0%	5	12.8%
曜日・時間帯の混雑が利くから	6	42.9%	7	28.0%	13	33.3%
手続が柔軟だから	5	35.7%	6	24.0%	11	28.2%
非公開だから	1	7.1%	7	28.0%	8	20.5%
専門知識	4	28.6%	10	40.0%	14	35.9%
裁判では扱えない問題を扱える	1	7.1%	0	0.0%	1	2.6%
信頼できそう(*)	3	21.4%	14	56.0%	17	43.6%
以前使ったことがある	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
依頼した弁護士等の判断	5	35.7%	11	44.0%	16	41.0%
家族等の勧め	2	14.3%	2	8.0%	4	10.3%
その他	3	21.4%	1	4.0%	4	10.3%

42

## これまでのADR、これからのがDR —利用されるADRとなるためには—

2020年9月11日（金）  
全国弁護士会ADRセンター連絡協議会

日弁連ADRセンター委員長  
弁護士 齋藤 瞳 男

1

### 2 ▶ 履行率

	完全履行	一部履行
判決	20. 9%	36. 7%
訴訟上の和解	68. 0%	87. 7%

3

### 3 □ 故・原後山治先生のことば（2）

- 訴訟では、えでして、強い人・悪い人が訴訟を待ち、弱い人・良い人は法律と訴訟に困まれて不利な立場に置かれる。裁判所は救うべき者をなかなか救うことができない。これに対し仲裁（ADR）の判断基準は「善と公平」である。強行法規に反しない限り、かなりの限度まで実情に合致した判断を下すことが許される。
- 21世紀の紛争解決は「権力による秩序維持型」ではなく、「私的自治による対話型」でなければならぬ。

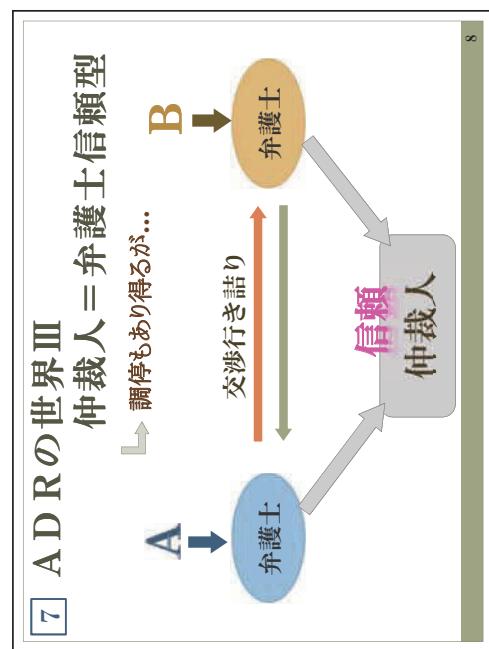
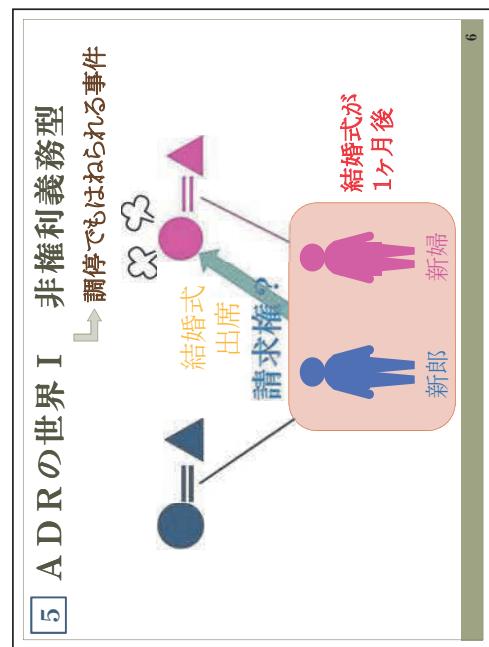
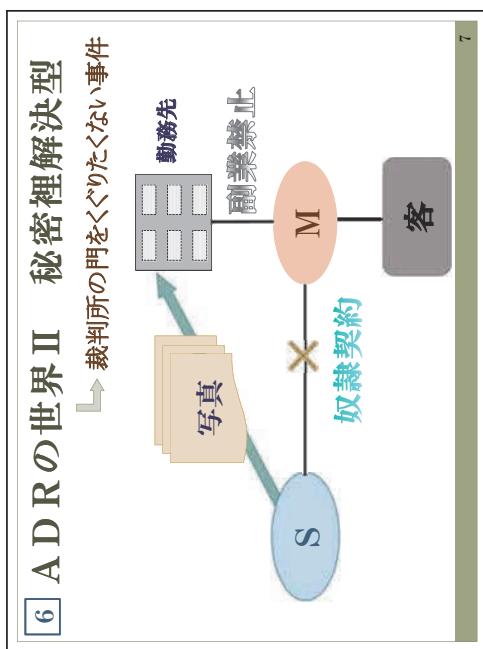
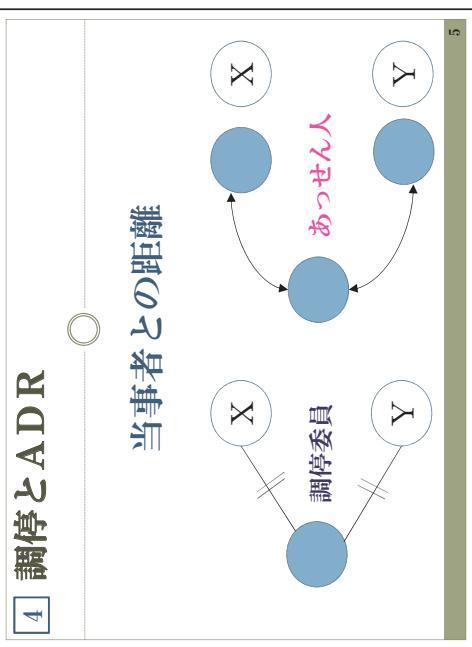
4

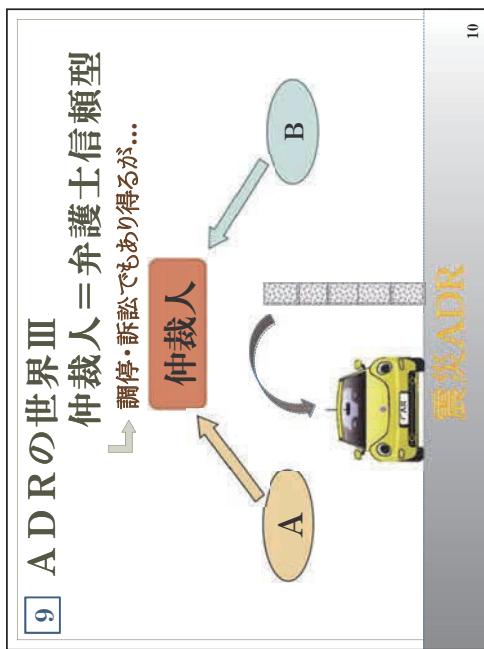
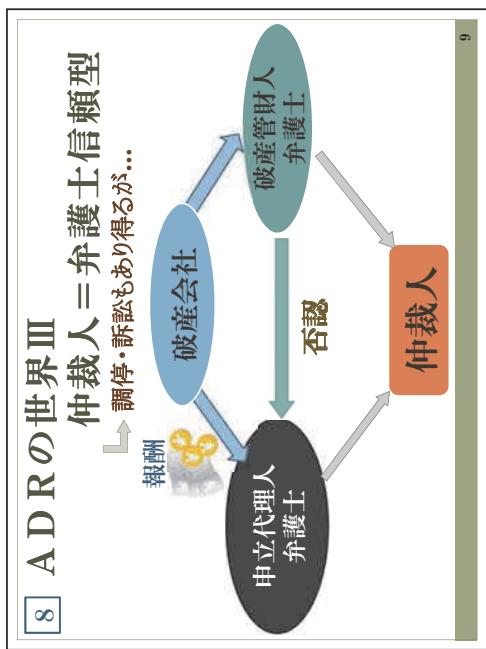
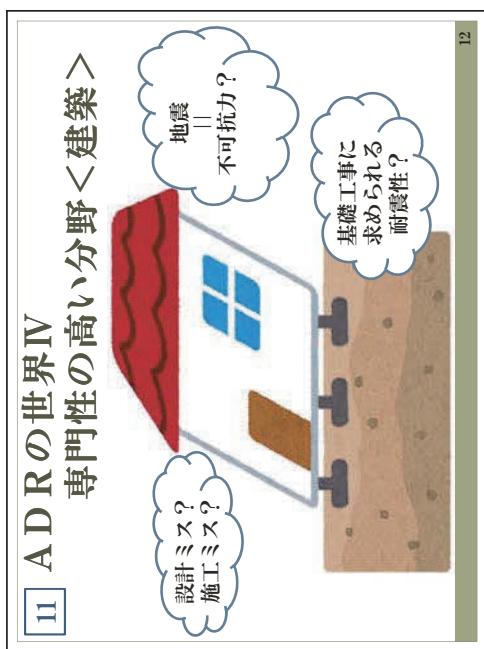
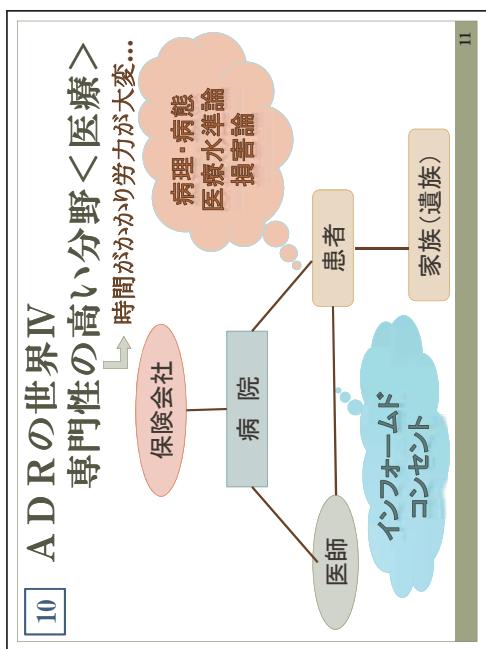
### 1 □ 故・原後山治先生のことば（1）

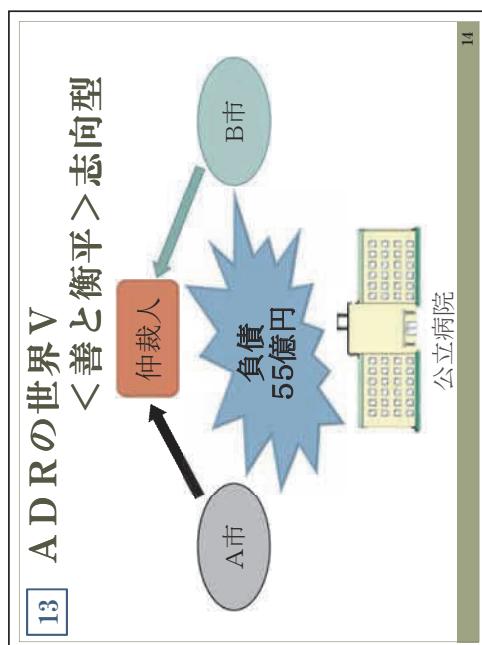
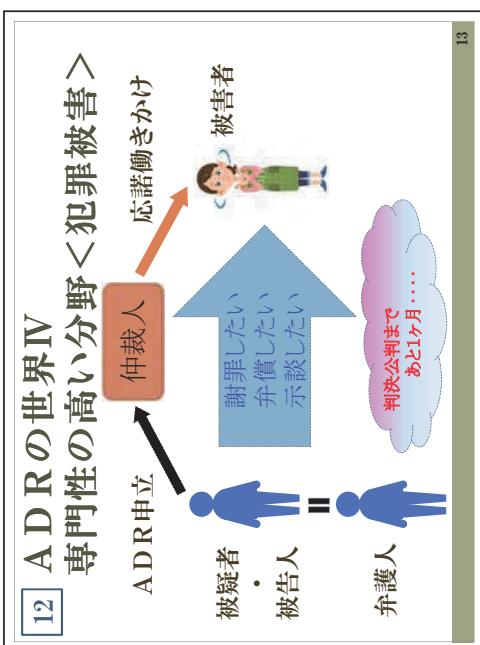
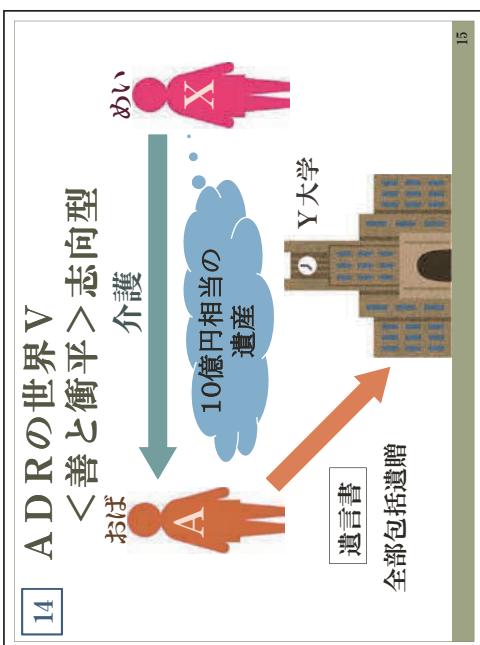


訴訟は人間にに対する不信  
の制度  
ADRは人間にに対する信頼  
の制度

2







## 16 臨床法学への道

### I 病護士はいつも「臨床」の現場にいる。

\* 臨床的な現場とは、たえず予期せぬことが起こる場である。既存の知識と技術を柵にして柔軟な知性をはたらかせること、その専門性として要求される。  
⇒ 臨床経験がつくる「暗黙知」を可視化する。

\* : 鶴田清一「しんがりの思想」角川新書から一部要約  
以下同じ。

17

## 17 臨床法学への道

### II 「個別」から「普遍」にいたる。

⇒ **事例研究会**と**読書会**（関連諸科学と文学）による集団的討議から英知を得る。  
\* 専門的見地から確かに言えることを述べつつ、同時に複合的な問題の全体につねに視点を拡げておく。専門家自身が「賢者」であるべく求められている。

18

## 18 臨床法学への道

### III 「伴走者」となってともにゴールをめざす。

\* あるフォーラムで、科学哲学を専攻する小林傳司（ただし）が市民にこんな問い合わせを向けた。「どんな専門家がいい専門家ですか？」返ってきた答えはごくシンプルで、高度な知識をもつているひとでも、「**いつしょに考えてくれるひと**」というものだつた。市民にかわつて答えを出してくれるひとではないのである。

19



## 2 歴代委員長より

平成23年度・24年度委員長 鈴木雅芳

平成25年度・26年度委員長 伊達俊二

平成27年度・28年度委員長 萩毛誠子

令和元年度・2年度委員長 坂井雄介



# 仲裁センターの思い出

平成23・24年度委員長 鈴木 雅芳

平成23年4月、突然、委員長を仰せつかった。二弁の仲裁センターは、全国のADRセンターの魁であり、発足当初は、活発に活動し華々しい成果を上げてきたが、近年は申立件数が減少し、はかばかしい成果も上がっていなかった。そこで、委員長に選任されると、申立件数の増加を至上命題として、仲裁センターのパンフレットを関係諸機関に配布したり、市ヶ谷の消費者相談センターに通って連携を模索したり、果ては、マンションの管理組合に出向いてADRを宣伝したり、様々な努力を重ねた。しかし思ったほど申立件数は伸びず、期待した成果は上がらなかった。振り返ってみると、やはり、地道に二弁の会員にADRのメリットを宣伝した方が良かったのではないかと反省している。

二弁のADRは、経験豊かな弁護士が仲裁人となり、法的な知識はもちろん、培った実務経験をもとに、事案に則した適切な解決を目指す制度で、他の紛争解決手段と比較しても優れた仕組みだと思う。それにもかかわらず、利用件数が増えないのは、やはり、手数料と執行力の問題が大きいと思われる。裁判所の調停手続きが税金で賄われているのに対して、二弁のADRは、ボランティア活動ではないので、制度を維持するには利用者から相応の手数料を頂かざるを得ない。利用者が手数料を支払ってでもADRを利用したいと思ってもらえるサービス（手続きの利便性・柔軟性、仲裁人に対する信頼、和解案の満足度など）を磨いていくしかない。

執行力については、近時、法改正によってADRによる和解にも執行力を付与することが論じられている。二弁の委員会内部には、消極的な意見も多いようであるが、僕は積極論である。会員がADRを利用しようとしないのは、ADRに執行力がなく、約束が守られない場合の保全がないということが大きい。金銭債務について長期の分割弁済の和解をする場合、和

解に執行力があるのとの差がある。ADRによる和解に執行力が付与されれば、裁判所の調停との間に差異がなくなり、ADRの普及に利することは明らかである。

平成23年3月に東日本大震災が発生し、福島原子力発電所から放射線が漏出する原発事故が発生し、未曾有の被害が生ずる事態となった。裁判制度でこれらの膨大な数の案件を処理することは不可能であったため、政府は、平成23年9月に原発ADRセンターを設立した。政府からの協力要請を受け、東京三会の仲裁センターは、仲裁人候補者を推薦するなどしてこれに協力するとともに、原発ADR研究会を立ち上げて、損害とは何か、損害をどのように認定すべきかなど損害論について議論を重ねた。原発ADR研究会はこれまで100回以上開催され、現在も継続して事例の研究に努めている。

損害論は、個々の事案ごとに特殊性があり、ほとんどが事実認定の問題で、論理的な要素が少ないためか、研究者の論文なども数が限られており、具体的な事案を前に一から自分の頭で考えなければならないことが多い。

損害は、あるべき利益状態と現在の利益状態との差額と考えられており、よく、申立人は事故前の収入と現在の収入の差額を損害として請求する。問題は、収入の減少が原発事故に基づくか、つまり減収と事故との間に相当因果関係があるか否かである。温泉旅館が、風評被害により売上げが減少したとして営業損害を請求した事案を考えると、特定の温泉旅館の売上げ減少が原発事故に基づくか否かは、当該温泉旅館が存在する温泉街を訪れた旅客数、宿泊者数の増減の推移と当該温泉旅館の売上げの推移とを比較検討して推察する必要がある。特に、原発事故以前から長らく衰退化傾向にある温泉街や温泉旅館も珍しくないので、長いスパンで比較検討しないと判断

を誤る恐れがある。

同様の問題は、農作物・水産物の損害にも生ずる。申立人は、風評被害によって売上げが減少したと主張するが、減収と事故との間に因果関係があるか否かは、申立人の所在する県や地域の農産物・水産物の売上げの推移、原発事故と関係のない県や地域の農産物・水産物の売上げの推移、申立人の売上げの推移などを総じて比較検討しなければならない。特に、農産物・水産物は豊作・豊漁の年とそうでない

年との差が大きいので注意を要する。

原発事故が起きてから早くも10年半が経ち、申立件数は一時に比べて減少したとはいえ、今なお、原発ADRの申立てが絶えない。損害論は、社会の縮図のようで、奥が深く、判断が難しい反面、実態に迫ることができたときには、それなりの達成感を味わうことができ、その意味では面白い事件であるとも言える。原発ADRが続く限り、微力を尽くそうと考えている。

(脱稿2021年10月)

# 弁護士人口の増加と裁判外紛争解決

平成25・26年度仲裁センター委員長 伊達 俊二（36期）

私は、2001年に広島で開催された日弁連業務改革シンポジウムでADRに関する基調報告をする機会を与えられ、同年夏、ドイツのケルン大学を拠点とする調査チームに参加した。

そもそも、ADRについて何ら無関心であった私が何故そのような事になったのかは、今となっては記憶が定かではない。おそらく、所属会派の割り当てで日弁連の業務改革委員会の委員に推薦され、事情も分からぬままADRの部会に所属することになったものと思われるが、いきなりドイツ調査団に同行することになった。（旅費も自腹で高額であった。）

名古屋弁護士会の青山學先生を団長に、元日弁連事務総長をされた兵庫県弁護士会春名一典先生らと一緒にドケルン市に拠点をおいてドイツ国内に1週間滞在し、ドイツにおける法的紛争解決について調査をした。

案内役をしてもらったドイツ人弁護士の事務所を訪ねたところ、事務所入口に来客用の椅子が並べられており、いつもは客が順番待ちをしているとの説明であった。

私達は、個々の事件ファイルが薄いのでその理由を聴いた。

その弁護士は、元々日本で留学経験があり、日本の法律事務所の個々の事件記録が分厚く、訴訟になつたら1年以上かかるることは承知していた。同弁護士の説明ではドイツでは一般の市民事件の過半数は権利保護保険を利用しておらず、事件処理も定型化されて短期間で事件が終了するため、廉価で一般市民が弁護士に紛争処理を依頼する機会が多いこと、そのため、双方の弁護士も短期に事件処理をしなければならないため、早く紛争が終わる、結果的には処理件数も多く、早く解決するため事件ファイルは薄くなる、という説明であった。

私達は、仲裁や調停のような話し合いで解決する

ような制度は無いのかどうか、ケルン大学の学者や、地元の裁判官等に聴いたが、むしろ驚かれ、「私達が日本で多く行われている調停や和解という制度を研究しているのに、わざわざ日本からそのようなことの調査をするために遠路はるばるドイツまで来たのか。ドイツでも離婚等家族間の事件等において日本の調停や和解斡旋という手法を取り入れることを検討し始めているが、日本のように話し合いで双方が譲歩して解決をするという文化は根付いていない。」と、話し合いで紛争を解決するという日本独特の手法が、むしろ欧米諸国の法律家からすれば、今後取り入れるべきか否かの検討課題である事を伝えられた。

確かに、日本では「損して得取れ。」「腹八分目の解決の方が良い。」「足して二で割る。」「この狭い場所で生きていいく以上、多少のことは目をつぶり、人間関係を優先すべきだ。」「郷に入っては郷に従え。」等、正に聖徳太子の教える「和をもって貴しとなす」の文化が根付いており、裁判という方法に訴えて紛争を長く続けることは、決して評価されていない。

そのような国から、わざわざドイツに行って、ADRの調査をしに来たと言っても、逆に不思議がられるのも当然のことであった。

滞在中、ケルンの市役所を訪ねたところ、応対した市役所の女性職員が、「自分も司法試験に合格した」という説明をしたため、「司法試験に合格したのになぜ市役所に勤務しているのか」と尋ねたところ、「はあ？」という怪訝な顔つきというより、むしろ不機嫌な顔に変化し「市役所の試験に受かったから市役所に勤務している。当たり前ではないいか。それがどうかしたのか？」と、当方の質問がとんでもない見当違いであることを、それとなく示唆された。

後で、青山先生が「絶対怒っているよな。こちらでは弁護士の地位は市役所の職員よりは下なのかも知れない。これからは言動に気をつけないと。」と、言

つておられ、同行した我々も、同じ印象を持った。

確かに、私達が訪問した2001年当時のドイツの人口は約8200万人であり日本の人口の3分の2、それに対してドイツ国内の弁護士登録者数は約11万人、裁判官約2万人、検察官約5000人、公証人約1万人(内弁護士公証人約9000人弱)であった。

また、統計では2001年度のドイツ国内の大学法学部卒業生が約10万人、司法試験第二次試験合格者数約1万人、新規弁護士登録者数約8300人となっており、日本とは比べものにならないくらいの司法試験合格者を出している。ところが、毎年8000人以上の新規登録弁護士がいるにも拘わらず、ドイツ国内の弁護士の数はその比率では増えていない。

司法試験に合格し、また一旦は弁護士登録しても、法曹以外の他の業種に就いている者が多いことになる。

案内役の弁護士は、それでも独立して事務所を持っている弁護士の中では成功している方だと、言っていたが、報酬を多く得ている弁護士は、国際間の法律事務を多く手掛けている大事務所に所属する弁護士や大企業の法務部に所属している者が多い、という説明であった。この点は、我が国でも今後は同様となると思われる。

私は、ドイツの調査の後、その調査結果をまとめて2001年の秋に広島で開催された日弁連の業務改革シンポで担当部分の基調報告をすることになったが、その当時から比べるとその後の法曹養成制度の改革、ロースクール制度の新設により司法試験の合格者数が我が国でも飛躍的に増え、その結果、弁護士登録をせずに企業に勤める者や、弁護士資格を保留したまま企業や官庁に所属する者も増えてきた。

その結果、我が国においても社会内で日々発生している法的諸問題について関与する弁護士も増えてきている筈である。

私達がドイツを訪問した2001年当時の日本の弁護士登録者数は1万8243人、それが20年後の2021年度は4万3206人に増えている。

ところが、司法統計によれば、全国の地方裁判所の裁判事件の内、民事・行政訴訟事件の新受事件数は、2015年度16万7284件、2016年度16万9921件、2017年度16万7294件、2018年度15万7399件、2019年度15万3190件であり、2001年度も約15万件程度であり、横ばい状況である。

日弁連に登録している弁護士数は、2015年度は3万6415人、2019年度は4万1118人であり、弁護士数の増加と地方裁判所の民事・行政訴訟事件の新受事件数は比例しておらず、逆に相対的には減ってきてているのが現実である。

あくまでも統計的な数字からの推測であるが、弁護士数の増加は、訴訟制度を利用しない解決手段をもたらしていることになる。

かつては大都市圏に偏っていた弁護士数も、今や全国の地方都市でも徐々に増えてきており、何らかの紛争が発生したり、何か悩むことがあれば、取りあえず専門家である弁護士に相談する、という人も増えているものと思われる。また、弁護士資格を有する者が、法律事務所以外の他分野に所属することにより、法的紛争予防に関与しているため、訴訟に至る前に解決したり、そもそも法的紛争が発生しないように予防しているのかも知れない。

弁護士の人口は増えても、決して裁判による解決を望まない、という日本の文化が変わらないとすれば、私達弁護士は、裁判外で解決する手法を取ったり、訴訟に至らないよう紛争予防の分野に活路を見いだすしかない。

第二東京弁護士会が仲裁センターを立上げ、私も仲裁委員として関与した経験もあるが、決して仲裁案件が増えているわけではない。

裁判外紛争解決機関として、弁護士会以外の他業もADRを立ち上げている。

私は、現在、日本不動産鑑定士協会連合会に設置された不動産鑑定士調停センターの弁護士委員として参加しているが、この2年間何ら具体的な案件受付がないとのことであった。

先日の会議で、不動産鑑定士調停センターでのADRの活用について話題が出たが、私は、「不動産鑑定士に依頼するユーザーの多くは、金融機関や不動産会社、弁護士や税理士等であり、日頃の業務で不動産鑑定士に鑑定の依頼をすることは多くあるが、わざわざ不動産鑑定士調停センターに持ち込まなくても、事足りている。調停センターを利用するメリットを感じられないが、あえて、メリットがあるとすれば、双方の紛争当事者がそれぞれ別の不動産鑑定をして、その鑑定結果に不整合があれば、結局は、裁判所で別の鑑定を申し立てることがあり、鑑定にかかるコ

ストが増えてしまう。そのコストを下げるためには、民事訴訟事件、離婚事件、遺産分割事件等で不動産の価格が問題となるケースの場合、むしろ、裁判所と連携して、訴訟や調停の継続中、裁判外で不動産価格についてのみ別途調停センターで解決する、という方法が取られれば、利用するかも知れない。」と発言したところ、他の弁護士委員も同調した。

要するに、ユーザーが「早く」、「安く」、「公平に」不動産価格が判明することを望むのであれば、利用するかも知れないが、「少しでも自己に有利な鑑定結果を出してもらいたい」、「相手が知る前に不動産価格を知りたい」というユーザーは、調停センターを利用せず、知り合いの鑑定士に頼むであろう。

第二東京弁護士会が立ち上げた仲裁センターも、同様に、「早く」、「安く」、「双方が満足する」結果が出れば、もっと件数が増えるとは思われるが、現実は、依頼者に、仲裁センターを勧めても、利用したいという人はほとんど無く、「先ずは弁護士同士で交渉してください。それでも駄目なら裁判所の調停裁判に移行

してください。」という依頼者が多い。

前述したように、弁護士数が飛躍的に増えているにも拘わらず、訴訟事件が増えているわけではない。多くの紛争は裁判外で解決されているのが現状であるものの、多くのADR機関という、「非裁判所機関」が利用されていないのも現実である。

法的紛争の解決例、不動産価格、慰謝料の額、離婚に伴う養育費等の相場は、今やネット情報で簡単に知ることができる。

このような時代にあって、それらの情報を知っている一般市民が弁護士へ相談し、解決を望む件数はある程度増えるとは思われるが、決して、外部の機関にその解決を期待する者が増えるとは限らない。

「話し合いで解決してください。どうしても任意に解決しなければ裁判所にお願いしますが、それは最後の手段で。」という我が国の文化に、ADR機関がその解決機関として選択されるのには、まだまだ越えなければならない課題が多いものと思われる。

(脱稿2022年1月)

# 30周年に寄せて

平成27・28年度委員長 裳毛 誠子

私は、平成16年度から二弁仲裁センター運営委員会に参加し、委員歴は今年度で18年目になる。気が付ければ二弁仲裁センターのあゆみの半分を超える期間にわたり委員及び和解あっせん人としてかかわっていることとなり、しみじみ感慨深い。

印象に残っている活動のひとつとして、参加して間もない平成18年度に「ADR解決事例 精選77」(第一法規)の編集に携わったことがあげられる。選りすぐりの77の解決事例について、「不動産」「不法行為」などの紛争類型別と、「迅速解決」「専門家連携」などの特色別の2つの目次をもうけて多角的に分類するなどの工夫をこらした解説書である。編集委員にノルマとして課された「コラム」をひねり出すのに四苦八苦したのも懐かしい。私のコラムの1つ「控室にて」は、当事者の不安な心理を細やかに汲み取ったあっせん人補助者が汗をかきかき控室と調停室を往復し、事案を解決に導いてくれた実体験を描いたもので、今読み返しても私がADRに心をとらえられた瞬間を鮮やかに思い出させてくれる。

また、日本のハーグ子奪取条約への加盟(平成26年4月1日)に先立ち二弁仲裁センターにおいて国際家事ADRを立ち上げたこと、加盟と同時に外務省委託事業としての運営をスタートさせたことも印象深く、国際家事ADRは今でも私の委員会活動の柱となっている。条約加盟の翌年度から委員長に就任することとなつたが、在任中の大きな出来事として、「本会では日本語を用いる。」とする二弁会則第5条の3に、特別な事情がある場合会規等で異なる定めをすることができるとの規定(同条5項)が新設されたこと、また、これに引き続き、仲裁手続及び和解あっせん手続細則についても、手続及び提出書類における使用言語についての改正がなされたことがあげられる。二弁仲裁センターは、平成25年度に制定した国際家事ADR特別細則に、外国語による手続の実施が可能であることを確認する条項を置いていたが、上述の二弁会則改正は、同特別細則案の検討過程で持ち上がった、会則第5条の3との整合性についての疑義を払拭し、また、広く当会が行う市民サービスにお

いて、一定の必要な場面で通訳を介さず外国語をダイレクトに使用しうることを明確化する必要性(例えば、外国人相談において、相談者の母語に堪能な弁護士が、相談者の母語で相談に乗ることは当然であろう)の観点から、当委員会からの提案により実現したものであった。

今や、国際家事ADRは二弁仲裁センターの専門ADRの一つとして定着し、事案の性質上一般事件に比べて年間取扱件数は決して多くないものの、解決事例を着実に蓄積しつつある。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけにODR推進の議論が急速に進み、家事事案に限らず海外の当事者の案件が当然のように飛び込んでくるご時勢ともなった。数年前に外国語の使用について議論したことが嘘のようである。場所や時間の垣根にとらわれない柔軟な手続により短期集中で未来志向の解決を目指すことのできるADRは、その存在意義をより深めていくものと確信している。

冒頭の「ADR解決事例 精選77」で執筆したもう1つのコラムでは「挨拶は時の氏神」ということわざを紹介した。争いの最中に現れた仲裁人は、氏神様のようにありがたいものだから、そのとりなしには従ったほうがよいという意味である。ここでいう「挨拶」の「挨」は押す、「拶」は迫るの意で、禪僧が問答によって知見や悟りの深浅を試みることから転じて、仲裁人を意味することのこと。押したり引いたりして当事者から話を引き出し、それを整理し、当事者自らが解決のための道を見出していくのをサポートするというのは、臨機応変かつ微妙な匙加減の必要な作業であって、話し合いがオンラインで行えることになつても、この職人技をそう簡単にAIが代替できるとは思えない。人間同士の争いごとは人間が解決しなければならないという大前提は容易に覆らないであろうし、そもそも職人技の習得には遠く及ばない私なので、もうしばらく悪戦苦闘しながら精進を重ねていきたいと思っている。

(脱稿2021年11月)

## 二弁仲裁センターの思い出

令和元年・2年度委員長 坂井 雄介

第二東京弁護士会仲裁センターが令和2年3月で30周年を迎えました。30年前といえば、私が高校1年、バブル経済の末期の頃です。私はまだ司法試験どころか、大学入試の勉強すらしていませんでした。そう考えると、30年という時の長さを実感します。

私が仲裁センター運営委員会に配属されたのは、弁護士1年目の平成16年のこと。「いろいろな事件に関わって、経験を積めたらいいな」と思い、配属希望を出したのがきっかけでした。

私が初めて部会長を務めたのは、平成18年度です。当時の私は、弁護士3年目の32歳。当時の委員長は、ADRの大家である中村芳彦先生。担当したのは、第3部会の委員長でした（当時の第3部会は、現在の第2部会と同じ、研修部会でした。）。部会長とはいえ、当時の私はADRの知識に乏しく、理解も浅く、研修を企画するにしても、誰に何を話してもらったらよいか分からぬ有様でした。何をするにしても、中村先生を始め、他の先輩方に頼りっきりだったことをよく覚えています。この時の定例研修では、明治学院大学心理学部教授（当時）の井上孝代先生に、「和解・調停の心理学」というタイトルで講演していただきました。講師が井上先生に決まってから、その著書である「あの人と和解する 仲直りの心理学」（集英社新書）を買って読んだのも良い思い出です。

今だから言えることですが、当時は、部会長という職務のあまりのプレッシャーに耐え兼ね、本来2年間務めるべき部会長を1年で辞退させてもらったうえ、委員会活動そのものから遠ざかっていました。1年ほど経って、第1部会（現在と同じく、規則や制度構築の部会）に参加するようになり、平成22年度には、再び第3部会（その後、第2部会に改編）に戻った上、なぜか部会長に再任され、その後2年間、今度は逃げ出さずに、大変ながらも楽しい委員会生活を送りました。

平成24年に部会長を現委員長の室谷和宏先生に譲った後は、気楽な委員会ライフを送っていましたが、平成30年の年末の声も聞こえ始めた頃、当時の委員長であった九石拓也先生から、次年度の委員長の打診があったため、謹んでお受けし、平成31年度（令和元年度）から令和2年度までの2年間、委員長を

務めさせていただきました。

委員長時代の思い出といえば、やはりODRの波が来たことでしょうか。第2部会メンバーの悲しい習性（？）で、常にADRのネタを探していた私にとって、ODRは格好の勉強の題材となりました。委員長に就任すると、すぐに有志による勉強会を立ち上げ（その後、新型コロナで休止し、現在も休止中…。）、その年の夏季合宿でもODRを取り上げるなどして、ODRについていろいろと学びました。これらの取組は、とても有意義であったと思っています。

今回、自分の委員会ライフを振り返ってみて、改めて気が付いたのは、私が二弁仲裁センターに関与してから18年も経っていること、すなわち、二弁仲裁センターの30年の歴史のうち半分以上、一緒に歩んでいる、ということでした。冒頭で、30年という時の長さの話をしましたが、二弁仲裁センターに当初から関与してきた諸先輩方にとっては、あっという間だったかもしれません。

このように、長くも短い30年ですが、その間のADRを取り巻く状況は、大きく変わってきています。ADR法が制定され、金融ADR、医療ADR、国際家事ADR、子ども・学校ADRといった専門ADRが発足し、近時では、厚労省の委託を受けて、全国規模のフリーランス・トラブル110番制度も創設されました。オンラインでの和解あっせんのやり方や和解合意への執行力の付与についても熱い議論が交わされています。

残念なのは、こうした現場での熱量の割に、一般の方々はもちろん、身内の弁護士にすら、ADRの意義や存在が十分に伝わっていないことでしょうか。私があっせん人として関わった手続で、解決に至った当事者の表情を見ると、ADRの存在意義は確実にあると感じています。この点は永遠の課題かもしれませんが、今後も地道に啓蒙活動を続けていきたいと思っています。

これからも、二弁仲裁センターには、ADR界のトップランナーであり続け、利用者のために進化する組織であってほしいと願っています。

（脱稿2022年2月）



## 3 寄 稿

「オンライン時代のADRとその技法」(入江秀晃)

「日本におけるADRに関する近時の動向について」(垣内秀介)

「ADRは制度ではなく、運動である」(斎藤睦男)

「原子力損害賠償ADRと二弁仲裁センター」(出井直樹)

「内側から見た二弁仲裁センターとADRの30年」(中村芳彦)

「法律家のフィルター」(山崎司平)



# オンライン時代のADRとその技法

九州大学大学院法学研究院教授 入江 秀晃

2020年のコロナウイルスの厄災は全世界に拡がり、時代を画するものとなった。ADR分野では、従来から少しずつ行われていたオンライン化が一気に進んだ。特に、二弁仲裁センターや仙台弁護士会紛争解決支援センターなどの非認証ADR<sup>1</sup>や、認証ADRである家族のためのADRセンター<sup>2</sup>ではオンライン対応に舵を切って実績を積むことができた。

Zoomなどのオンライン会議システムを用いた調停手続(あっせん手続)が、どのような特性を持つのかについて、分析され尽くしたとは言えない状況であるが、世界レベルで様々な機関や専門家が試行錯誤しつつ、故・原後山治弁護士が言う「親切さとリアリティ」を持った関わりを当事者に提供することで、徐々にノウハウが蓄積しつつあるということではないかと思われる<sup>3</sup>。

私がオンラインの経験ある人たちから聞いて印象的だと考えているのは、確かにオンラインならではの弱点もあるものの、むしろオンラインならではの良さもあるということである。具体的には、①当事者にとって移動せずに済む利便性(コストが低い、スケジューリングも容易)、②当事者にとって安心感のある場所から接続すればよい心理的影響(気に入らなけれ

ば切断さえ可能)といった当事者にとって直接のメリットがある。さらに、③調停人にとっても移動せずに済む利便性がある、④共同あっせんや専門委員の参画などの調整も容易になる。⑤文書ファイルの画面共有機能などにより、効率的かつ明快な形で情報共有が容易になる。

弱点としては、①調停人が当事者の姿勢や感情など非言語的メッセージを読み取りづらくなる<sup>4</sup>、②当事者の真剣度が低く見えても調停人として取り得る選択肢が限られる、③無断録画・録音や、同席者を無断で部屋に入れるなどのふるまいを物理的に排除することは難しい、④ネットワーク接続などの環境面への配慮が必要になり、ホストとしての技術的知識も求められる<sup>5</sup>、⑤当事者のネットワーク習熟度を確認し配慮するなど、調停人としての配慮項目が増える、⑥同席型手続が求められる場合には調停スキルが必要<sup>6</sup>になる、などが考えられる。

また、必ずしも長所とも短所とも言えない特徴として、オンラインの手続の方が、発話のターンが長くなる(1回の発言量が多くなる)傾向があるとも言われる。これは、研究での検証が待たれる命題だが、今後は様々なオンラインならではのコミュニケーションの特徴を踏

1 法務省のODR推進検討会では、第5回(2021年5月21日開催)に齊藤睦男日弁連ADRセンター委員長が、各弁護士会の対応のアンケートを提出している。<https://www.moj.go.jp/content/001354364.pdf> (2021年8月27日アクセス)

2 元家庭裁判所調査官の小泉道子氏が運営するADRセンターでは、2020年の年間申立件数123件の内、68件オンライン手続であったことを報告している。<https://rikon-terrace.com/covid-19> (2021年8月27日アクセス)

3 オンラインADRに関して、日本語で読める資料としては、日本ODR協会が、ICODR(International Council for Online Dispute Resolution)のオンライン調停のガイドラインを紹介している。<https://japanodr.org/2020/05/26/icodr-guidelines/> (2021年8月27日アクセス) 他には、International Mediation Institute(IMI)のオンライン調停人のミニマムスタンダードもある。<https://imimediation.org/practitioners/competency-criteria/#ODR> (2021年8月27日アクセス)

4 たとえば、逆光で表情が読み取りづらいなどの状況が出てくる。ただし、逆に、画面を通じて伝わる非言語の情報量は少なくないと言われる場合もある。

5 現実には、システムにも詳しい者を補助者に加えたり、共同調停を行ったりしながら対応しているようである。

6 物理的には異なる部屋からアクセスしているため当事者は安全であるが、感情的なやりとりを含めた話し合いの場を、自信を持って取り仕切る調停人の能力が必要となる。

また上で、介入戦略が洗練されていくであろう。このように考えると、ICT技術への理解と習熟といったプラスアルファの努力は必要ではあるが、それ以上に、当事者から気持ちや考えを引き出し、主体的な関わりを促すというベーシックな支援リテラシー<sup>7</sup>こそオンライン時代のADRに求められているように思われる。私は、2016年以来、毎年二弁仲裁センター

で調停人候補者研修を担当させていただいているが、2021年3月には二弁仲裁センターの研修としては初めてオンラインのみで実施させていただいた<sup>8</sup>。こうした研修などを通じて、ADRの潜在的な可能性と一緒に拡げる仲間を増やしていきたいと考えている。

(脱稿2021年8月)

- 7 このテーマについては、別稿を参照されたい。入江秀晃「和解的コミュニケーション論：家事調停のための対話型調停技法」二宮周平編『実践 离婚事案解決マニュアル 当事者ケアと子どもの権利・利益実現に向けた、弁護士のサポートの在り方』（日本加除出版・2020年）155-172頁、入江秀晃「自己決定支援における法律専門家のあり方」市民と法104巻（2017年）13-19頁、入江秀晃「調停人の態度のトレーニング」自由と正義67巻3号（2016年）53-57頁。
- 8 他には、仲裁人協会、京都弁護士会などでフルオンラインの参加型研修を実施している。法科大学院におけるオンライン参加型講義については、『法と社会研究 第6号』（2021年発行予定）の拙稿「コロナ禍におけるオンライン参加型紛争教育の実際」を参照。

## （2023年3月・追記）

コロナ禍も徐々に収束に向かうムードの現在である。対面の会議や研修会に戻る方向が顕著ではあるが、同時に、オンライン会議の活用は定着したと言っても良いだろう。

最近はChatGPTへの注目が拡がったこともあり、紛争解決におけるAI活用についても注目度が高まっている。しかし、私は判決作成機能の自動化にはあまり期待していない。人間の判断形成支援のツールとしてのAIの活用が拡がることは間違いないが、裁判官を代替するといった未来はそれほど簡単には来ないと考えるからだ。

むしろ、情報技術が紛争解決手続に迫っている変容は、裁判所を含めた手続提供者が、一般市民当事者の利用を歓迎するかという姿勢の点に表れているようと思われる。情報技術はじゃじゃ馬的であり、サービスの安定性という観点、安全性の観点で、穴ができやすい。手続提供者が理由をつければ、いくらでも「やらない理由探し」はできる。逆に、ユーザーフレン

ドリー方向に舵を切れば、説明はどんどんわかりやすくなり、簡単な手続で利用を促進する方向に努力することもできる。

コロナ禍の期間に、行政のサービスさえWebベースでの利用手続が大幅に拡充した。裁判所においてもオンライン会議システムの利用は本格的に開始された。しかし、問題はこれからである。「やらない理由探し」や「本当はやるつもりはないのに一応やっているふり」の方向に努力をするのか、本当の意味でのユーザーフレンドリー、つまり故・原後山治弁護士が言った「親切」に正面から取り組むかである。

このように考えれば、非認証ADR機関として積極的にオンライン手続の活用にも踏み切り、また、フリーランストラブル110番という政策型ADRによる実績も積んだ二弁仲裁センターの役割は大きなものとなっている。仙台弁護士会紛争解決支援センターなどと共に、この数年間の経験を次のADR新時代の飛躍につなげることができるだろうか。

# 日本におけるADRに関する近時の動向について

東京大学大学院法学政治学研究科教授 埞内 秀介

## 1 はじめに

本稿に与えられたテーマは、日本におけるADRに関する近時、より具体的にはここ15年程度の動向について、というものである。ここでの対象時期は、1990年に設立され、2020年に設立30周年を迎えた第二東京弁護士会仲裁センターの歩みから見れば、その後半部分を意味するとともに、日本のADR全般をみた場合には、ADR法の制定・施行(それぞれ2004年と2007年)以来の年月に概ね対応する。

そこで以下では、まず、ADR法制定・施行の意義について確認した上で、それ以降の動向を概観し、最後に、日本のADRの将来をめぐる若干の展望を述べることとしたい<sup>1</sup>。

## 2 ADR法制定・施行の意義

広い意味での裁判外での紛争解決に対する関心は、日本においても古くから存在してきた。司法型ADRとしての民事調停は、その嚆矢となった借地借家調停法制定(1922年)から数えれば100周年を迎えるとしているし、戦後、労働問題、公害問題、消費者問題などの各種の社会問題について、行政型の解決手続が整備されたことも、改めて指摘するまでもないと思われる。しかし、ADR、あるいは裁判外紛争処理ないし紛争解決という概念や、そうした用語・概念を用いた議論枠組みの形成は、1970年代以降のアメリカでの動きを受けた比較的新しいものであり、それが日本に定着したのは1980年代以降のことである。ADR法の制定も、直接的にはこうした1980年代以降の動きの1つの到達点として位置付けることができる。ADR法は、司法制度改革の一環として制定されたものであり、そこでは、ADRは、一面では、「事前規制社会から事後規制社会へ」といった社会のあり方の

変化に伴って生じることが予期された紛争の増加への対応として、また他面では、二弁仲裁センターにおける「パッショナ」の1つとして少額紛争の解決が挙げられたことからも示唆されるように、従来費用等の関係で顕在化してこなかった紛争の掘り起こしを通じた、広い意味での司法へのアクセス拡大の方途として位置付けられることとなった。

ADR法は、ADR全般に妥当する基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務についての認証制度を導入し、それに伴う法的効果の特例等を定めたものであるが、その制定・施行が日本のADRに与えたインパクトとしては、①他士業団体によるものを中心として、多くの民間型ADR機関が新たに設立され、認証を取得したこと、②これに伴い、ADRの担い手の多様化がある程度進み、調停モデルなどの点でも、紛争解決のための手続きなしサービスの多様化が図られたこと、③仲裁ADR法学会(2004年設立)や日本ADR協会(2010年設立)など、ADRに関する各種の組織、団体が設立されたこと、④認証制度を所轄する官庁として、法務省がADR政策に継続的に関わるようになったことなどが挙げられる。また、「ADR」、「裁判外紛争解決手続」といった用語も、人口に膚浅したとまでは言い難いものの、同法の制定を1つの契機として、少なくとも法律関係者の間ではかなり浸透したように思われる。

その反面で、これも周知のように、ADRの利用件数という点では、一部の機関を除いて概ね低调であり、認証ADR機関にせよ、二弁仲裁センターを初めとする弁護士会のADRセンターにせよ、全体として利用が大きく伸びているわけではない。もちろん、件数の多寡だけでADRの意義を評価することはできないし、震災ADRのようにADRの活動形態として新た

1 なお、紙幅の関係上、文献等の引用は、全て割愛させて頂いたことをお断りしておきたい。

に定着した分野もあるものの、ADRに本来期待される役割が全体として十分に發揮されているのか、といえば、それには遠く及んでいない、と言わざるを得ないのが現状であろう。

### 3 ADR法制定・施行以後の動向

ADR法制定・施行以後におけるADRをめぐる注目される動きとしては、相互に関連するが、①グローバル化の進展に関わる動き、②ITの発展に関わる動きがあるほか、③ADRの担い手やその支援をめぐる動きがある。また、こうした動向を背景として、④ADR法制をめぐっても、近時、一定の動きが見られるところである。

#### (1) グローバル化の進展に関わる動き

昨年来のコロナ禍に伴い、国境を越えた人の移動については大きな制約が生じたものの、社会生活のグローバル化とそれに伴う渉外的なトラブルの増加は、今後も続くものと思われる。渉外的な紛争は、手続の柔軟性や中立性の点でADR活用へのニーズが元来大きい分野といえるが、具体的な活用例の1つとして、国際家事紛争におけるADRの展開が挙げられる。特に、2014年に施行されたハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）実施法の枠内での外務省の委託に基づくADRは、二弁仲裁センターを含むいくつかのセンターで実施されているものであるが、英語を含む外国語での対応が実施されている点、外務省による費用援助がある点、諸外国のADR機関との連携といった取組みが見られる点など、国際的な紛争を対象とするADRの1つのモデルを提供するものといえよう。

また、狭義のADRの枠内に収まるものではないが、消費者紛争の分野では、2011年に消費者庁において開始され、2015年から国民生活センターに引き継がれた越境消費者センター（CCJ）が、2020年度には4600件余りの相談を受け付けるなど重要な役割を果たしつつある。2018年にホームページをリニューアルし、スマートフォンに対応したことが相談件数の急増につながったといった点で

は、後に述べるIT化との関連でも注目される動きである。

他方で、国際的な商事紛争の分野でも、近年、従来広く利用してきた仲裁に加えてメディエーションへの注目が高まりつつある。2019年に採択され、2020年に発効したシンガポール条約（調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約）による執行力付与のための国際的な枠組みの形成も、その一端を示すものといえる。

#### (2) ITの発展に関わる動き——ODR

ITのさらなる発展・普及も、①社会生活およびそこで生じる紛争の変化、②紛争解決のために利用できるツールの進歩・多様化という両面で、ADRに対して大きな影響を及ぼす。前者の面では、オンラインでの取引の急激な拡大、後者の面では、2007年のiPhone発売以降のモバイル端末等の飛躍的な普及が、ADR法制定・施行以後の代表的な動きといえる。諸外国では、こうした背景の下に多様なODR（Online Dispute Resolution）の試みが進められており、世界的なオンライン取引プラットフォームであるeBayでは、年間6000万件に上る紛争がODRによって処理されているといわれるなど、急速な進展が見られる。

日本においても、昨年来のコロナ禍の影響により、ADRにおけるウェブ会議システムの利用などが進んだ面があるとみられるが、オンラインでの本格的な紛争解決プラットフォームの開発や活用については、未だ途上にある。この関係では、2019年以来、ODRの強化・拡充が政府の方針として位置付けられ、2020年3月にはODR活性化検討会（内閣官房）の取りまとめが公表されたほか、2020年10月からは、ODR推進検討会（法務省）において、所用の法整備や今後の施策についての検討が進められている。また、日本ODR協会など、ODRの推進を目的とする団体も設立されており、民事裁判のIT化と並んで、ADRのIT化が新たな局面を迎つつある。

ODRの発展は、ウェブ会議の利用などによる既存のADRの機能の充実に加えて、チャットベースでの調停などの新たな紛争解決手法の開発といっ

た形で、ADRの一層の多様化をもたらす可能性がある。とりわけ後者についてはAI等の技術との親和性も高く、コスト面などの工夫次第では、従来解決手段の乏しかった少額紛争等において幅広く活用されることも期待される。また、ODR活性化検討会の取りまとめでは、紛争解決プロセスを検討フェーズから裁判フェーズまでの全体として捉え、検討、相談、交渉、ADRの各フェーズがオンラインで連携する可能性が示唆されているように、ODRは紛争解決の各フェーズ間の移行をより円滑なものとし、ADRへのアクセスを拡大させる可能性を秘めている。

また、ODRに関しては、UNCITRALやAPECなどにおいて、国際的なルール形成の試みが重ねられていることも注目される。

### (3) ADRの担い手やその支援をめぐる動き

先に述べたように、ADR法による認証制度の導入は、特に他士業団体等のADRの分野への参入を後押しする形でADRの担い手の多様化を促進したといえるが、近時の認証事例を見ると、家裁調査官を経験した個人による認証取得やオンラインでの紛争解決プラットフォームを開発する株式会社の認証取得など、従来は見られなかったタイプの主体が登場していることが注目される。こうした新たなタイプの主体の特徴として、紛争解決の具体的なニーズについての一段進んだ分析検討を踏まえてADR業務に参入してきている点が挙げられ、この点は、従来から取り組んでいる機関に対しても刺激となる面があろう。

また、(1)でも触れた国際的な紛争との関係では、2018年に業務を開始した京都国際調停センター(JIMC-Kyoto)や、それ自体がADR機関だというわけではないが、ADRのための施設面での基盤拡充などを担う日本国際紛争解決センター(JIDRC)が同じく2018年に設立されたことも注目される。

### (4) ADR法制をめぐる動き

ADR法の制定・施行後、法制面では、2009年

に金融ADRの制度が設けられるといった展開はみられたものの、ADR法そのものに関しては、施行後5年を契機とする見直しの機会にADR法に関する検討会において検討が行われ、日本ADR協会からの改正提言の公表なども見られたものの、法改正に結実することなく今日に至っている。もっとも、直近においては、実現すれば同法施行以後初めてとなる法制面での見直しについての検討が進行中である。

第一は、(1)でも触れたシンガポール条約をめぐる動きであり、2020年10月に審議を開始した法制審議会仲裁法制部会が2021年3月に公表した中間試案では、同条約が本来対象とする国際性のあるADR和解合意については同条約に準拠した形での執行力付与手続を整備することを前提として、国内の事案をもその適用対象にするかが論点として提示されている一方、同時期に公表されたODR推進検討会の「ADRにおいて成立した和解合意に執行力を付与することの是非についての取りまとめ」では、国内調停についても執行力付与の対象とする方向性が示されている。現在、法制審議会での審議は最終段階にさしかかっており、国内調停も制度の対象とする方向で要綱案が取りまとめられ、立法が実現した場合には、ADR法制定以来の大きな法制面での変革となろう。

第二は、(2)で触れたODRをめぐる動きであり、法務省のODR推進検討会において、主として対面での手続や紙ベースの書面を想定してきた従来の諸規律が既存のADR機関によるオンラインでの手続の活用を不必要に阻害し、あるいはチャットベースなどの新たな手法の活用に対する不合理な障壁となることのないよう、ADR法やその施行規則、ガイドライン等の見直しが検討されており、2022年の早い時期には取りまとめに至ることが予想される。法律等の改正としては部分的なものであり、弁護士法との関係の整理など、なお将来に向けた課題も残されているが、合わせて検討されているODR促進のための施策は、ADR全般の促進策と重なるものもあり、これと相まって日本におけるADRの風景を変える契機となり得るものと思われる。

## 4 日本のADRの将来に向けて

ADRは私的自治に立脚した紛争解決手続であり、具体的にどのような手続を提供するかは、ADR機関や関係者の主体的な創意工夫に委ねられた部分が大きい。以上で述べたような近年の動きは、ADRの多様性やその潜在的な活用可能性の拡大をもたらすものと考えられるが、仮に法制面での整備や利用促進のための施策が講じられたとしても、ADR機関が受動的な姿勢で待っているだけでは、実際の利用増加にはつながらないことは明らかであろう。多様性をその本質とするADRにおいて、一般的に何を目指すべきかを論じることは困難であるが、現状に課題があ

ると考えるとすれば、以上で一端に触れたような周辺環境の変化にも留意しつつ、社会におけるどのようなニーズに応え、役割を果たしていくのかについて、各関係者におけるそれぞれの立場からの主体的な検討が、ますます求められているように思われる。

現在、日本のADRはADR法の制定・施行以来の大きな変革期を迎えておりといつてよいように思われるが、これを好機として、二弁仲裁センターを始めとする多様な取組みが、実り豊かな次なるステージへと踏み出していくことを、一研究者・潜在的利用者として期待し、応援していきたい。

(脱稿2021年11月)

# ADRは制度ではなく、運動である

仙台弁護士会、日弁連ADRセンター委員長 齊藤 瞳男

## ●ADR「総本山」としての二弁

なぞらえれば、第二東京弁護士会（以下「二弁」という。）仲裁センターは、原後山治弁護士を開祖とする民間ADRの「総本山」である。全国の弁護士会が代わる代わる「二弁詣で」を行い、各地に「末寺」を建立し、2001年（二弁仲裁センターの設立から10年を経過した年である。）には日弁連ADR（裁判外紛争解決機関）センターという「大本山」ができた。

原後弁護士は2008年に亡くなられた。そのころから、二弁が担っていた役割のいくつかを、日弁連ADRセンターが担うようになってきた（ように思う）。全国の弁護士会ADRセンターを横断的に組織することや、弁護士会ADRセンターの新たな設置を支援することや、ADRに関する政策や立法等に関与することや、隣接他士業ADR等との渉外事務等がそうである。

けれども、いまもなお二弁は民間ADRの「総本山」であり牽引車である。ADRのパッション、理論化、関係規則と運用の改善、新しいテーマの取り込みなどで二弁は常に先駆者となり、全国の弁護士会ADRセンターを牽引してきた。それだけの人的な層の厚さを感じる。開闢時代の偉人たちにとどまらず、私の印象で言えば、高木桂子弁護士、山崎司平弁護士、中村芳彦弁護士、出井直樹弁護士といった傑人・怪人たちが陸続と現れている。進取の精神とゆるぎない定見が発露するのを、二弁のADR夏季合宿や夏季勉強会で私は幾度となく見た。「総本山」の地位はまだまだ色あせていない。

## ●「末寺」の躍進

「二弁詣で」をした弁護士会が雨後の筈よろしく各

地で弁護士会ADRセンターを立ち上げた。その一つに2006年設立の仙台弁護士会紛争解決支援センターがある。設立当初から年間100件を超す申立事件を受理する躍進を続け、東日本大震災時に果敢に開設した震災ADRによって、弁護士会ADRの存在意義と災害復興における弁護士・弁護士会の役割を世人にアピールした。とてもうれしいことに、高木桂子弁護士は、二弁のADRのスピリットを最も良く承継してくれているのが、愛知県弁護士会（1997年設立。年間200件以上の事件を扱っている。）と仙台弁護士会の2つだ、と評してくれた。

二弁のスピリットとは何だろうか。〈ADRは制度ではなく運動である〉という二弁の大川宏弁護士の言葉に行きつく（と思う）。愛知県弁護士会も仙台弁護士会も「運動」としてADRを推し進めてきた。もともとADRは新しい法文化の創造だった。既成の法風土（とそれに浸りきった弁護士たち）に切り込んで風穴を開けるパッションと創造性が求められる。手前味噌で恐縮だが震災ADRがまさにそうだった。それはmovementの形でないと発現しない。現時点で最も新しく開設した千葉県弁護士会のADRセンターもまた「運動」のスピリットを承継し、仙台弁護士会を追い抜かんと奮戦している。こうした「運動」の芽が、熊本県、長野県、広島、埼玉県等の各弁護士会にもある。

ところが、この間、二弁は、受理事件数で年間100件を下回る低空飛行を続け<sup>1</sup>、夏季合宿の参加者も年々減少している。

## ●「総本山」の課題

「総本山」は堅固である。堅固だから「末寺」の頼りになる。堅固なのはしっかりしたテクノクラートがい

<sup>1</sup> 脱稿後、2020年度に久かたぶりに100件を越え、翌2021年度には200件に達したことを知った。フリーランス・トラブル100番のADRに二弁が果敢に取組んだ成果とみられる。

るからである。しかし、テクノクラートがしっかりとしづぎるとフライングが許されず(ADRの新しい制度や局面を創るのは決まってフライングであり、二弁にはその達人もいるはずだが)、活力を失っていく。二弁の事件数に現れる低迷にはもっとほかの理由があるのかもしれないが、自由奔放な議論に基づく斬新な「運動」が、「制度」によって妨げられているのではないか。「制度」と「運動」の実務が特定の委員に集中し、人材の厚みが発揮できていないのではないか。一度、堅固になりすぎた城塞を解体して、初心に戻ってみたらどうか。わたしは、数年前から二弁に「原後シンポジウム」を開催してほしいと要望してきたが、残念ながら、二弁のみなさんの反応は冷ややかである。開祖から学ぶことや検証すべきことはない、それはもうやりつくした、ということなのだろうか。そもそも「原後思想」はもう時代に合わないのであろうか。

東京には東京の難しさがあるのだろう。三つの会の協調が必要だし、なにせ会員数が多すぎて一般会員へのADRの浸透度が薄く、日本の中央に所在するため最先端の政策・立法問題が押し寄せる(原発ADRや金融ADRがそうである。)等、わたしでも察しがつくことがある。でも、そのために二弁が「タコ壺」化して、保守に汲々するようでは困る。弁護士会ADR全体にとって大きな損失だ。

いつぞやの二弁の夏季合宿で遠藤昭弁護士が言っておられたように、テクノクラートとオルガナイザーのみならずプロパガンダが、革命にもADRにも必要である。そして、「制度」が守られるためには、「運動」によって絶え間なく錆びた制度は壊されなければならないのである<sup>2</sup>。二弁仲裁センターの奮起を願ってやまない。

## ●「末寺」の抱負

二弁に育てていただいた恩を顧みず苦言を呈してしまったが、それは反面「末寺」である自分たちへの自戒でもある。「末寺」はいつまでも「総本山」を頼らずに自分たちが弁護士会ADRのすそ野を新たに開拓していくなければならない。二弁に対するリスクは決して消えることはないが、二弁のような大弁護士会より身動きがより自由な自分たちにできるADRの改革運動があるはずだ。それを簡易・迅速・柔軟に繰り広げ、いつか質・量とも二弁を追い抜いてみせる、そんな思いを胸に、自分たちのADRセンターと二弁仲裁センターを見つめていきたいと思う。

(脱稿2021年9月)

2 分子生物学者の福岡伸一は〈動的平衡〉を生命の本質としてとらえていて、動的平衡のことを「変わらないために変わり続ける」と表現しているが、まさに二弁仲裁センターも「変わらないために変わり続け」ていって欲しいというのがわたしからの切なるメッセージである。

# 原子力損害賠償ADRと二弁仲裁センター

第二東京弁護士会 出井 直樹

2011年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による損害賠償紛争に対応するADR機関として、2011年8月文部科学省原子力損害賠償審査会に「原子力損害賠償紛争解決センター」（以下「原紛センター」）が設置された。福島第一原子力発電所の事故は、その被害の深刻さ、広範囲の住民や事業体の避難に基づく被害、間接被害や風評被害など、多種かつ大量の損害賠償問題を惹起し、これにどのように対応するかが早くから議論になっていた。日本弁護士連合会（日弁連）は、2011年5月頃からこの問題への対応を内部で検討を進めるとともに、政府各方面に働きかけていた。

筆者は、2009年4月から2011年3月末まで二弁仲裁センター運営委員長を務めており、また2011年4月からは第二東京弁護士会の副会長として、執行部の一員として震災復興対応にあたったが、それと並行して、原子力損害賠償対応についての日弁連における検討、政府への働きかけにも参加した。

原紛センターの構想にあたっては、国際的大規模不法行為損害賠償ADRの経験のある鈴木五十三弁護士から貴重なアイディアをいただいた。また文部科学省、法務省、最高裁からも協力をいただいて、日弁連が主導する形で検討が進められ、事故から4か月あまりたった8月末に設置にこぎつけた。筆者は、弁護士会ADR実務経験者として、原紛センターの事務局である和解仲介室次長として原紛センターに入ることとなり、約3年間事務局で事務を執った。また、仲介委員としても現在に至るまで案件解決に当たっている。

原紛センターの仕組み、特色、活動については、既にさまざまところで私を含む多くの方々が書いたり話したりしているので、本稿ではごく簡単に紹介するにとどめる。一定の範囲の紛争のみを扱う行政

ADRであること、多種・大量の紛争を扱うこと、社会的には一個の事故に起因する紛争であるためある程度の共通の基準が必要とされたこと、などである。原紛センターは、設置から現在（2021年8月）まで26,000件以上の申立て案件を和解解決に導いている。組織面では、原紛センターの和解仲介実務を現実に中心的に担ったのは、弁護士であることが重要だ。和解仲介にあたる仲介委員は全員弁護士でありし、事務局である和解仲介室で事件ごとに仲介委員を補佐する調査官もほとんどは弁護士である。時期によって変動はあるが、多い時には仲介委員2百数十名、調査官2百余名余を数えた。仲介委員には、東京三弁護士会を中心に中堅以上の弁護士の方に就任いただいたが、その給源の中心は、実際にあっせん人として和解あっせん実務を経験してきた二弁仲裁センターはじめ東京三弁護士会の仲裁人・あっせん人候補者の方々であった。

このように、原紛センターの実働は二弁仲裁センターをはじめとする弁護士会ADRの担い手である弁護士が支えていたが、手続の運営は弁護士会ADRのそれとはかなり異質のものであったように思う。弁護士会ADRは、特に二弁仲裁センターは、良くも悪くも自由、柔軟であった。手続的なフライング（規則にないのにやってしまう）も多々あり、しかしそれを追認し取り込む形で実務が発展していった。弁護士会理事者や運営委員会が個々の和解あっせん手続の内容に介入することはなかった。手続のやり方や解決内容は案件によりまたあっせん人によりさまざまであり、当事者の言い分をじっくり聞いて当事者間の交渉に重点を置くやり方（自主交渉援助型）もあれば、あっせん人が一定の法的評価に基づいて和解案を出すというやり方（評価型）もあり、その幅は広かった。

これに対して原紛センターの和解仲介は、大量の

案件に対応しなければならないため、迅速処理が求められ、いきおい当事者の話をじっくり聞くというより、早期に和解案(損害賠償額の提案)を出すことが求められた。評価型の極致とも言えた。ある程度の基準の統一性が求められたため、仲介委員は独立と言ひながら、調査官を通じた和解仲介室の助言の名の下の介入と受け止められることも多々あった。また、いったん和解案を出した後基本的にそれは変えないという固い姿勢(主として賠償義務者である東京電力にあまり交渉の余地を与えないためであった)など手続は概して硬直的であった。仲介委員の手続運営面における自由度も相対的に低く感じられたであろう。

仲介委員となられた方は戸惑いと違和感を覚えたかもしれない。和解仲介室次長を務めている間、何人かの方から、弁護士会で積み上げてきたADRはこんなものではない、原紛センターのADRが弁護士会ADRに悪影響を及ぼすのではないか、等の趣旨の厳しいご意見もいただいた。健全なご批判であると思う。逆にこのような批判的な議論が起きないことの方

が心配である。

原紛センターの活動が弁護士会ADRに、あるいはADR全体に、どのような影響を及ぼしたかについては、さまざまな評価があろう。しかし、それでも弁護士会ADRの実績がなければ、原紛センターの構想自体ありえなかったということだけは言える。弁護士が一方当事者の相談者、代理人という役割ではなく、相対立する当事者の間に座って和解を仲介する、あるいは仲裁人として裁く、という営みを始めたのが1990年であり、そこから約20年の試行錯誤と実績の積み重ねがあった。それがあってこそ、原紛センターという危機への対処が可能となったのである。このことは、改めて特筆しておきたい。

二弁仲裁センターも(従って弁護士会ADR全体も)昨年30周年を迎えたが、原紛センターも本年(2021年)設置から10年を迎えた。二弁仲裁センターの実践、弁護士会ADRの実践が、弁護士会外に及ぼした一つの例として紹介した。

(脱稿2021年8月)

# 内側から見た二弁仲裁センターとADRの30年

第二東京弁護士会 中村 芳彦

## 1. 制度創設期

1990年の二弁仲裁センターのスタート時点では、①弁護士が受任しづらい少額事件の救済、②仲裁制度の活性化、③裁判所との競争的共存、④相談から仲裁へ、といった制度理念を掲げて、著名な元裁判官や学者の先生にも仲裁人になって頂いた(スター仲裁)。

このような当初の理念は、少額裁判所の設置や中立調整型業務の展開という弁護士業務全般のあり方への問題提起等を生み出した。しかし、反面で「制度設営者との想い」に捉われてしまうところもあった。例えば、現実には、紛争発生後の仲裁合意は難しく、相談から仲裁へという流れも、相談担当弁護士の制度理解を得ることの難しさという課題に直面した。

そのような中で、①利用者主権、②社会的実験主義、③反省的実践という、試行錯誤を繰り返しながらどのような方向性を探るか、原後山治先生を中心に、ベテランも若手も区別なく箱根の夏期合宿等で自由闊達に議論ができる場が仲裁センターであった。

その結果、ADRの活動も次第に各地の弁護士会に広がっていった。自らも、増員時にあっせん人になり、要件事実的思考の限界を知り、カウンセリング・スクールに通った。また、岡山・名古屋のセンターの創設時に立ち会い、阪神大震災の災害ADRの展開にも多少関わった。

## 2. ADR法の成立

30年の流れの中で、最初の大きな節目は、司法制度改革の一環としてADRの拡充・活性化が説かれ、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の成立(2004年12月)へと至る過程での議論であろう。

この法律によって、弁護士以外の他の士業団体や

その他の多くの機関が法務大臣の認証を得てADR機関を創設した。

しかし、当時、ADR検討会に、日弁連のバックアップチームの一員として参加させて頂くうち、認証要件を課し、法的効果や法的規律を設けることで、利用が促進されるのかには懐疑的な印象を持たざるを得なかった。

確かにADRが各方面に広がっていくことは大きな意味がある。しかし、法的規律の下で似たような運用を求められることは、ADRに本来期待された趣旨に合致するのだろうかと。

この時、二弁は、弁護士自治との関係も踏まえて、法務大臣の認証を受けないことになった。

## 3. 専門型ADRの拡充

その後のもうひとつの重要なADRの動きとして、専門型ADRの拡充が挙げられよう。筆者自身が創設から関わったのは東京三会の医療ADR(2007年9月)である。医療側・患者側の弁護士と協議して、仲裁センターの中に医療ADRを立ち上げることになった。自らも、三人合議制の事件を多く担当させて頂き、患者や遺族の葛藤と医療者の専門性の狭間で、様々な現実を突き付けられた。そして、金融ADRや国際家事ADR等も立ち上がっていく。

医療ADRは、一般民事の事件の申立件数が減少していく中で、当事者のニーズにも合致し、むしろ利用が増大していくことになった。

こうした局面では、ADRにおける①効率性ニーズ、②専門性ニーズ、③日常性ニーズの3者の関係をどのように考えるかが大きな課題となる。特に②と③の関係調整の工夫が求められる。

高度な専門性は、当事者の日常性からは理解しにくいものであり、専門性自体も専門家によってその内

容は異なることも多い。そうした中であっせん人の立ち位置が問われていく。

#### 4. ODRの活性化、和解合意の執行力付与—司法制度改革の第2波？

現在、司法制度改革の第2波ともいるべき問題がADRにも押し寄せている。すなわち、ODR(Online Dispute Resolution)の活性化や認証ADRでの和解合意への執行力付与の問題である。

確かにADRを、より使いやすいものとすべく、制度や手続を効率化し、他面で実効的なものとしていくことは、利用者の便宜につながることも多い。

反面で、本人関与事案の多いADRでは、いつの間にか制度利用者の日常の意識から乖離してしまうことがないかが十分に検証されるべきであろう。

ADRは、事件・当事者・ニーズなどの面で、様々な多様性に支えられている。きめの細かい対応を図りながら、必要に応じて、他の紛争処理手続との連携や役割分担の中で、そのあり方を見定めることが求められる。常に利用者自身は、何を求め、どう考

えているか、どう応えられているかが問われていく。

#### 5. これからのADRの方向性を見据えて

ADRが様々な形で多面的に拡大・拡充していくことは望ましいことである。特に弁護士会ADRには、こうした多様なニーズに応えていく役割が期待されよう。

しかし、専門性に特化し過ぎたり、反対に異なった問題を含む様々なケースを同じような手続で規律することには限界がある。これまで培ってきた民間型ADRならではの工夫や良さを否定するものであってはならないであろう。あくまで個々の当事者の日常性を基準としたオーダーメードな手續が求められる。

その意味で、先に述べた弁護士会ADR創設時の①利用者主権、②社会的実験主義、③反省的実践といった視点で、自らのあり方を問い合わせていくことによって、硬直化を防いでいく必要がある。司法制度の最前線にありながら、常にしなやかでしたたかな存在として自らを描き続けていく。そんなこれからの二弁仲裁センターであり続けて欲しい。

(脱稿2021年8月)

# 法律家のフィルター

第二東京弁護士会 山崎 司平

## 1 約40年前に…

「君も弁護士なんだから、法律家のフィルターを通して和解案を持ってきなさいっ！」

私は弁護士になって2年目の終わり頃、東京地方裁判所の通常部で金銭支払請求事件の被告代理人に就いていた。和解の協議が進んでいて、支払側である私が和解案を提示する宿題を貰っていた。依頼者である被告の代表者と協議した際には、彼は極めて無理筋な案しか承諾しなかった。「社長、ダメですよ」と、私は依頼者を説得しようとした。40代であったと記憶しているが、叩き上げてきた中小企業の代表者は、「いいから私の意見を裁判所に伝えて下さい」等と言い、30歳前の若い弁護士である私を押し切った。

私は、不本意ながら、依頼者が承諾している和解案を裁判官に告げた。申し訳ないことに年頃も、姿形も、お名前も記憶していないが、総括判事は厳しく冒頭の発言をされて、私に再考してくるよう、指導された。結局、筋の通った和解案を依頼者が承諾して、この事件は和解が成立して終了した。

私は、弁護士法の定める「社会正義を実現する」弁護士の使命を考えるとともに、「社会正義」の中身を考え続けた。以来、約40年間、私は「依頼者の言いなりにならない弁護士」として法律業務を遂行してきた。

## 2 ADRの法源は

二弁では、平成2年3月15日に仲裁センターを発足させた後、遅くない時期から仲裁実務研究会を開いてきた。初期のテーマで「ADRの法源」が取り上げられたことがある。二弁仲裁センターの生みの親でADRに関与している全国の弁護士から「仲裁の父」と尊敬されている原後山治（はらご・さんじ）先生や、名古屋高裁長官等を歴任された坂井芳雄先生は、殆

ど即座に「善と衡平である」と告げられた。これも申し訳ないことに、先生方が説明された論理は記憶に無いが、別の機会で高齢の兄弟姉妹間の解決事例が研究された際に、坂井先生であったと思うが、「善と衡平」に従うからこそ自由で妥当な解決に至る、等と嬉しそうに説明されていたことは記憶している。

私は、両巨頭の前では黙してきたが、若い時期に冒頭の経験をしているので、法律や判例・通説に従う解決が妥当であると密かに考え続け、かつ実践してきた。約30年間に亘る二弁ADRでの私の解決案は、いわゆる通説や判例から導かれる結論を基礎としてきた。また、最高裁判例が出ていない時期に、不法残留外国人の労働災害の案件を担当した際も、3人の合議体で出した私たちの結論は、この数年後に最高裁小法廷が出した判例と同じ考え方であった。

## 3 東京労働局の紛争調整委員として

原後先生の言われた「仲裁は楽しい」と坂井先生が語られた「善と衡平」は、私にとって解決するべき永遠のテーマであり、私はずっと考え続けてきた。

「仲裁は楽しい」という原後先生から頂いたテーマは、私が原後先生の年代に近づいた頃に私の答えが出たので、「二弁Frontier」に書かせて貰った。

私は、平成23年10月から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく東京労働局の紛争調整委員を担当してきた。この委員になって9年と6ヶ月が経った頃、労働者が5~6年前の残業代を請求する案件を配点された。労働債権の時効法制が変動している時期ではあるが、消滅時効の完成を考えざるを得ない案件である。他方、事業主は20名程しかいない社員のほとんどを「名ばかり管理職」に任命する、労働法の精神をせん脱することをしていた。

坂井先生は、郷里が同じであり私の母と同じ年だ

ったので敬愛していたが、「山崎君。ADRは善と衡平だよ。」坂井先生のお声を聞いた気がした。私は、法律家としての山崎司平の全存在をフィルターとして紛争の調整に臨んで、事業主が一定額の解決金を支払うという合意の成立に導いた。気がつけば、私は坂井先生が「善と衡平」を説いておられた年頃に達していた。

#### 4 みんな、悩んで大きくな～れ

現在の二弁は、若い会員が実務の主要な部分を担ってくれている。とても良いことである。彼らが先輩

の論考や規則集を読み込んでいるようであるのも、私には真似が出来ない。これから二弁ADRや日弁連を牽引してくれるであろう若い会員に望みたいことがある。それは、所与の制度を鵜呑みにせずに、考え続け、悩み続けて欲しいということである。規則や細則も、妥当性を吟味し続けて、自らが納得できるADRを運営していって欲しい。必要であるならば、規則等を修正・改変することを恐れないで欲しい。

ADRよ永遠あれ！

(脱稿2021年8月)

## 4 仲裁人候補者、補助者候補者 名簿



## 仲裁人候補者一覧（一般）

修習期	登録番号	氏名
21	11341	杉井 静子
22	11848	清水 洋二
22	11870	小山 稔
23	12626	遠藤 昭
23	43954	門口 正人
24	12930	高木 佳子
24	55416	田中 壮太
24	56988	富越 和厚
25	13556	竹之下 義弘
27	14696	鈴木 五十三
28	15156	若柳 善朗
29	52185	齋藤 隆
30	16095	井口 多喜男
30	16100	津川 哲郎
30	16108	黒田 純吉
30	16116	中村 芳彦
30	16123	高松 薫
31	16495	山崎 司平
31	16510	橋本 副孝
32	16975	鈴木 健司
32	16990	長谷 一雄
32	16991	柏木 秀一
33	17376	鈴木 純
33	17387	栗宇 一樹
33	17392	大塚 一郎
34	17946	伊藤 嘉健
34	17947	青木 信昭
35	19031	池田 綾子
36	16084	山崎 順一
36	19001	渡邊 敏
36	19004	井上 省三
36	19020	小林 克信
36	19021	伊達 俊二
37	19426	奥野 滋
38	19858	鈴木 雅芳
39	20309	青山 正喜
39	20334	松本 直樹
39	21834	稻垣 隆一
39	23273	石井 誠一郎
40	20618	岡田 理樹
40	20627	出井 直樹
40	20629	山田 敏章
40	20635	志知 俊秀
41	21211	竹内 淳
41	21212	白土 麻子
41	21222	権田 光洋

修習期	登録番号	氏名
41	29324	若林 弘樹
42	21761	牛嶋 龍之介
43	22255	渡辺 直樹
43	22263	鯉沼 希朱
43	22266	藤本 欣伸
43	22322	宮川 博史（一弁）
44	22729	松田 啓
45	23114	小倉 京子
45	23154	三森 仁
45	23157	本山 信二郎
46	23640	大村 扶美枝
47	24194	高井 章光
47	24206	日下部 真治
48	24616	一瀬 晴雄
48	24620	中野 剛史
48	24636	井奈波 朋子
48	24640	相澤 愛
49	25297	槇枝 聖子
49	25349	市川 祐生
49	25363	蓑毛 誠子
50	25904	遠西 昭
50	25930	工藤 英知
50	25935	橋本 浩史
51	26888	菅野 光明
51	26921	渥美 央二郎
51	26941	太田 大三
52	27581	高橋 邦明
52	27586	小笠 勝章
52	27628	山本 晋平
52	27652	九石 拓也
52	27661	中山 雄太郎
53	27983	鈴木 英之
54	28771	中山 泰章
54	29022	楠 慶
54	29393	荒井 史男（一弁）
55	29738	堀 招子
55	29808	青代 深雪
55	29813	島 幸明
55	29856	中村 仁志
55	29862	柳楽 晃秀
55	29879	志摩 美聰
55	50064	宮武 雅子
56	30412	田中 東陽
56	30419	竹内 章子
56	30441	坂井 雄介
56	30462	薮田 礼子

修習期	登録番号	氏名
56	31199	澤田 繁夫
57	31874	牧田 潤一朗
57	31898	吉岡 祥子
57	31971	黒田 貴和
57	31987	大杉 真
58	32847	若松 亮
58	33000	田中 芳美
58	33024	小野寺 朝可
58	33055	西脇 英司
59	34193	三ヶ尻 一郎
59	34262	李 桂香
59	34271	永 滋康
59	34274	今井 多恵子
59	34309	落合 孝文
59	41892	田中 一洋
60	36054	三島 慶太郎
60	36081	伊藤 綾乃
60	37076	遠山 秀
60	37083	齋藤 成俊
61	37894	田中 大介
61	38812	森田 優子
61	50219	金澤 嘉明
62	39897	室谷 和宏
62	39991	宮野 浩臣
62	40132	仲野 千恵子
62	40806	山中 大輔
62	41207	山田 康成
62	41302	農端 康輔
63	42083	上田 雅大
	22832	新堂 幸司
	59951	太田 勝造
	建築士	板谷 光男
	大学教授	入江 秀晃
	建築士	尾崎 英二
	建築士	掛川 勝弘
	その他	菊谷 秀子
	建築士	小島 孝豊
	建築士	後関 和之
	建築士	齋藤 孝彦
	建築士	平林 智徳
	建築士	米田 耕司

※2022年10月現在

# 医療ADR仲裁人候補者一覧

## 医療機関側仲裁人候補者

修習期	登録番号	氏名	所属会
32	17029	秋葉 信幸	二弁
55	29860	伊東 亜矢子	二弁
37	23855	加々美 光子	一弁
60	36605	梶 英一郎	一弁
55	30175	菊池 不佐男	一弁
43	22258	木崎 孝	二弁
40	20560	木ノ元 直樹	一弁
46	23639	児玉 安司	二弁
47	23994	小西 貞行	一弁
26	14325	高芝 利仁	東弁
53	28188	棚瀬 慎治	一弁
37	19245	西内 岳	一弁
54	28932	野原 卓夫	東弁
48	24604	平沼 直人	一弁
51	26904	蒔田 覚	二弁
60	37165	松石 和也	二弁
52	27605	水沼 太郎	二弁
28	15371	南出 行生	東弁
39	20226	宮澤 潤	東弁
43	22184	森山 満	二弁
45	23206	横山 真司	東弁
55	30004	渡辺 直大	東弁

## 患者側仲裁人候補者

修習期	登録番号	氏名	所属会
46	23500	五十嵐 裕美	東弁
37	19344	石川 順子	東弁
60	37005	石黒 麻利子	二弁
44	22626	大森 夏織	東弁
44	22682	上拾石 哲郎	一弁
54	28792	木下 正一郎	東弁
54	29155	後藤 真紀子	東弁
57	29553	三枝 恵眞	東弁
28	15335	鈴木 利廣	東弁
30	16282	関 智文	東弁
43	22231	中山 ひとみ	二弁
39	20233	羽賀 千栄子	東弁
43	22136	福地 直樹	東弁
30	16269	藤田 謹也	東弁
49	25337	藤田 尚子	二弁
53	28204	細川 大輔	一弁
48	24782	松井 菜採	東弁
29	15657	安原 幸彦	二弁
41	21119	山崎 和代	東弁
30	16304	山㟢 進	東弁
31	16680	弓仲 忠昭	一弁

## 医療事故紛争担当仲裁人候補者

修習期	登録番号	氏名	所属会
22	11848	清水 洋二	二弁
24	12930	高木 佳子	二弁
25	13556	竹之下 義弘	二弁
30	16095	井口 多喜男	二弁
30	16116	中村 芳彦	二弁
31	16495	山崎 司平	二弁
32	16991	柏木 秀一	二弁
39	21834	稻垣 隆一	二弁
	22832	新堂 幸司	二弁
37	19426	奥野 滋	二弁
45	23114	小倉 京子	二弁
43	22263	鯉沼 希朱	二弁
41	21222	権田 光洋	二弁
41	21212	白土 麻子	二弁
38	19858	鈴木 雅芳	二弁
24	55416	田中 壮太	二弁
48	24620	中野 剛史	二弁
44	22729	松田 啓	二弁
45	23157	本山 信二郎	二弁

※ 2022年10月現在

# 金融ADR仲裁人候補者一覧

## 金融機関側仲裁人（あっせん人）候補者

修習期	登録番号	氏名	所属会
35	18431	明石 一秀	東弁
36	19031	池田 綾子	二弁
42	21659	石本 哲敏	東弁
39	20201	市川 静代	東弁
53	28101	一場 和之	一弁
40	20627	出井 直樹	二弁
42	21517	井上 聰	一弁
42	21761	牛嶋 龍之介	二弁
26	14097	内田 実	一弁
53	35102	岡本 高太郎	二弁
59	34309	落合 孝文	二弁
32	16991	柏木 秀一	二弁
32	17109	片岡 義広	東弁
40	20624	金丸 和弘	二弁
62	41028	河合 健	東弁
41	21020	河井 聰	一弁
34	17940	河村 明雄	二弁
47	24206	日下部 真治	二弁
49	25589	児島 幸良	東弁
38	19682	後藤 出	一弁
44	22578	斎藤 輝夫	東弁
53	28199	佐川 聰洋	一弁
31	48009	佐々木 善三	東弁
36	31363	佐藤 安信	東弁
38	19858	鈴木 雅芳	二弁
49	25486	高橋 秀一	東弁
30	16123	高松 薫	二弁
47	35068	高山 崇彦	一弁
59	34459	田中 和恵	東弁
38	19664	手塚 裕之	一弁
24	13132	永石 一郎	東弁
44	22646	中川 秀宣	一弁
50	26043	新家 寛	二弁
57	32403	比護 正史	二弁
48	24604	平沼 直人	一弁
42	21514	増田 英次	一弁
40	20638	増田 健一	二弁
42	21650	松井 秀樹	東弁
50	26116	深山 徹	東弁
37	23109	桃谷 恵	東弁
55	30113	森 大樹	一弁
47	32503	森 優洋	一弁
38	19856	森下 国彦	二弁
46	23607	矢嶋 雅子	一弁
48	24594	山内 貴博	一弁
41	29324	若林 弘樹	二弁
31	16664	渡部 晃	一弁

## 顧客側仲裁人（あっせん人）候補者

修習期	登録番号	氏名	所属会
36	19006	青木 秀樹	二弁
31	16500	赤尾 時子	二弁
25	13626	安彦 和子	一弁
42	21641	飯田 修	東弁
51	26574	五十嵐 康之	一弁
30	16095	井口 多喜男	二弁
	27744	上原 由起夫	一弁
46	23533	大迫 恵美子	東弁
30	16090	笠井 收	二弁
34	17942	菊島 敏子	二弁
35	18583	栗原 浩	一弁
34	18124	小林 政秀	東弁
44	22740	坂 勇一郎	二弁
32	16992	桜井 健夫	二弁
47	24139	佐々川 直幸	東弁
31	16756	佐々木 幸孝	東弁
48	24977	佐藤 淳	二弁
54	29239	渋谷 和洋	一弁
57	31844	白井 晶子	二弁
35	18412	末吉 宜子	東弁
35	18585	鈴木 喜久子	一弁
52	27507	鈴木 麗加	東弁
37	19303	瀬戸 和宏	東弁
54	28909	高木 篤夫	東弁
42	21745	高木 一嘉	二弁
22	11841	田中 清治	二弁
38	19679	田中 博文	一弁
32	17690	田中 富美子	一弁
46	23205	谷合 周三	東弁
36	18911	千葉 肇	東弁
41	21039	塚田 裕二	一弁
49	25522	付岡 透	東弁
28	15295	仲居 康雄	一弁
45	23231	中城 剛志	二弁
45	23125	中野 和子	二弁
49	25484	中村 昌典	東弁
51	26571	野田 幸裕	一弁
53	27951	野村 修一	二弁
51	26642	洞澤 美佳	二弁
56	31015	松田 研一	一弁
52	27540	松本 佐弥香	一弁
41	21037	丸山 裕司	一弁
61	38776	宮内 宏	二弁
45	23207	宮城 朗	東弁
53	28136	森 哲也	一弁
37	19292	横塚 章	東弁
23	13996	吉森 照夫	一弁

※ 2022年10月現在

## 国際家事ADR仲裁人 候補者一覧

修習期	登録番号	氏名	所属会
27	14696	鈴木 五十三	二弁
36	19031	池田 綾子	二弁
42	21676	大谷 美紀子	東弁
40	20627	出井 直樹	二弁
49	25363	蓑毛 誠子	二弁
23	43954	門口 正人	二弁
外弁	404	福田 恵之	二弁
34	18094	水野 多栄子	東弁
49	25349	市川 祐生	二弁
57	32164	白木 麗弥	一弁
52	27336	小池 美和	東弁
52	27335	本島 佳代子	東弁
45	23114	小倉 京子	二弁
58	33476	水内 麻起子	さいたま

## 仲裁人補助者 候補者一覧

修習期	登録番号	氏名
53	28037	中村 慎二
59	34250	東 麗子
60	37183	浜辺 美佳子
61	37865	藤田 友人
61	37882	成田 周平
61	37886	尾形 繭子
61	37940	木村 康紀
61	38831	佐藤 穂貴
62	41336	飯田 研吾
62	41395	宮山 春城
63	42076	高原 崇仁
63	42907	島村 洋介
63	43275	岩田 浩
63	43293	三澤 正大
63	43331	五十嵐 實保子
63	43773	和久田 玲子
64	44546	高橋 郁子
64	45263	高橋 涼子
64	45361	荒井 祐人
64	45621	小林 聰之
64	49876	塚越 邦広
65	46524	小林 美和
65	47253	山本 高興
65	47294	川野 智弘
65	47418	三浦 友裕
65	47752	中島 圭太
65	47863	村上 裕行
65	47991	益谷 元也
66	48920	高橋 俊太郎
66	49031	宇賀神 崇
66	49826	奥野 麻貴
67	51287	高 将太朗
67	51344	阿南 賢人
67	51944	平賀 啓
68	52806	有馬 佑紀
68	53452	今西 陽子
69	55283	鈴木 謙太
69	55342	今井 悠生
70	58577	是枝 大夢
71	57529	國本 大貴
72	59775	小嶋 高志
72	61495	中澤 直樹
73	50880	井村 光毅
73	60793	金子 祥子

※2022年10月現在

## 5 卷末資料



# 年度別申立事件終局状況一覧

1 申立（新受件数）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R01
申立件数	94	92	85	85	83	78	88	62	76	86
①不受理	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②受理	93	92	85	85	83	78	88	62	76	86

2 受理事件	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R01
(1) 話し合いのテーブルにつかなかったケース										
①不応諾取下（～H24）※1	31	33	19							
②取下（～H24）	1	0	0							
③却下（～H24）	0	0	1							
①不応諾・応諾前の取下（H25～）				26	24	25	25	20	16	21
②打切り・終了（H25～）				0	0	1	0	1	4	0
不応諾件数合計	32	33	20	26	24	26	25	21	20	21
(2) 回答待ち	3	0	13	1	2	0	10	0	8	4
(3) 話し合いのテーブルについたケース										
①応諾後取下（～H24）	7	8	4							
①応諾後の取下・離脱（H25～）				6	5	8	4	1	6	4
②不成立／あっせん人・仲裁人による終了※2	6	12	5	11	6	13	14	7	5	5
③進行中	23	20	13	15	26	13	20	9	19	34
④解決（新受）	22	19	30	26	20	18	15	24	18	18
応諾件数合計	58	59	52	58	57	52	53	41	48	61

※1 H24は「不成立」と記載されている。

※2 H24以前は「応諾後却下」の項目

3 応諾率（新受事件）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R01
	64.4%	64.1%	72.2%	69.0%	70.4%	66.7%	67.9%	66.1%	70.6%	74.4%

4 解決事件（旧受事件及び新受事件）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R01
①旧受事件	12	14	14	9	14	18	8	7	12	9
②新受事件	22	19	30	26	20	18	15	24	18	18
解決事件合計	34	33	44	35	34	36	23	31	30	27

5 解決形式（旧受事件及び新受事件）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R01
①和解（件数）	30	33	44	34	34	36	22	30	30	27
①和解（割合）	88.2%	100.0%	100.0%	97.1%	100.0%	100.0%	95.7%	96.8%	100.0%	100.0%
②和解→仲裁判断（件数）	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0
②和解→仲裁判断（割合）	5.9%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	4.3%	3.2%	0.0%	0.0%
③仲裁判断（件数）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③仲裁判断（割合）	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6 解決率（新受事件）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R01
①受理事件対比解決率※1	24.4%	20.7%	41.7%	31.0%	24.7%	27.7%	25.9%	45.3%	36.7%	37.5%
②応諾事件対比解決率	62.9%	48.7%	76.9%	60.5%	64.5%	46.2%	45.5%	75.0%	62.1%	66.7%

※1 申立受理件数から回答待ち件数及び進行中件数を減じた数で除したもの（H26年度までは、「回答待ち件数」のみを減じていたが、H27年度以降「進行中件数」も減じた。）。

※日弁連仲裁ADR統計年報の各年度版から作成

# 夏季勉強会一覧（平成22年～）

## 【2010年(平成22年)度：第20回】

日 時 平成22年7月17日（土）

場 所 弁護士会館1003会議室

テーマ 第1部 「相談から和解あっせん・仲裁へ」

司会：坂井 雄介、渥美 央二郎

①報告者：厚生労働省東京労働局 藤本 由紀夫

②報告者：独立行政法人国民生活センター 事務局長 田口 義明、枝垂 歩夢

③報告者：社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

青山 理恵子

第2部 各会報告

## 【2011年(平成23年)度：第21回】

日 時 平成23年7月16日（土）

場 所 弁護士会館1003会議室

テーマ 第1部「弁護士会金融ADRの現状と課題」

- ・ 東京三弁護士会における弁護士会金融ADRの現状と課題（報告者：河井 聰（第一東京弁護士会））
- ・ 各単位会における弁護士会金融ADRの現状と課題（アンケート結果の発表）（報告者：室谷和宏）
- ・ 指定紛争解決機関における現状と課題（報告者：荒木 敏朗（証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C））、阿部 耕一（全国銀行協会））

第2部「各会報告」

## 【2012年(平成24年)度：第22回】

日 時 平成24年7月14日（土）

場 所 弁護士会館301会議室

テーマ 第1部「震災ADR～大震災に備えた制度の構築～」

- ・ 罹災都市臨時示談斡旋仲裁センター（阪神大震災）に関する報告（報告者：竹本昌弘（兵庫県弁護士会））
- ・ 仙台弁護士会紛争解決支援センター（東日本大震災）に関する報告（報告者：阿部弘樹（仙台弁護士会））

第2部「各会報告」

## 【2013年(平成25年)度：第23回】

日 時 平成25年7月20日（土）～21日（日）

場 所 熱海後楽園ホテル（静岡県熱海市）

テーマ（7月20日）

第1部「紛争当事者の納得する解決を導くために～調停技法の習得～」

講師 早稲田大学大学院法務研究科 和田仁孝 教授

(7月21日)

第2部「弁護士会ADRに何ができるか」

- ・基調報告（報告者：伊達俊二（第二東京弁護士会））
- ・事例報告
  - 1 仙台弁護士会
  - 2 愛知県弁護士会
  - 3 公益社団法人総合紛争解決センター
  - 4 岡山弁護士会

第3部「各会報告」

**[2014年(平成26年)度: 第24回]**

日 時 平成26年7月19日（土）

場 所 弁護士会館1003会議室

テーマ 第1部「手続相談及び苦情相談から見るADRの在り方」

- ・「手続相談に関する報告」（報告者：西岡 環）  
ディスカッション
- ・「苦情相談に関する報告」（報告者：室谷 和宏）  
ディスカッション

第2部「各会報告」

**[2015年(平成27年)度: 第25回]**

日 時 平成27年7月4日（土）～5日（日）

場 所 ホテルニューアカオ（静岡県熱海市）

テーマ （7月4日）

第1部「対話型調停技法を考える」

講師 入江秀晃九州大学大学院法学研究院准教授（当時）

（7月5日）

第2部「行政とADR」

- ・事例報告
  - 1 岡山弁護士会（報告者：菅真彦）
  - 2 公益社団法人総合紛争解決センター（報告者：小林宏昌）
  - 3 愛知県弁護士会（報告者：増田卓司）
  - 4 仙台弁護士会（報告者：宮部剛）

第3部「各会報告」

**[2016年(平成28年)度: 第26回]**

日 時 平成28年8月6日（土）

場 所 弁護士会館1006会議室

テーマ 1 あっせん人の役割と倫理

- ・基調報告「あっせん人の役割と倫理」（報告者：出井直樹）
- ・アンケートの結果報告（報告者：坂井雄介）
- ・アンケートを踏まえた議論

## 2 各会報告

### 【2017年(平成29年)度:第27回】

日 時 平成29年7月29日(土)～30日(日)

場 所 热海の癒 新かどや(静岡県热海市)

テーマ (7月29日)

第1部「これまでのADR、これからのADR」

- ・基調講演(報告者:山崎司平)
- ・パネルディスカッション(パネリスト:山崎司平、齐藤睦男、太田勝造、農端康輔)

(7月30日)

第2部「これまでのADR、これからのADR」(続き)

- ・基調講演(報告者:東京大学大学院法学・政治学研究科(当時)太田勝造教授、九州大学大学院法学研究院入江秀晃准教授(当時))
- ・パネルディスカッション(パネリスト:山崎司平、齐藤睦男、太田勝造、入江秀晃、農端康輔)

第3部「各会報告」

### 【2018年(平成30年)度:第28回】

日 時 平成30年7月21日(土)

場 所 弁護士会館1003会議室

テーマ 第1部「改めて弁護士会ADRの有用性とは何か～裁判所調停との比較」

- ・基調講演「調停の利活用に関する東京簡易裁判所の取組み」(報告者:近藤壽邦(東京地裁(当時))、羽成守(東弁)、宇田川博史(一弁))
- ・「二弁仲裁センターの取組みと現状」報告(報告者:農端康輔)
- ・パネルディスカッション(パネリスト:山崎司平、楳枝聖子、小倉京子、蓑毛誠子)

第2部「各会報告」

### 【2019年度:第29回】

日 時 2019年(令和元年)10月19日(土)～20日(日)

場 所 大月ホテル和風館(静岡県热海市)

テーマ (10月19日)

第1部「弁護士会ADRとODR」

- ・基調講演

1 ODRとは(報告者:早川吉尚(立教大学教授・弁護士)、渡邊真由(Weinstein International Foundation シニアフェロー(当時)))

2 ODRのシステムについて(報告者:三澤透(ミドルマン株式会社代表取締役))

3 弁護士会ADRにODRを導入することの意義(報告者:坂井雄介)

第2部「シンポジウム」(シンポジスト:早川吉尚、渡邊真由、三澤透)

(10月20日)

第2部「シンポジウム」(続き)(シンポジスト:早川吉尚、三澤透)

第3部「各会報告」

# 仲裁実務研究会一覧（平成22年～）

実施日	報告者 ※弁護士ではない場合はその肩書き (建築士等)	内容（事件名）
<b>平成22年度（2010年度）</b>		
H22.5.19	蕪山 嶽 (横浜（現：神奈川県）弁護士会) 藤田 耕三（第一東京弁護士会）	車輌の不具合に関する和解あっせん事件 賠償額確定請求事件
H22.9.15	高谷 進 本山 信二郎	遺産分割和解あっせん事件 親族間の和解のための申立事件
H22.9.21	河井 聰（第一東京弁護士会）	<三会仲裁実務研究会> 第一東京弁護士会 「金融ADR制度発足に伴う仲裁実務上の留意点」
H22.11.17	新村 正人 橋本 副孝 竹之下 義弘 池津 学（補助者） 高松 薫	先行手配に関する和解あっせん事件 売買契約に関する和解あっせん申立事件
H22.12.22	永倉 嘉行（第一東京弁護士会） 斎藤 孝彦（建築士） 黒田 純吉 山中 誠一郎（建築士）	住宅施工ミスについての設計監理料減額請求和解あっせん事件 雨漏り等に関する和解あっせん申立事件
H23.1.19	蓑毛 誠子 奥野 滋	損害賠償請求和解あっせん事件 通路の使用に関する和解あっせん事件
<b>平成23年度（2011年度）</b>		
H23.5.18	大嶋 芳樹 米田 耕司（建築士） 本山 信二郎	日照権に関する和解あっせん事件 ヘルパー事故に関する和解あっせん事件
H23.6.13	大森 夏織（東京弁護士会） 秋葉 信幸	<三会仲裁実務研究会> 東京弁護士会 「東京三会医療ADRの手続について」
H23.7.20	佐藤 彰一 中野 剛史	婚約解消に伴う損害金の折半を求める和解あっせん事件 建物明渡請求和解あっせん事件
H23.9.14	渡邊 敏 桑野 雄一郎	ショッピングセンター内店舗明渡和解あっせん事件 ソフトウェア代金確定和解あっせん事件
H23.10.27	権田 光洋 渡辺 幸男（不動産鑑定士） 鈴木 健司 米田 耕司（建築士）	<三会仲裁実務研究会> 第二東京弁護士会 借地権買取請求和解あっせん事件 マンションの補修に関する和解あっせん事件
H23.11.16	竹之下 義弘 鯉沼 希未	損害賠償等請求和解あっせん事件 家族間の調整を求める和解あっせん事件
H23.12.22	阿部 博道 山田 敏章	相隣関係に関する和解あっせん事件 損害賠償請求和解あっせん事件
H24.1.18	矢野 千秋 森本 宏一郎	損害賠償請求和解あっせん事件 損害賠償請求和解あっせん事件
H24.3.21	秋田 瑞枝 龍村 全 木村 圭太	懲戒解雇処分撤回和解あっせん申立事件 判例報告：仲裁判断が判決によって取り消された事例報告
<b>平成24年度（2012年度）</b>		
H24.5.16	山崎 司平 蓑毛 誠子 遠藤 昭 正岡 有希子（補助者）	迷惑行為に関する謝罪請求等和解あっせん申立事件 損害賠償請求和解あっせん事件
H24.7.18	杉井 静子 秋葉 信幸	不動産売買にともなう違約金請求和解あっせん事件 不動産賃貸借にかかる和解あっせん事件
H24.7.25		<三会仲裁実務研究会> 第一東京弁護士会 荒井 史男（第一東京弁護士会） 丹羽 健介（第一東京弁護士会） マンション水漏れ損害賠償請求事件 墓地移転費用請求事件
H24.9.19	石井 誠一郎 九石 拓也	研究者間の関係修復和解あっせん事件 貸付金等返還請求和解あっせん事件

H24.10.25		<三会仲裁実務研究会> 第二東京弁護士会 <震災関連紛争とADR>
	荒井 史男 (第一東京弁護士会) 池田 慶子 (補助者)	福島第一原発事故による営業損害賠償に関する和解あっせん事件
	小山 稔	東日本大震災によるアーケード改修等に関する和解あっせん事件
H24.11.21	小倉 京子	債務不存在確認和解あっせん事件
	中野 剛史	通貨オプション取引に伴う損失額等請求和解あっせん事件
	坂井 愛 (補助者)	
H24.12.19	洞澤 美佳	損害賠償等請求和解あっせん事件
	奥野 滋	建物等明け渡し請求和解あっせん事件
H25.1.16	橋 勝治	損害賠償請求和解あっせん事件
	正 國彦	解決金調整和解あっせん事件
H25.2.20	工藤 英知	
	佐々木 大介 (補助者)	不動産登記名義変更請求等和解あっせん事件
	高谷 進 平林 智徳 (一級建築士)	住宅瑕疵トラブル解決調整和解あっせん事件
H25.3.13		<三会仲裁実務研究会> 東京弁護士会
	草野 芳郎 (東京弁護士会)	「和解技術論 基礎編」
<b>平成25年度(2013年度)</b>		
H25.5.15	九石 拓也	交通事故による損害賠償請求和解あっせん申立事件
	玉 伊吹 (補助者)	
H25.6.19	権田 光洋	請負契約解除に伴う精算金請求和解あっせん事件
	尾崎 英二 (建築士)	
H25.9.18	若柳 善朗	保証金返還和解あっせん事件
	中山 雄太郎	漏水事故の原因究明を求める和解あっせん申立事件
H25.10.21	大塚 一郎	債務不履行に関する損害賠償請求和解あっせん事件
	堀 招子 (補助者)	
	太田 大三	家族間トラブル調整和解あっせん事件
H25.11.20		<三会仲裁実務研究会> 第二東京弁護士会
	本山 信二郎	土地境界に関する紛争調整和解あっせん事件
	石原 正貴 (補助者)	
	有村 佳人	遺産分割に関する条件確認等和解あっせん事件
H25.12.18	菅野 光明	婚姻外男女関係清算和解あっせん事件
	白 日光 (補助者)	
	新村 正人	損害賠償等請求和解あっせん申立事件
H26.1.15	大村 扶美枝	賃貸借契約解除及び明け渡し請求和解あっせん事件
	山崎 司平	
	薮田 礼子 (補助者)	財産分与等和解あっせん事件／財産分与等請求仲裁事件
H26.2.28	若柳 善朗	労働契約地位確認等和解あっせん事件
	松本 直樹	相続財産確認等和解あっせん事件
H26.3.19		<三会仲裁実務研究会> 東京弁護士会
	上原 裕之 (東京弁護士会)	「民事調停と訴訟上の和解—最近の調停機能強化論に触れて」
H26.7.16	若林 弘樹	運転資金返還等請求和解あっせん事件
	三橋 友紀子 (補助者)	
	高井 章光	婚姻外男女関係清算和解あっせん事件
<b>平成26年度(2014年度)</b>		
H26.5.15	工藤 英知	相隣関係調整等和解あっせん事件
	鈴木 五十三	
	蓑毛 誠子	離婚調停等調整和解あっせん事件
	藤井 薫 (補助者)	
H26.6.11	大塚 正民	隣地建築条件等和解あっせん事件
	板谷 光男 (建築士)	
	遠西 昭	損害賠償請求和解あっせん事件
H26.9.17	池津 学 (補助者)	
		<三会仲裁実務研究会> 第一東京弁護士会
	後藤 出 (第一東京弁護士会)	クーポンスワップの損失填補及び解約精算金請求事件 (金融ADR)
	森 哲也 (第一東京弁護士会)	
H26.9.17	遠山 信一郎 (第一東京弁護士会)	自転車同士の交通事故による損害賠償等請求事件
	上原 裕紀 (第一東京弁護士会)	
H26.9.17	坂井 雄介	(少額) 損害賠償請求和解あっせん事件
	竹内 淳	
	岡田 泉 (補助者)	商品瑕疵に基づく慰謝料請求等和解あっせん事件

H26.10.20	山田 敏章 掛川 勝弘 (建築士)	健康被害の慰謝料及び建物修繕費用請求等和解あっせん事件
	荒井 史男 (第一東京弁護士会) 植村 周平 (補助者)	賃借物件修繕等に伴う各種調整和解あっせん事件
H26.11.12	洞澤 美佳 新家 寛	債務不存在確認請求和解あっせん事件 (金融 ADR)
	中野 剛史 倉田 梨恵 (補助者)	遺骨紛失に係る謝罪・慰謝料請求に関する和解あっせん事件
H26.12.17	大村 扶美枝 片野田 志郎 (補助者)	男女問題に関する調整等和解あっせん事件
	中山 雄太郎 坂井 愛 (補助者)	飼い犬の返還請求和解あっせん事件
H27.1.14	権田 光洋 堀 天子 (補助者)	土地借地確認・明渡しに関する和解あっせん事件
	竹之下 義弘 山本 高興 (補助者)	損害賠償請求和解あっせん事件
H27.2.18	高井 章光	工事代金返却に関する和解あっせん事件
	有村 佳人	損害賠償債務等に関する和解あっせん事件
H27.3.13		<三会仲裁実務研究会> 東京弁護士会
	大塚 正之 (東京弁護士会)	「家事紛争解決プログラムについて」
<b>平成 27 年度 (2015 年度)</b>		
H27.5.26	大村 扶美枝 田中 大介 (補助者)	金銭支払等に関する和解あっせん事件
	遠西 昭	修繕業者の指定についての和解あっせん事件
H27.6.24	高井 章光	排水管除去費用請求に関する和解あっせん事件
	渥美 央二郎 堀内 大輔 (補助者)	原状回復費用等支払に関する和解あっせん事件
H27.7.15		<三会仲裁実務研究会> 第一東京弁護士会
	鬼頭 季郎 (第一東京弁護士会) 角地山 宗行 (第一東京弁護士会)	不動産価額等確認請求事件
	我妻 由佳子 (第一東京弁護士会)	損害賠償等請求事件
	上原 裕紀 (第一東京弁護士会)	
H27.9.16	中村 芳彦	補償等請求和解あっせん事件
	津川 哲郎	マンションの管理組合からの損害賠償請求和解あっせん事件
H27.10.23	井口 多喜男	産学連携契約解約請求和解あっせん事件
	小倉 京子 廣瀬 正剛 (補助者)	不法行為に基づく損害賠償和解あっせん事件
H27.11.27	小林 克信	申立人の子の死亡 (パワハラによる自殺) による損害賠償請求和解あっせん事件
	渡邊 敏	ロケット航法センサの開発に係る各モデルのプログラム実施契約の契約内容に係る和解あっせん事件
H28.1.22	白土 麻子	請求金額の減額等についての和解あっせん事件
	福田 照幸	舞台転落事故による損害賠償請求和解あっせん事件
H28.2.24	坂井 雄介 佐川 未央 (補助者)	賃借人に対する賃借物件の和解あっせん事件
	青木 信昭 松岡 正高	教育を受ける権利の侵害回復及び損害賠償請求等和解あっせん事件
H28.3.3		<三会仲裁実務研究会> 東京弁護士会
	堀川 末子 (東京弁護士会) 伊豆 隆義 (東京弁護士会)	
	石本 哲敏 (東京弁護士会)	一般ADR直近の和解成立事例を探る—和解成立に導くノウハウ—
	安藤 建治 (東京弁護士会)	
<b>平成 28 年度 (2016 年度)</b>		
H28.5.18	中野 剛史	不法行為に基づく損害賠償請求和解あっせん事件
H28.6.15	正 國彦	管理費及び修繕積立金等清算請求和解あっせん事件
	一瀬 晴雄	職場環境配慮調整和解あっせん事件
H28.7.11		<三会仲裁実務研究会> 第一東京弁護士会
	後藤 出 (第一東京弁護士会)	
	松本 佐弥香 (第一東京弁護士会)	損害賠償等請求事件 (金融 ADR)
	荒井 史男 (第一東京弁護士会) 高取 由弥子 (第一東京弁護士会)	損害賠償請求事件

H28.9.21	田中 東陽 奥野 滋 吉田 可保里（補助者）	マンション仲介業務に関する解決金支払和解あっせん事件 リフォーム工事代金返還請求和解あっせん事件
H28.10.19	黒田 純吉 高橋 郁子（補助者） 高谷 進 飯田 研吾（補助者）	<三会仲裁実務研究会> 第二東京弁護士会 授業料返還請求等和解あっせん事件 損害賠償等和解あっせん事件
H28.11.16	山本 晋平 河合 真（補助者） 井上 省三 田中 芳美（補助者）	動産の引渡し及び情報開示請求和解あっせん事件 立替金等請求和解あっせん事件
H29.1.18	若柳 善朗 黒須 雅大（補助者） 中村 芳彦	(少額) 請負契約に関する紛争解決和解あっせん事件 (医療) 動産の引渡し及び情報開示請求和解あっせん事件
H27.3.21	佐藤 勝（東京弁護士会） 矢吹公敏（東京弁護士会） 上村 剛（東京弁護士会）	<三会仲裁実務研究会> 東京弁護士会 三会仲裁実務研究会「一般ADR和解成立事例の分析～退職慰労金事案と瑕疵担保事案～」
平成29年度（2017年度）		
H29.4.17	奈良 輝久 成田 周平（補助者） 渡辺 敏 今井 多恵子（補助者）	防音工事施工請求和解あっせん事件 不法行為に基づく損害賠償和解あっせん事件
H29.5.17	青代 深雪 中川 佳代子（補助者） 行方 美彦 芥川 壮介（補助者）	解決金返還和解あっせん事件 建物管理業務委託の解消等請求和解あっせん事件
H29.6.21	正 國彦 米田 耕司（建築士） 大嶋 芳樹 六角 麻由（補助者）	下水道工事に伴なう建物陥没補償和解あっせん事件 説明義務違反に基づく不法行為による損害賠償請求和解あっせん事件
H28.7.14	渡部 晃（第一東京弁護士会） 松本 宗大（第一東京弁護士会） 渡辺 周（第一東京弁護士会）	<三会仲裁実務研究会> 第一東京弁護士会 損害賠償等請求事件（金融ADR） 損害賠償請求事件
H29.9.20	山崎 司平 岩田 浩（補助者） 大塚 一郎 堀口 雅則（補助者）	相続分譲渡契約無効確認等和解あっせん事件 動産売買代金支払請求等和解あっせん事件
H29.10.16	藤本 欣伸 吉田 可保里（補助者） 遠西 昭	<三会仲裁実務研究会> 第二東京弁護士会 境界に関する諸問題解決請求和解あっせん事件 不動産及び借地権譲渡契約締結請求和解あっせん事件
H29.11.15	遠藤 昭 高橋 郁子（補助者） 渥美 央二郎 竹ノ内 洋一郎（建築士）	工事請負契約に基づく損害賠償請求等和解あっせん事件 建築物補修工事代金請求和解あっせん事件
H29.12.20	竹内 章子 高 将太朗（補助者） 長谷 一雄 宮野 浩臣（補助者）	婚約破棄に伴う慰謝料請求和解あっせん事件 漏水事故に伴う慰謝料請求和解あっせん事件
H30.1.17	草野 芳郎（東京弁護士会）	「和解技術論と弁護士会ADR」
H30.2.21	渡邊 敏 高橋 涼子（補助者） 橋本 副孝 高原 崇仁（補助者）	慰謝料請求仲裁事件 隣地越境解消請求和解あっせん事件
H27.3.30	河合 健（東京弁護士会）	<三会仲裁実務研究会> 東京弁護士会 「仮想通貨に関する基礎知識～新たな金融紛争に備えるために～」

平成 30 年度（2018 年度）		
H30.4.18	若柳 善朗	水槽撤去和解あっせん事件
	坂井 雄介 三澤 正大（補助者）	貸地人に対する底地の売渡し請求和解あっせん事件
H30.6.18	松本 直樹	予備校授業料の返還請求和解あっせん事件
	高橋 郁子（補助者）	
	青代 深雪 奥野 麻貴（補助者）	慰謝料支払請求和解あっせん事件
H30.7.14		<三会仲裁実務研究会> 第一東京弁護士会
	渡部 晃（第一東京弁護士会）	損害賠償等請求事件（金融ADR）
	土屋 信（第一東京弁護士会）	損害賠償請求事件（医療ADR）
H30.9.19	田中 東陽	私道の通行料の支払いに関する和解あっせん事件
	高 将太朗（補助者）	
	竹之下 義弘 今西 陽子（補助者）	慰謝料請求等和解あっせん事件
H30.10.15	正 國彦	学校内事故に基づく損害請求等請求和解あっせん事件
	白土 麻子	
	権田 光洋 益谷 元也（補助者）	不法行為に基づく損害賠償請求和解あっせん事件
H30.11.21	渡邊 敏	請負金等請求和解あっせん事件
	稻垣 司（補助者）	
	堀口 真一 浜辺 美佳子（補助者）	請負契約をめぐる和解あっせん事件
H30.12.17	遠西 昭 阿南 賢人（補助者）	適切な措置を求める和解あっせん事件
H31.2.20	大村 扶美枝 奥富 健（補助者）	賃貸借契約和解あっせん事件
	黒田 純吉 森田 優子（補助者）	適切な措置を求める和解あっせん事件
平成 31 年度・令和元年度（2019 年度）		
H31.4.17	小倉 京子 室谷 和宏（補助者）	夫婦関係等調整和解あっせん事件
	楳枝 聖子 稻垣 司（補助者）	保険金支払等和解あっせん事件
	橋本 副孝 三森 仁 和久田 玲子（補助者）	取締役解任に伴う物件引渡し等請求和解あっせん事件
R1.6.21	山田 敏章 小島 孝豊（建築士）	建築紛争等和解あっせん事件
	山田 敏章 吉原 慎一（補助者）	債務不存在確認等和解あっせん事件
	山崎 司平 高橋 涼子（補助者）	慰謝料請求和解あっせん事件
R1.7.17	楠 慶 高橋 郁子（補助者）	損害賠償請求等和解あっせん申立事件
R2.1.15	井上 省三 小島 孝豊（建築士） 木村 康紀（補助者）	建物不具合等解消における和解あっせん事件
	青代 深雪 岩田 浩（補助者）	損害賠償請求等和解あっせん事件
	R2.2.19 西口 元（千葉県弁護士会）	講演「NコードとADR」

※記念誌作成時に確認できた資料による。

# NIBEN Frontier

発行日	掲載号・テーマ
平成 22 年度（2010 年度）	
H22.3.20	NIBEN Frontier4 月号 『その事件「仲裁」がいいのでは？』出井直樹／聞き手・柳楽久司
H22.7.20	NIBEN Frontier8・9月合併号特集 『仲裁センター 20 周年』出井直樹
	『解決事例報告』森谷和馬／黒田純吉／橋本副孝
	『二弁仲裁センター発足の‘熱情’』山崎司平
	『東京三会方式医療ADRについて』中山ひとみ
H23.2.20	NIBEN Frontier3 月号 『弁護士会ADRの質的向上／金融ADRにおける仲裁センターの役割』九石拓也
平成 23 年度（2011 年度）	
H23.10.20	NIBEN Frontier11 月号 『いまさら聞けない「仲裁センター」とは？』知念芳文
平成 24 年度（2012 年度）	
	NIBEN Frontier4 月号 『仲裁解決事例 子どものケガをめぐる紛争を早期に解決した事例』蓑毛誠子
平成 25 年度（2013 年度）	
	掲載なし
平成 26 年度（2014 年度）	
H26.6.20	NIBEN Frontier7 月号 『二弁仲裁センターにおける金融ADRの制度と利用状況』九石拓也
H26.11.20	NIBEN Frontier12 月号 講演録『仲裁・和解あっせんその他 ADR の賢い使い方（前編）』出井直樹
H26.12.20	NIBEN Frontier1・2月合併号 講演録『仲裁・和解あっせんその他 ADR の賢い使い方（後編）』出井直樹
平成 27 年度（2015 年度）	
H27.5.20	NIBEN Frontier6 月号 『国際家事ADR（ハーグ条約に基づく子の返還・面会交流の和解あっせん）』蓑毛誠子
平成 28 年度（2016 年度）	
H28.5.20	NIBEN Frontier6 月号 『仲裁センターだより』山崎 司平／森田 優子
平成 29 年度（2017 年度）	
H29.3.20	NIBEN Frontier4 月号 『仲裁センター運営委員会報告』高谷 進／遠西 昭／室谷 和宏／塙越 邦広
H29.5.20	NIBEN Frontier6 月号 『使ってみよう、仲裁センター』蓑毛 誠子／中村 芳彦／鈴木 明子／近藤 康二（塙越 邦弘編集）／黒田 純吉／農端 康輔／渥美 央二郎
平成 30 年度（2018 年度）	
H30.5.20	NIBEN Frontier6 月号 『仲裁センター運営委員会報告』室谷 和宏
平成 31 年度・令和元年度（2019 年度）	
H31.4.20	NIBEN Frontier5 月号『委員会ニュース』室谷 和宏／塙越 邦広

※記念誌作成時に確認できた資料による。

# 仲裁センター10年史（平成22年～）

年月日	事 項
<b>平成22年度（2010年度）</b>	
H22.4.23	定例研修 事業再生ADRに関する講演
H22.4～	医療ADRの運用について「手続標準マニュアル」等を作成
H22.5	期日手数料の免除について規定した手数料細則第3条第3項の「特別な事情」は弾力的に解してよく、期日が短時間で終了した場合や相手方不応諾の場合は「特別な事情」に含まれることを確認。また、あっせん人の判断で期日手数料を免除した場合は、直近の委員会で事後承認する取扱いとなった（全体会）。
H22.5～6	仲裁及び和解あっせん補助者細則第5条の改正（補助者に対する成立報酬の廃止）につきメーリングリストで周知
H22.5.26	仲裁センター規則第4条第5項（仲裁人候補者の情報の公開に関する規定）の改正（施行）
H22.6	申立人用チェックリスト（期日手数料、期日日当・日当補償）を修正し、メーリングリストで周知
H22.7.1	仲裁及び和解あっせん補助者細則第5条（補助者に対する報酬）を改正（施行）
H22.9	仲裁人補助者から仲裁人候補者名簿への移行につき承認（全体会）
H22.9.17	日弁連 第14回 全国仲裁センター連絡協議会（大阪「総合紛争解決センターについて」）
H22.10	金融ADR仲裁人候補者特別名簿（三会共通） 承認（全体会） 第63期司法修習生選択型実務修習プログラム実施「ADRの理論と実務」
H22.10.5	仲裁及び和解あっせん手数料細則第2条第1項及び第2項ただし書（申立手数料）の改正
H22.10.27	二弁仲裁センター20周年記念企画 シンポジウム「ADRによる紛争解決の質的向上のために」
H23.2.25	日弁連 全国弁護士会仲裁センター実務懇談会
H23.2.28	仲裁センター運営細則第4条の2（事件記録の開示基準）を新設（施行）
H23.3	ホームページの改訂につき承認（全体会）
<b>平成23年度（2011年度）</b>	
H23.4.15	定例研修「コンフリクト・マネジメント～交渉と対話の技法～」（早稲田大学大学院法務研究科 和田仁孝教授）
H23.5	仙台弁護士会が設置運営する震災ADRその他東日本震災に起因する紛争の解決に関する弁護士会の費用に充てるため、当会から仙台弁護士会に対し500万円を寄付することが提案され、予算が総会で承認されることを条件に承認された（全体会） 仲裁人候補者名簿改製のため、登載希望アンケートを実施
H23.7	文書等保管保存規則の改正に関し、仲裁判断書及び和解契約書は30年、事件記録は成立案件が10年、不成立案件は5年の保存とすることを承認（全体会） リーフレットを作成し、委員等が配布先に直接出向いて配布 国際家事ADR設置準備小委員会を設置
H23.9.16	日弁連 第15回 全国仲裁センター連絡協議会（札幌 「仲裁センター・紛争解決センターの活性化及び未設置・隣接弁護士会との連携の在り方」）
H23.10	リーフレットの配布が完了し、配布先の要請に応じて申立書の雛形等を送付（追ってリーフレットの追加配布も実施）
H23.10.14	第64期司法修習生選択型実務修習プログラム実施「ADRの理論と実務」
H23.11	記録開示に関する規則の改正に伴い、当事者等に配布する「個人情報のお取扱いについて」を改訂 ホームページでの仲裁センターの特設サイトを開設すること及びfacebook上にもページを作成することについて承認（全体会）
H24.2.23	東京三弁護士会医療ADR研修会
<b>平成24年度（2012年度）</b>	
H24.4.25	定例研修「交渉理論から見直そう。法と実務！」（東京大学大学院法学政治学研究科 太田勝造教授）
H24.4	金融ADR現地調停仲裁人候補者名簿承認（群馬、新潟）
H24.5	国際家事ADRに関し、外務省のパイロット事業を受けることを委員会で承認
H24.6	金融ADR現地調停仲裁人候補者名簿承認（島根、山形、釧路、沖縄） PR漫画「甲斐開」1万部増刷

H24.7	金融ADR現地調停仲裁人候補者名簿承認（福島） 国際家事ADR仲裁人候補者名簿作成
H24.7.14	第22回 仲裁センター夏期勉強会
H24.9	医療ADR手続き管理者 ガイドライン作成
H24.9.28	日弁連 第16回 全国仲裁センター連絡協議会（京都）
H24.9.29	出張説明会を開催（マンション管理組合を対象）
H24.10.5～12	第65期司法修習生選択型実務修習プログラム実施「ADRの理論と実務」
H24.10.25	期日・日当補償等のあり方に関する細則等の改正案（5本）について委員会で承認（その後、H25.2.28公示・施行）
H24.11	苦情相談担当員名簿改定
H25.1.24	広報のため、業界団体にフォローアップで委員幹事から架電する方針及びそのマニュアルが決定され、実行された。
平成25年度（2013年度）	
H25.4	定例研修「相談と人間関係調整」（中京大学法科大学院 稲葉一人教授）
H25.7.20～21	第23回 仲裁センター夏期勉強会
H25.9	期日手数料、期日日当等減免ガイドライン
H25.9.13	日弁連 第17回 全国仲裁センター連絡協議会（愛媛）
H25.10.8～11	第66期司法修習生選択型実務修習プログラム実施「ADRの理論と実務」
H25.12.16	JICAからの依頼でイランからの研修を受け入れ
H26.2	国際家事ADR事業に入札
H26.2.28	補助者候補者希望者向け研修
H26.3	国際家事ADR事業を落札 仲裁人候補者・補助者候補者名簿改訂
H26.3.31	ハーヴィー条約事件等に関する特別細則（新設） 施行
平成26年度（2014年度）	
H26.5	医療手続き管理者名簿改訂 承認（全体会） 苦情相談名簿改訂 承認（全体会）
H26.5.2	定例研修 中京大学法科大学院教授 稲葉一人先生
H26.7	漫画パンフレット第2弾 全会員へ発送 特設サイトに仲裁マンガパンフレット第2弾『婚約破談は誰のせい？』編をアップロード
H26.7.19	第24回 夏季勉強会
H26.9	通訳人日当の請求書につき承認
H26.9.19	日弁連 第18回 全国仲裁センター連絡協議会（沖縄）
H26.10	金融ADR協定書改訂 承認（全体会）
H26.10.7～10	第67期司法修習生選択型実務修習プログラム実施「ADRの理論と実務」
H26.10.28	法律相談センターと懇談（申立件数の増加等）
H26.11	仲裁人候補者について定年制を設けない方針が確認された（全体会） 一方当事者が複数名いる場合の期日手数料について、平成27年1月1日以降に受理した事件に関しては、申立人側・相手方側それぞれから期日手数料5,000円（+消費税）を頂戴することで承認された（全体会）
H26.12	特設サイトHPを改訂（調停等との比較について）
H27.1	四谷法律相談センターに「仲裁センター申立手数料半額券」設置 国際家事ADR事業に入札 承認（全体会）
H27.1.15	仲裁センター運営細則第4条の2第2項の表の改正規定 施行

平成27年度（2015年度）	
H27.4.1	東京三弁護士会医療ADR研修会
H27.4	期日手数料説明書の改訂 承認（全体会）
H27.4.1	東京三弁護士会医療ADR研修会
H27.4.22	「医療ADRシンポ」 日弁連 第19回 全国仲裁センター連絡協議会（東京三会）
H27.4.24	定例研修「法律相談・交渉に活かせる調停の技法」
H27.6	苦情相談名簿の改訂 承認（全体会） 富山県弁護士会と金融ADR移管・現地調停に関する協定書 締結
H27.7	期日手数料のガイドライン 承認（全体会） 仲裁センターリーフレットを弁護士会館1階に設置
H27.7.4～5	第25回 夏季勉強会
H27.8.15	仲裁センター規則第10条第6号（新設）施行 ハーグ条約事件等に関する特別細則第6条（新設）施行
H27.9	リーフレット5000部増刷 承認（全体会）
H27.9.16	日本語使用についての会則改正 常議員会承認
H27.10.6～9	第68期司法修習生選択型実務修習プログラム実施「ADRの理論と実務」
H27.11.17	日本語使用についての会則改正 臨時総会 上程
H28.2	二弁仲裁センターfacebook 開設 国際家事ADR事業に入札 承認（全体会）
H28.2.24	日本語使用についての手続細則 承認（理事者会）
H28.3	漫画第2弾増刷3000部 発注
H28.3.30	東京三弁護士会医療ADR研修会
平成28年度（2016年度）	
H28.4	福島県弁護士会金融ADR仲裁人候補者名簿承認
H28.4.20	仲裁手続及び和解あっせん手続細則目次を付する改正規定、第4条の2、第4条の3（新設）施行
R3.5.10	仲裁及び和解あっせん手数料細則第2条第1項改正規定施行
R3.9.1	仲裁手続及び和解あっせん手続細則第30条第1項、第30条の2改正規定施行
H28.10	千葉県弁護士会金融ADR仲裁人候補者名簿承認 宮崎県弁護士会金融ADR仲裁人候補者名簿承認
H28.10.11～24	第69期司法修習生選択型実務修習プログラム実施「ADRの理論と実務」
H28.10.22	仲裁人候補者向け研修会実施
H28.12	仲裁実務マニュアル改訂 承認 受付時チェックリスト改訂 承認 釧路弁護士会金融ADR仲裁人候補者名簿承認
H29.1	四谷法律相談センターに半額券及び仲裁実務マニュアル設置
H29.1.11・27	仲裁人補助者研修会
H29.2	国際家事ADR事業に入札 承認
H29.3	期日手数料請求のガイドライン改訂 承認 鳥取弁護士会金融ADR仲裁人候補者名簿承認
H29.3.30	東京三弁護士会医療ADR研修会
平成29年度（2017年度）	
H29.4	山梨県弁護士会金融ADR仲裁人候補者名簿承認
H29.6	仲裁実務マニュアル一般公開 承認 金融ADR仲裁人候補者名簿改訂 承認

H29.7	金融ADR仲裁人候補者名簿改訂 承認 医療ADR仲裁人候補者名簿改訂 承認
H29.7.29～30	第27回夏期勉強会
H29.10.10～13	第70期司法修習生選択型実務修習プログラム実施 「ADRの理論と実務」選択型実務修習実施
H29.10.30	災害時ADR特別細則公示
H30.1	和歌山県金融ADR仲裁人候補者名簿承認
H30.2	国際家事ADR事業に入札 承認
H30.3.16	東京三弁護士会医療ADR研修会
H30.3.31	仲裁人候補者向け研修
平成30年度（2018年度）	
H30.6.26	定例研修「スポーツ仲裁の現状と展望」（弁護士 高松政裕／同 杉山翔一）
H30.9.21	日弁連 第22回 全国仲裁センター連絡協議会（高崎）
H30.10.9～12	第71期司法修習生選択型実務修習プログラム実施 「ADRの理論と実務」
H30.11	金融ADR 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（後の一般社団法人日本暗号資産取引業協会）との協定締結（東京三会）
H30.11.22	弁護士会ADR30周年PT（実行委員会）の立ち上げ
H30.12.20	二弁仲裁センター紹介漫画（第3弾） 承認
H31.1.26	仲裁人候補者研修
H31.2.12	仲裁センターにおける申立・応諾サポート弁護士に関する細則 制定
H31.2.22	日弁連 第15回 全国弁護士会ADRセンター実務懇談会
H31.3	二弁仲裁センター ノベルティグッズ（クリアファイル）の作成・設置
H31.3.22	東京三弁護士会医療ADR研修会
平成31年度・令和元年度（2019年度）	
H31.4.25	ODR検討PT（勉強会）の設置
R1.6.10	定例研修「法的コミュニケーション分析の最前線～裁判員評議の『ブラックボックス』を可視化する～」（東海大学 北村隆憲教授）
R1.9.13	日弁連 第23回 全国仲裁センター連絡協議会（熊本）
R1.10	令和元年台風15号・19号に関する災害時ADRを開始（東京三会）
R1.10.7～11	第72期司法修習生選択型実務修習プログラム実施 「ADRの理論と実務」
R1.11.1	仲裁センター規則（第8条の3～第8条の6（新設）、第11条第4号及び第5号並びに第12条改正）施行
	仲裁手続及び和解あっせん手続細則（第4条の2及び第4条の3第1項、第30条及び第30条の2改正）施行
	仲裁センターにおける申立・応諾サポート弁護士に関する細則 施行
R1.11.8	日弁連 第16回 全国弁護士会ADRセンター実務懇談会
R1.12.6	補助者候補者研修
R1.12.21	仲裁人候補者研修「和解交渉・和解あっせんの基礎理論とその実践」（九州大学 入江秀晃准教授）
R2.2.14	二弁仲裁センター ノベルティグッズ（ボールペン）作成
R2.3	子ども学校問題ADRの実施を承認
	仲裁人候補者名簿・補助者候補者名簿改製
	コロナウィルスに関する災害時ADRを開始

# JCAジャーナル連載「和解あっせん実務上の諸問題研究」について

二弁仲裁センターをはじめとする弁護士会ADRの手続・実務は、実践と試行錯誤によって発展してきた。規則化されているものもあれば、慣行として行われているもの、いろいろなやり方考え方があってケースバイケースの運用に任されているものも多い。それらについて、実務を検証し、問題点・考え方を整理し、現在の到達点を示すことを研究の目的として、連続研究会を行った。当センターに関係が深い九州大学の入江秀晃教授にも毎回議論に参加いただいた。その成果を、以下の通り、JCAジャーナルに2021年1月号から2022年3月号まで連載した。

- 2021年1月号 「和解あっせん実務上の諸問題研究」の連載を始めるにあたって〔出井直樹〕  
実務上の諸問題研究の意義〔入江秀晃〕  
和解あっせんの当事者の守秘義務〔出井直樹〕
- 2021年2月号 和解あっせん手続における手続実施場所・現地見分について〔塚越邦広〕  
同席方式、別席方式それぞれの実務上の問題点〔坂井雄介〕
- 2021年3月号 和解あっせんの資料の他の手続での使用〔出井直樹〕  
手続実施者の選任・指名と利害関係情報〔九石拓也〕
- 2021年4月号 事例研究の方法〔室谷和宏〕  
手続実施者による冒頭の手続きの説明、本人確認の方法〔五十嵐実保子〕
- 2021年5月号 和解条項の起案、チェックの方法 和解条項と執行力〔浜辺美佳子〕  
和解の履行の確保〔塚越邦広〕
- 2021年7月号 機関と手続実施者（調停人・あっせん人）の関係〔出井直樹〕  
補助者及び専門家委員の役割〔益谷元也〕
- 2021年8月号 法律相談・他機関との連携、相談前置〔九石拓也〕  
広報のための事例の取扱い〔室谷和宏〕
- 2021年9月号 和解あっせん手続における代理人の役割と技術〔權田光洋〕  
手数料の設定、説明、納付の問題点〔齋藤成俊〕
- 2021年10月号 多数当事者が関与する和解あっせん〔出井直樹〕  
当事者の満足度の把握、苦情相談の問題点〔齋藤成俊〕
- 2021年11月号 弁護士以外の代理人の選任・出席〔農端康輔〕  
当事者以外の第三者の同席、参加〔農端康輔〕
- 2022年1月号 和解あっせん手続での資料・情報の取扱い等〔出井直樹〕  
手続相談、申立・応諾サポート制度〔農端康輔〕
- 2022年2月号 被申立人が手続応諾を留保してとりあえず参加する場合の対応〔農端康輔〕  
応諾要請〔農端康輔〕
- 2022年3月号 解像度を上げたADRの議論に向けて〔入江秀晃〕

以上

## 編集後記

第二東京弁護士会仲裁センターは、正確には2020年（令和2年）3月15日に設立30年を迎えた。2019年に当センター30周年記念事業実行委員会の委員長に任命され、それ以降、3つの記念事業を柱として進めてきた。第一に、記念シンポジウム、第二に和解あっせん実務上の諸問題研究、そして第三に記念誌作成である。記念シンポジウムについては、2020年9月11日の日弁連ADRセンター全国連絡協議会と合同での記念シンポとして実行し、研究会については、2019年春～2021年夏にかけて連続で研究会を催し、その成果をJCAジャーナルに連載した。この記念誌の完成・発行により、30周年記念事業は完遂する。

記念シンポジウムは室谷和宏委員（2021年度から運営委員長）、諸問題研究は農端康輔嘱託（仲裁センター嘱託）、記念誌は齋藤成俊委員が、それぞれ幹事として、2020年春からはコロナ禍でさまざまな困難が生じる中、精力的に取り組んでいただいた。幹事の方々のほか、2017年度・2018年度の九石拓也委員長、2019年度・2020年度の坂井雄介委員長をはじめとする委員会の方々にも多大なバックアップをいただいた。この場を借りてお礼申し上げる。

二弁仲裁センターは、そして弁護士会ADRは、30年間試行錯誤を重ねてきた。これからもそうであろう。専門分化、オンライン化という波も押し寄せている。仲裁法、ADR法などの改正の動きもある。40周年記念誌でどういう振り返りがなされるか、楽しみである。

◎出井 直樹（30周年記念事業実行委員会 委員長）

30周年記念誌は、第二東京弁護士会仲裁センターの10周年記念誌、20周年記念誌の構成を踏襲しています。三冊をご覧いただければ30年間の仲裁センターの歴史・活動が俯瞰できるようになっています。

冒頭のシンポジウムは、今後が仲裁センターがより利用され、紛争解決の手段としての大きな役割を担うべく、これまでのADRのあり方を振り返り、これからのADRのあり方を模索するためのものです。広くお読みいただき、仲裁をより深く知っていただければと思います。

その他の資料は、第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会の活動が分かるようにまとめたものとなります。仲裁センターの良さが広く認知され利用が促進する一助になれば幸いです。

◎齋藤 成俊（記念誌 幹事）

20周年記念誌を作った時も「ボスの仕事で忙しいのに大変だな…」と言いながらやっていた記憶ですが、10年後の今回は、それどころの比ではなく、「自分の仕事で忙しすぎる！ 死ぬ～！」という状況でした。次の40周年で記念誌を作ることがあれば、完成した冊子を受け取って、「仲裁センター、頑張っとるねえ」とエールを送る立場に立ちたいです。編集に携われた皆様、本当に疲れ様でした。

◎坂井 雄介

新型コロナウイルスの影響で社会全体が停滞し、その中でADRのあり方も大きく変わる中で、30年を振り返ることとなり、改めてADRの変革期に身を置いていることを実感することができました。これまでの諸先輩方の努力に敬意を表しますとともに、今後も、社会のニーズに応えられるようなADRのあり方を模索していきたいと思っております。

◎室谷 和宏

個人的には30周年記念事業や記念誌の編集の過程で体調を崩して皆様に大変ご迷惑、ご心配をおかけしました。30周年記念事業は、新型コロナウイルスのまん延の時期に行うこととなり、新たなチャレンジとなりました。記念誌をはじめとする二弁仲裁30周年の関連した取組みが、これまでの二弁仲裁センターをふり返り、当事者にとって今後よりよいADRとなる歩みの助けとなればと思います。

◎農端 康輔

記念シンポや記念誌の編集を通じて、運営委員として日々の仲裁センターの業務に関わる中で見えていることはまた別の視点から、二弁仲裁センターの30年について考えることができ、大変勉強になりました。皆さまありがとうございました。

◎五十嵐 実保子

仲裁センター運営委員会に関わるようになって日が浅いのですが、今回運良く30周年記念誌の一部を担当させていただいたことで、その歴史や諸先輩方の意気込み・活動を垣間見ることができ、身の引き締まる思いがしました。

◎三澤 正大

弁護士登録直後から仲裁センター運営委員会に参加してきたので、今回の30周年誌作成作業は、自らの弁護士業務を振り返る機会にもなりました。また、これまでの諸先輩方の活動を知ることで、今後の弁護士業務の指針を頂けたように思います。ありがとうございました。

◎山本 高興

編集作業を通じて仲裁センターの歴史に触れることができ、大変勉強になりました。20周年時には利用増加が一つの課題とされていましたが、今もその課題は残されています。この30周年記念誌をきっかけとして、多くの方に二弁仲裁センターを知ってもらえれば幸いです。

◎塚越 邦広

30年にわたる先輩方の活動の歴史に触れるとともに、二弁仲裁センターのこれから30年を考える機会となりました。貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

◎奥野 麻貴

## 二弁仲裁センター30年のあゆみ

発行日：令和5年3月31日

編集・発行：第二東京弁護士会 仲裁センター

印 刷：株式会社キリシマ印刷

〒177-0034 東京都練馬区富士見台 2-17-15-205

電話 03-3926-0901

